

Vol.19

2007 December

社会関連会計研究

***Research in Corporate
Social Accounting and Reporting***

日本社会関連会計学会

The Japan Corporate Social Accounting and Reporting Association

会 長 挨拶

松 尾 聿 正 (関西大学)

企業の視点から「企業と社会との関係」を補足・解明することを目的として、1988年9月に本学会が創設されてから（日本社会関連会計学会『社会関連会計研究』創刊号「創刊にあたって」より）19年が経過した。

その間、会員数も増大し、今や250名弱の会員を擁する日本学術団体登録機関として、名実ともに独立した一研究団体に成長した。当学会のこうした発展に対応して、本機関誌掲載論文にレフェリー制を導入して3年目を迎えた。

企業活動の拡大と社会情勢の変化につれて、企業行動が社会に与える影響は、日々、多様になりつつある。本学会では、当初、付加価値研究の「企業生産性研究会」を母体にして、付加価値会計の研究から出発した。その後、企業行動の社会的インパクトの増大に応じて、本学会の関心領域が「企業と社会との関連性」へと広がる現象として、主として環境問題に対する会計学的解明を課題とする議論が頻繁に取り上げられた時代があった。企業と社会の係わりの更なる広がりとともに、今日では、企業の社会的責任活動に視座を広げる企業が増大しつつあることに呼応して、本学会の研究テーマも、環境問題はもとより、それに止まらず、企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility, CSR)、医療・福祉問題等、広範な広がりを見せはじめている。いままさに、日本社会関連会計学会の活動とそこから生まれるいくつかの提言が、21世紀を迎えてますます激しく変化する社会に不可欠になりつつある。

本号に掲載されている研究論文は、こうした社会の負託に応えるに十分な研究成果であり、いずれも変容する社会に何某かのインプリケーションを提示している。そうした示唆が、変貌する社会に一役果たすことを願うばかりである。

2008年1月9日

目 次

会長挨拶

研究論文

持続可能性と環境・CSR会計－持続可能性会計への展望－

..... 郡司 健 1

独立行政法人における企業会計的手法に関する検討

..... 石津 寿恵 11

自治体病院における管理者の選任と採算性

..... 佐藤 清和 23

住宅資産の持続可能性の探求

..... 倉田 剛 39

ファイナイト保険を巡る会計上の諸問題－保険会計と金融商品会計との区分について－

..... 岡崎 一浩 47

スタディ・グループ報告

中国における社会関連会計の現状と動向についての研究（最終報告）

..... 水野 一郎 59

学会行事

日本社会関連会計学会 会則

日本社会関連会計学会 役員選挙規則

日本社会関連会計学会 スタディ・グループ規程

『社会関連会計研究』 投稿規程

『社会関連会計研究』 執筆要領

Research in Corporate Social Accounting and Reporting

Volume 19

December, 2007

Articles

- Sustainability and Accounting for Environment and CSR
..... *Takeshi Gunji* 1
- The Meaning of Business Accounting Method in Incorporated Administrative Agencies
..... *Toshie Ishizu* 11
- An association between appointment of administrator and financial sufficiency
in Municipal Hospital
..... *Kiyokazu Satoh* 23
- The Research of Sustainability of the Home Equity
..... *Tsuyoshi Kurata* 39
- Accounting Issues on Finite Insurance
..... *Kazuhiro Okazaki* 47
- ## Study Group
- A Study on Trend and Feature of Corporate Social Accounting and Reporting in China
..... *Ichiro Mizuno* 59

Published by
The Japan Corporate Social Accounting and Reporting Association
Osaka City University
Faculty of Business
3-3-138 Sugimoto, Sumiyoshi-ku Osaka, 558-8585 Japan

【研究論文】**持続可能性と環境・CSR会計**

—持続可能性会計への展望—

郡 司 健（大阪学院大学）

I はじめに

近年、企業の社会関連報告は、持続可能性のメルクマールのもとに、環境報告書から環境社会報告書・環境経営報告書へ、そこからさらに企業の社会責任報告（CSR）報告書あるいは持続可能性報告書へと進展がみられる。これはわが国だけでなく環境・CSR・持続可能性報告書に積極的とみられる欧州企業も同様である。

わが国の環境報告では、おもに環境省のガイドラインに従い、物量的な報告だけでなく環境会計も公表されてきた。この傾向は、CSR・持続可能性報告書にも受け継がれているとみられる。このような環境報告書からCSR・持続可能性報告書への進展において、会計情報はいかに役立ち、あるいはいかに役立ちうるかは重大な関心事である。換言すれば、持続可能性のメルクマールのもと、環境から社会・経済への広がりの中で、従来の環境会計さらには会計情報がいかに取り扱われ、いかに役立ちうるかを探ることは、非常に重要な課題であるといわなければならない。

そこで以下においては、持続可能性の観点から、わが国および欧州企業の環境・CSR・持続可能性報告書（以下、「持続可能性報告」と総称する。）を中心にそこにおいて用いられている、固有の会計情報について検討し、これに基づいて持続可能性報告における会計のあり方ないし方向性を探ってみたい。

II 持続可能性とパフォーマンス指標

持続可能性は、たとえば、「リオ宣言」にみられるように、なによりもまずマクロ的な視点から展開されてきた。そこでは、地球規模での持続可能な発展が最も重視され、そのような発展にあたっては世代間要求の公正性を保持することが求められる（UNEP, 1992）。

このような、いわばマクロ的持続可能性にも次の3つのレベルが考えられる（郡司, 2007,

キーワード 持続可能性、環境・CSR・持続可能性報告書、持続可能性報告に固有の会計情報、
持続可能性企業会計

24頁)。

①グローバル持続可能性＝地球規模の持続可能性

②ブロック持続可能性（アジア＜極東、東南、中近東等＞、EU・ヨーロッパ、北米・南米・アフリカ等）

③国別持続可能性

とりわけ、グローバル持続可能性に関しては、地球温暖化に伴う気候変動の影響がわれわれの経済および社会生活にまで深刻な影響を及ぼしてきている。これに加えて、それぞれの国が属する経済・社会ブロックに固有の問題がより具体的かつ直近の問題としてわれわれの前に立ちだかっている。例えば、欧州ではかつてのチェルノブイリ核汚染が非核エネルギーへの転換・エネルギー使用の節約への関心を促した。他方、東アジアでは中国経済の著しい発展が同時に著しい環境汚染とエネルギーの過剰消費をもたらしている。これらはそれぞれのブロックにおける持続可能性の重要課題としてとらえられるであろう。

さらには、各国固有の世代間調整の問題がこれに加わることになる。これには例えば、業種別環境保護、消費者保護、社会支援、団塊世代のリタイアや雇用環境変化、少数民族保護の問題等々が挙げられるであろう。

他方、ミクロ的持続可能性とくに企業の持続可能性に関しては、GRI(Global Reporting Initiative)ガイドラインにおける経済・環境・社会に関する各パフォーマンス指標が注目される。ここでは、これまでのわが国および欧州企業の持続可能性報告が依拠してきたとみられる旧ガイドラインに従えば次のように要約されるであろう（環境監査研究会監訳，2002，40頁，46-60頁，88-89頁）。

①経済的パフォーマンス指標に関しては、財務諸表情報や収益性よりもむしろ、その組織が直接・間接的に行った経済的行為がどのようにステークホルダーに関わってくるかという点に重きがおかれる。

②環境パフォーマンス指標については、絶対値（絶対尺度）と標準化された値（相対尺度、例えば生産量当たりの資源利用量）との両方の値を用いて提供されることが重要である。

③社会的パフォーマンスの測定に関しては環境パフォーマンスの測定ほどに総合的な合意が得られていない。このため、協議プロセスを通じて、労働慣行や人権、消費者・地域・その他ステークホルダーに影響を与える広範囲な課題に関する主要なパフォーマンス要素を中心に、指標が選択される。それ故、国により企業により異なる指標が形成される。

このようななかにあつて、会計情報（財務情報）は、とくに経済的パフォーマンスに密接に関わるとみられる。しかし、そのみにとどまらず、環境パフォーマンスに関してもとくにわが国においては環境会計が重要な役割を占めている。また、社会的パフォーマンスにおいても人的資源・対社会的支援活動等に関して会計情報の役割が考えられる。とりわけ持続可能性報告における会計情報に関しては、経済的パフォーマンス指標に示唆されるように、財務（諸表）

情報以外の固有の会計情報がいかに関わっているのが重大な関心事となる。

Ⅲ わが国企業の持続可能性報告にみられる固有の会計関連情報

わが国企業に関しては45社の2005年度版持続可能性報告について検討した。その書名については、持続可能性報告書（あるいはサステナビリティレポート）は2社、CSR報告書（CSRレポート、企業の社会的責任報告書等を含む）は23社、社会・環境報告書（環境・社会報告書、同レポート等を含む）は12社、環境経営報告書は2社、環境報告書（環境レポート含む）は3社（内重複1社）で、その他は3社（Gaiareport、緑字企業報告書、Green Report）、計45社であった。これよりCSR報告書が最も多く約半数を占めている¹⁾。

これらの報告書に記載される会計情報の中には、とくに経済性報告においては、年次報告書の会計データ（財務情報）が用いられることが多い。これも広い意味での、持続可能性のための会計情報に含まれるが、持続可能性報告に固有の情報とはいえない。持続可能性報告に固有の会計情報とは、財務情報以外の企業の持続可能性に関わる経済・環境・社会パフォーマンスを測定・表示するための会計情報として位置づけられる。ここには、持続可能性報告のための財務情報の加工を含むが、要約財務情報は含まれない。わが国持続可能性報告の特徴を固有の会計関連情報を中心に検討すれば、図表1のように示される。

図表1 わが国企業環境・CSR・持続可能性報告書における固有の会計情報

	持続可能性報告書	CSR報告書	社会・環境報告書	環境経営報告書	環境報告書	その他	合計
書名	2	23	12	2	3	3	45
環境会計(a)	1	17	11	2	3	3	37
付加価値・収益分配	1	5	1				7
生産性				1		1	2
【環境効率】		5	4	1			10
売上高/環境負荷		3	2				5
付加価値/環境負荷		2					2
売上総利益/環境負荷			1				1
経済効果/環境負荷				1			1
販売量/環境負荷額			1				1
【環境負荷集約度】		2	4	1		1	8
CO ₂ 排出量等/売上高		2				1	3
CO ₂ 排出/営業利益			1				1
環境負荷抑制/販売量			1				1
環境負荷効果			2	1			3
部門別環境会計		2		1			3
部門別経済効果等		1	1		1		3
環境関連投資・費用		6	3		1	2	12
社会的責任投資*	1	2(1)	1(1)				4(2)
社会貢献活動支出		1	1				2
その他		1	3	1		1	6

*社会責任投資－（ ）内は記述のみの企業数

図表1では、おもに関連する項目を中心に太線で区画して示しておいたが、固有の会計情報として何よりも環境会計の充実をあげることができるであろう。環境会計は、45社中37社(82.2%)と他の項目と比較して最も良く開示されている。部門別(機能別・事業別)環境会計は3社、部門別等の経済効果3社とともに、ある意味において環境会計の定着と応用(成熟)をここに見ることができるであろう。

次に、環境効率および環境負荷集約度に関する情報が注目される。価値的環境効率に関しては、分子に売上高をもってくるのは5社と最も多く、付加価値が2社、売上総利益、経済効果額、販売量が各1社であった。販売量の場合はむしろ分母の方に価値額(環境負荷額)が用いられている(環境経営効率=ガス販売量/各種環境負荷発生量の金額換算値)。分母の環境負荷に関しては、特定の団体の公表する環境負荷係数やエコ・ポイントを用いるものもあれば、各項目別の物量(エネルギー消費量、CO₂排出量)を用いるものもあるし、環境保全コストを用いるものもあった。

他方、環境負荷集約度は、これを簡略化していえば、環境効率の逆数として示される(郡司, 2004, 5-6頁, キリンビール, 2001, 12-13頁参照)。その場合に、分母に売上高を用いるのが3社、営業利益(経済付加価値)および販売量(分子に環境負荷抑制量の金額換算)を用いるのが各1社みられた。分子には項目別環境負荷量(CO₂排出量、廃棄物総発生量等)が多く用いられている。また、環境負荷効果として、CO₂排出量・廃棄物排出量売上原単位と削減率、環境負荷改善率・環境保全費用に対する環境負荷低減効果(t・CO₂/億円)等、環境保全効果(環境パフォーマンス(物量値)の前年比削減量と金額換算)を表示する3社をここに含めている。

環境関連投資・費用に関しては、技術研究開発費・売上高比率や環境投資比率・環境研究開発比率等もここに含めているが、12社(26.7%)が開示している。

付加価値・収益分配計算は7社(15.6%)が使用している。そのうち、4社は経済パフォーマンスの報告(経済報告)に公表し、他の3社はCSR会計として展開している。ただし、付加価値生成・分配計算は2社であり、他の5社はむしろ収益分配表を公表している。「付加価値」概念の使用は、この2社に加えて、「生産性」関係(生産付加価値寄与率=粗付加価値×事業エリア内コスト/製造経費、エネルギー生産性=付加価値/総エネルギー投入量)に関して2社、付加価値環境効率(「付加価値/環境付加」)が2社、計6社あった。

その他に関しては、お客様相談受付コスト、環境ビジネス製品売上高、環境配慮商品の自社商品売上高に占める割合、設備投資と従業員の5年推移、製品使用時の電気代削減額、環境配慮物品販売割合・循環利用率(循環利用量/(循環利用量+天然資源投入量))・グリーン購入比率(金額比)をここに含めている。また、社会的責任投資(SRI)に関しては、記述を含めて4社であり、そう多いとはいえないが、証券資本市場における社会責任投資取引高の増加とともに今後増加するものとみられる。

IV 欧州企業の持続可能性報告にみられる固有の会計情報

1 欧州企業の持続可能性報告における固有の会計情報

わが国と同様、早くから環境保護とその報告に積極的な関心を示し、さらには持続可能性に関して積極的な取り組みをみせている欧州有力企業の環境・CSR・持続可能性報告について、北欧・フランス・イギリス企業各1社、オーストリア企業5社、スイス企業6社、ドイツ企業20社の2003年度版あるいは2004年度版の報告書を中心に固有の会計情報（および持続可能性に関する主要な物量項目）についてみれば図表2のとおりである。

欧州企業の報告書のタイトルに関しては、わが国と比べて、持続可能性報告書(Sustainability Report, Nachhaltigkeitsbericht) ないし持続可能性関係の報告書が14社と多いのが注目される。ただし、ドイツ企業の報告書は、図表2に注記(*1)) しておいたように、企業によって様々な名称が用いられている。環境というキーワードで数えるならばドイツ企業8社で合計11社、企業(会社)・責任というキーワードでみればドイツ企業8社で合計9社である。いずれにしても持続可能性報告書の合計14社には及ばない。

固有の会計情報としては、環境関係等投資・費用が12社と最も多い。付加価値・収益分配に関しては、付加価値計算7社、収益分配計算2社の計9社が公表していた。これに対し、環境効率に関しては、エコエフィシエンシーレート(EER) (売上高/(環境支出+環境損傷) (Roche社)、付加価値/エネルギー量 (Swisscom社) の2社にとどまっている。環境負荷集約度に関しては、売上高100万フラン当たり項目別環境負荷(CO₂等価、エネルギー・CO₂・VOC・水消費等) (Roche社)と、エネルギー指標・水指標(エネルギー使用量・水消費量/付加価値) (Bosch社) との2社であった。その他環境関係に関しては、環境・安全賞罰 (BP社)、環境教育研究投資 (VA Technologie社)、環境提案による原価節約 (Lenzing社)、火電設備の総費用 (Verbund社)、環境補助金・環境ビジネス助成金(OeK銀行)、健康製品別・新製品別売上高 (Boehringer-Ingelheim社)、環境保護効果(付加価値・環境負荷ポイント) (Bosch社)、包装再生利用・材料需要減少による原価節約額等 (Volkswagen社)、投資および特許 (Siemens社) がここに含まれる。

図表2 欧州企業環境・CSR・持続可能性報告書における固有の会計情報

	北欧仏英 3社	オーストリア 5社	スイス6社	ドイツ20社	合計34社
持続可能性関係報告書	3	4	3	4 ^{*1}	14
企業責任報告書	—	1	—	6 ^{*2}	7
環境関係報告書		—	1	3 ^{*3}	4
社会・環境			1	1	2
環境・健康・安全			1	1	2
その他				5 ^{*4}	5
付加価値・収益分配	2 (1)	4 (1)		3	9 (2)
生産性		2			2
環境効率			2		2
付加価値/エネルギー量			1		1
売上高/ (環境支出+環境損傷)			1		1
環境負荷集約度			1	1	2
CO2等価量等/売上高			1		1
エネルギー・水消費量/付加価値				1	1
環境関係投資・費用		1	1	10	12
その他環境関係	1	4		4	9
社会責任投資			2		2
社会貢献活動支出				3	3
その他社会関係	1	2	1	1	5
従業員関係	1	2		5	8
固有の会計情報なし		1	2	9	12
GRI	3	2	1	4	10
*気候変動・温室効果ガス	3	5	4	14	26
*エネルギー使用 (消費)	3	5	3	10	21
*水使用 (消費)	3	4	5	11	23

*1) 「持続可能性報告書」「環境・持続可能性報告書」「持続可能価値報告書」「持続可能な発展報告書」

*2) 「企業社会責任報告書」(2)、「企業責任報告書」(3)、「会社報告書」

*3) 「環境報告書」(2)、「環境特集」

*4) 「統計-経済・環境・人的資源・社会データ」, 「人間・環境・製品」, 「従業員・環境・社会責任報告書」, 「革新報告書」, 「従業員報告書」

【固有の会計情報なし】OMV社(オーストリア)、Ciba社、Nestlé社(スイス) Lufthansa社、Bertelsmann社、Adidas-Salomon社<記述中心>Bayer社、DaimlerChrysler社、SAP社、MAN B&M Diesel社、ThyssenKrupp社、RAG社(ドイツ)

GRIガイドラインについて明示しているのは10社と余り多くなかった。上述のように価値的な環境効率・環境負荷集約度は各2社と著しく少ない半面、欧州企業ではこれまでの環境報告書の伝統を受け継ぎ、物量的な環境データが豊富に開示される傾向にある。参考までに、物量的な環境データについてみれば、気候変動・温室効果ガス26社、エネルギー使用(消費)21社、水使用(消費)23社と、いわばグローバル持続可能性およびブロック持続可能性に関わる物量データがそれぞれ詳しく報告されているのは大きな特徴である。

2 Verbund社の持続可能性報告書にみる持続可能性企業会計

持続可能性報告における会計の可能性を考えるうえで、オーストリア企業Verbund社（電力管理会社）の『2002年版持続可能性報告書（Sustainability Report2002）』（総頁数60頁）が一つの参考になるであろう。Verbund社の報告書における「持続可能性実践」の項では、戦略的持続可能性と業務的持続可能性に分けて、同社の持続可能性への取り組みについて会計データを用いて詳しく説明されている。

業務的持続可能性においては、ステークホルダーの観点からの資金源泉〔電力売上高・配電料・その他収益〕・ステークホルダーの観点からの資金分配〔供給者、従業員、投資家、公共への分配額〕に関連して収益分配計算の適用がみいだされる。

これをみる限り、Verbund社は、持続可能性経営を展開しており、そこではまさに持続可能性企業会計（経営会計）ともいうべき内容の全社的な展開をみいだすことができる。これは、同社は電力管理会社であり、持続可能性経営になじみやすいという面があるが、一般企業にとっても今後参考とすべき点が多く、積極的な試みとして高く評価されうるであろう（Verbundgesellschaft,2003）。

図表3 Verbund社『持続可能性報告書』における会計情報の開示内容

<経済指標>生産性（従業員1人当たり売上高）

<Verbundの持続可能性実践>

①戦略的持続可能性（卸売価格推移—先渡価格（基準）・発生費用・火電設備の総費用の3カ年推移、1株当たり利益・1株当たりキャッシュフロー・1株当たり配当・1株当たり簿価・配当支払率の3カ年推移）

②業務的持続可能性（ステークホルダーの観点からの資金源泉〔電力売上高・配電料・その他収益〕の3カ年推移、マーケティング・ミクス〔区域会社・企業顧客・国内合計・国外配電・売買・国外合計・総合計の3カ年推移、国内市場占有率〔企業顧客・区域会社・卸売価格の3カ年推移〕、ステークホルダーの観点からの資金分配〔供給者、従業員、投資家、公共への分配額の3カ年推移〕および同分割割合（%）円グラフ）

<Verbundの環境への取り組み>水力・火力・配電別環境コスト（当期投資額・営業費用、目標計画投資額・計画営業費用）

<Verbundの社会業績>従業員1人当たり売上高、教育支出と費用（従業員1人当たり直接教育費・訓練日当たり平均費用）

IV 持続可能性会計の展開方向

以上、わが国および欧州有力企業の公表する持続可能性報告（環境・CSR・持続可能性報告書）における固有の会計関連情報を中心にみてきた。これより、持続可能性報告における会計の課題と可能性に関して以下のように示されるであろう。

1. 会計情報は、経済パフォーマンスの報告（経済報告）においておもに使用されるが、その内容は（年次報告書における）財務情報の一部を要約したものが多く、それは、固有の会計情報とはいい難いが、地域セグメント情報はマクロ（グローバル、ブロック、国別）持続可能性への寄与・貢献を表現する可能性をもち、その活用は今後一層注目される。
2. 環境パフォーマンスの報告（環境報告）に関して、わが国企業は、欧州企業ほどには物量データは詳細ではないが、その分環境効率・環境負荷集約度等の会計データは良く表示されている。
3. わが国企業の環境報告における環境会計の表示は、欧州企業にはない特長であり、今後とも維持・継続されることが望まれる。そこからさらに環境会計の時系列分析（推移表示）や、部門別（セグメント別）環境会計の展開は、その応用・発展型として今後ともより一層充実されることが望まれる。
4. わが国企業の価値的な環境効率・負荷集約度指標における売上高・付加価値・売上総利益の使用はとくに注目される。ただ、付加価値概念に関しては様々のものが用いられ必ずしも統一されていないことは注意を要するであろう（郡司，2007，46頁参照）。
5. わが国企業も欧州企業も付加価値・収益分配計算を開示する企業がかなりみられる。これは、経済的価値のステークホルダー別分配・貢献を示す固有の会計情報として注目される。わが国のようにCSR会計として展開される場合、このCSR会計における「環境」項目と環境会計との密接な連携が示されるなら、これら両計算書の有用性は一層高まると思われる。同様に、社会貢献に関しても、CSR会計あるいは経済的分配計算との連携のもとに、社会貢献費用と効果を中心とする社会貢献計算書を作成することが望まれる。
6. SRI（社会的責任投資）に関してはわが国企業も欧州企業も現在の所そう多くないが、証券資本市場の充実にともない今後益々注目されるようになるであろう。
7. 以上のような個別課題に加えて、企業の持続可能性に関する活動を経済・社会・環境の諸側面に関して包括的に写像するとともに、企業を取り巻く各種ステークホルダーの世代間調整をふくむ利害の調整に役立つことを目的とする包括的な持続可能性企業会計ないし持続可能性会計の構築が目指されるべきであろう。

持続可能性会計の構築に関しては、一つは新GRIガイドライン（G3）にみられるような持続可能性報告の深化・精緻化の方向が考えられる（GRI, 2006. 水口, 2007, 192-194頁, 勝山, 2006）。また、もう一つの可能性は、オーストリア企業Verbund社の持続可能性報告にみられるように

持続可能性経営会計（内部会計）から持続可能性企業会計ないし持続可能性財務会計（外部会計）への展開にみいだされる。もとより、このような2つの可能性ないし方向性は相互補完的な関係にあり、いわばベスト・プラクティスを考慮しつつ、持続可能性会計の理論体系化を目指すべきであると考えらる。

注

- 1) 企業によっては「環境（経営）報告書」以外に「社会的責任レポート」・「社会的責任経営報告書」を公表している場合がある（沖電気、リコー）。しかし、これらの社会的責任関係報告書は記述が中心であるため、ここでは除外している。なお、調査対象の企業名および固有の会計情報に関する企業別の詳細に関しては、郡司，2007，41-45頁を参照されたい。

引用文献

- GRI(2006), Sustainable Reporting Guidelines 2006. ([http://www.globalreporting.org/ Reporting Framework/ G3Online/DefiningReportContent/](http://www.globalreporting.org/ReportingFramework/G3Online/DefiningReportContent/))
- UNEP(1992), Rio Declaration on Environment and Development, 1992 (<http://www.unep.org>).
- Verbundgesellschaft(2003), Sustainability Report2002, pp.1-60.
- 環境監査研究会監訳(2002), 『GRIサステナビリティリポーティングガイドライン2002』(GRI, Sustainability Reporting Guidelines, Amsterdam, 2002.).
- 宮崎修行監修ICU環境会計研究会訳(2000), 『S.シャルテガー・R.バーリット現代環境会計－問題・概念・実務』,五絃舎.(Schaltegger,S.und R.Burritt, *Contemporary Environmental Accounting－Issue, Concept and Practice*, Greenlief Publishing Ltd,2000.)
- 勝山進編著 (2006), 『環境会計の理論と実態 [第2版]』中央経済社.
- キンピール株式会社(2001), 『キンピール環境報告書－持続可能な社会を目指して－2001年度版』.
- 郡司健(2004), 「環境報告・環境会計実務における付加価値会計の適用」, 『大阪学院大学企業情報学研究』, 第4巻1号, 1-29.
- 郡司健 (2007), 「持続可能性報告と会計情報」, 『大阪学院大学企業情報学研究』, 第6巻3号, 21-48.
- 水口剛(2007), 「環境情報開示と環境報告書」 國部克彦・伊坪徳宏・水口剛, 『環境経営・会計』有斐閣.

(2007年10月15日採択)

【研究論文】

独立行政法人における企業会計的手法に関する検討

石 津 寿 恵 (明治大学)

I はじめに

2001年、これまで中央行政省庁が担ってきた政策の企画立案機能と実施機能のうち、一部の部分の実施機能を効率的かつ効果的に行う主体として、独立行政法人（以下、独法という）が創設された。2005年現在、学校、病院、博物館、研究機関など113法人が行政機関から独立し、あるいは特殊法人から転換して独法となっている。独法の財政的規模は、資本金総額14兆6,612億円、予算総額18兆1,869億円にも上る【政策評価・独立行政法人評価委員会（2006）pp.970～971】。独法の会計では、企業会計的手法が導入され、原則として企業会計原則に基づいた会計が行われ、貸借対照表や損益計算書等が作成される。

本稿では、効率的事業推進という独法の創設目的のために、独法会計制度が機能を発揮するための課題について、主に利益情報の面から検討しようとするものである。1節では、独法の概要を、2節では、独法における企業会計的手法の導入の特徴を、他の非営利組織体における導入と比べて検討する。3節では、独法に導入された利益情報の課題を、そして4節では、企業会計的手法をとり入れた財務諸表と予算・決算システムとの連携のあり方について検討する。これらの検討は、近年進められている非営利組織における「企業会計的手法」導入の意義について考察することにもつながると考えられる。

なお、アメリカ政府会計基準審議会によれば効率性とは、「最小のコストという考え方を備えた資源の利用に関する概念であり、最小のコスト又は最小の資源のインプットで最大のアウトプットを挙げること」【GASB (1994) par.16】、つまり、インプットとアウトプットを比較して捉える考え方である。ここでは、独法のアウトプットのうち特に財務情報の側面についてとら上げる¹⁾。

II 独立行政法人の概要

独法は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の

キーワード 独立行政法人、非営利会計、企業会計的手法

主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの」(独立行政法人通則法(以下、通則法という)第2条第1項)を担うために、行政組織の行う事業のうち実施機能を果たすために設置された法人である。行政の事業には市場原理が働かないため、非経済的・非効率的な事業運営がなされがちである。独法は、以下のような事業システムを導入することにより、行政サービスの実施に当たって「効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた」(中央省庁等改革基本法第36条)法人と位置づけられている。

独法の具体的な事業は、主務大臣による中期目標(3年以上5年以下の期間)の指示及び目標達成のために法人が策定する中期計画・年度計画に基づいて実施される(通則法第30条)。独法の事業は、公共性の高い事業を確実に実施するために行われるのであり、より多くの利益を上げるために行われるのではない。このため独立採算制は意図されず、国は事業実施の財源として運営費交付金(使途を特定しない国からの財政措置)²⁾や施設費(公債発行対象経費)などを交付する。また、事業には、事後的に監事の監査が、さらに規模によっては公認会計士による監査が行われるほか(通則法第39条)、第三者(評価委員会等)による事後評価(通則法第32条～第35条)(毎事業年度及び中期目標期間終了時点)が行われる。

このように独法制度には、使途を特定しない運営費交付金の交付や、予算による事前的統制から目標管理による事後的な評価体制への移行が図られている。これは、事業の実施に当たり、自律性・自発性を確保することにより、国民ニーズに対応した弾力的事業を効率的に推進することを意図したものである。

独法では、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表、事業報告書、評価委員会の評価結果、役職員の給与等の支給基準等についての情報開示が行われる。財務諸表としては、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書がある。これらの情報開示は、中期目標に基づく事業管理と第三者評価の導入という事業システムを有効に機能させること、及び業務の実施状況等について透明度を高め、国民に対するアカウントビリティを果たすことを意図したものである。このため独法制度には、民間企業における事業運営や、民間の財務会計の仕組み、いわゆる企業会計的手法が導入されている。

Ⅲ 独法の企業会計的手法

企業会計的手法は、近年、非営利組織体を用いる非営利会計にとり入れられるようになってきている。しかし、企業会計的手法の意味する内容は、組織体によって違いがある。そこで、独法に導入された企業会計的手法について、他の非営利組織体に導入されているものと比較して、その特徴を検討してみよう。

(1) 企業会計の手法導入の2つの流れ

非営利組織体とは、営利組織体に対比される概念である。アメリカ財務会計基準審議会では非営利組織体の特徴として、①経済的便益の受取りを期待しない資源贈与者から相当額の資源を得ている、②利益等を得ること以外に活動目的がある、③清算等の際に残余資源の分配について所有主請求権が存在しない、を挙げている【FASB (1980) par.6】。これらの特徴を持つ組織体の会計は、その組織体の所有権・支配権を持つ主体が、国や地方公共団体のような公的主体であれば公会計の分野として、それ以外の主体（公益法人、社会福祉法人等）であれば非営利組織会計の分野として捉えられる³⁾。

非営利会計に導入されてきている企業会計の手法には、両分野で意味合いに違いがあると考えられる。公会計の分野で企業会計の手法がとり入れられるようになってきたのは、605兆円に上る国債残高の存在や⁴⁾、地方公共団体の財政破綻・財政危機を主な背景としている。公的主体には、負債への対応や、それにかかわる情報開示が求められている。このため、国は2001年から企業会計の手法を用いた貸借対照表（試案）を作成している。

国が貸借対照表を作成する趣旨・目的として「国民にとって利用可能な国の財政活動の基礎的・総合的な情報を、企業会計における貸借対照表の手法を用いて提供することとし、その際、最近の企業会計の動向に即して国の貸借対照表にふさわしいものをできる限り導入して、財政事情の開示について国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を一層向上させること」【会田一夫他（2000）p.4】が挙げられている。ここでは減価償却後の資産評価額などが計上されているが、「企業会計における発生主義に基づく会計処理が全面的に用いられるものではない」【会田一夫他（2000）p.1】とされている。隠れた負債を顕在化させるなど、国の財政状態を統合的・一覽的に説明するために企業会計の方法をとり入れた貸借対照表が考案されたのである。

一方、非営利組織会計の分野で企業会計の手法がとり入れられるようになってきたのは、事業に効率性が求められ、また、情報開示が必要になってきたからである。このため、2000年に改正された社会福祉法人会計基準、2004年に改正された公益法人会計基準などには、企業会計原則の一部がとり入れられ、発生主義が採用されるようになってきた。

具体的には例えば、公益法人会計基準では改正に当たっての認識として、社会経済状況の変化を受け、公益法人に一層効率的な事業運営が求められるようになったことを挙げている。また、受け入れた財産の受託責任の明確化と国民一般に理解しやすい財務情報を提供する必要性が生じてきたとしている【公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議（2004）】。そして、公益法人会計基準では、会計の一般原則として真实性、明瞭性、正規の簿記、継続性、重要性といった企業会計原則の一部がとり入れられた（基準第一、2）。また、財務諸表としては従来から作成されてきた貸借対照表や財産目録に加えて、フロー式の正味財産増減計算書が作成されるとともに、大規模法人にはキャッシュ・フロー計算書の作成も求められている（基準注解、注1）。フロー式の正味財産増減計算書は、正味財産の増減を収益と費用によって総額で

示す様式である。これは、公益法人会計においても企業会計上の損益計算書が示す経営成績のように、公益法人の一期間の事業の効率性の指標を示す必要があるという観点を重視してとり入れられたものである⁵⁾。公益法人会計基準は、広範な利用者に対して事業の効率性に関する情報も提供できるようにすべきであるという考えに基づいている。

ここで考えられている企業会計的手法とは、発生主義をとり入れ、企業会計原則を導入し、貸借対照表のみならず、フロー式の正味財産増減計算書やキャッシュ・フロー計算書を作成するというものである。つまり、非営利組織会計の分野では、公会計の分野より企業会計的手法が一層とり入れられているといえる。

(2) 独法における企業会計的手法の導入

独法は、行政組織の業務執行部分を担うという意味で、公会計の分野に属すると考えられる。しかし、効率的事業推進を目的とする独法では、以下のように、非営利組織会計よりさらに顕著に企業会計的手法がとり入れられている。

独法の会計は、効率的な事業運営を行うために、「原則として企業会計原則による」（通則法第3条）とされている。これに独法の特殊性を考慮しながら必要な修正を加えた「独立行政法人会計基準」（以下、基準という）が設定されている⁶⁾。そして、「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、かつ、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない」【中央省庁等改革推進本部（1999）】とされている。つまり、発生主義による損益計算が導入されているのである。

独法は、「その業務の実施に関しては負託された経済資源に関する財務情報を、負託主体である国民に対して開示する責任を負う」ことになるため、作成する財務報告は、「利用者である国民等の利害関係者に対して利用目的に適合した有用な内容を提供するもの」【独立行政法人会計基準研究会（2000）】でなければならない。負託者に対する説明責任の履行は、企業会計においても重要な機能である。しかし、負託者である国民は受託者である行政関連機関の意思決定に対して、直接的に意思表示ができず、また負託するかどうか自由裁量の余地もない。「行政関連機関の持つ国民への公的説明責任を履行する義務は、民間企業の財務報告における説明責任より大きい」【GASB（1987）, par.76】と言えよう。

上記の「利用目的に適合して有用な内容を提供する」ものとして、独法の財務報告の目的には「業務の遂行状態について適確な把握に資すること」と、「業績の適正な評価に資すること」

【独立行政法人会計基準研究会（2000）】が挙げられている。先に検討したように独法の特色として、事前統制から事後評価への移行が挙げられるが、この特色が生かされるためには、適正な業績評価を行うための情報が必要である。このため、独法の会計は、発生主義をとり入れ、複式簿記を導入し、貸借対照表や損益計算書を作成する、いわゆる企業会計的手法が導入されている。さらに、独法に導入された損益計算書は「独立行政法人の運営状況を明らかにするた

め、…当期純利益を表示」(基準第37、第1項)することを目的としている。つまり、企業会計と同様に純利益(又は損失)を明示するものとされているのである。

以下の節では、こういった企業会計的手法の導入が、業務の遂行状態を適確に把握し、業績の適正な評価に資するものになっているかどうかについて「利益」の面から検討してみよう。

IV 独法会計における「利益」の課題

独法会計は、「業務の遂行状況についての的確な把握を可能とし、かつ業績の適正な評価に資するものであることが求められるため、営利を目的とするものではないが損益計算書の作成が求められ、利益の計算が行われる」【中央青監査法人編(2006)】と見られている。しかし現在、損益計算書に表されている利益は、独法の業績評価、効率性の検討に役立たせるために十分な機能を発揮しているとは言えない。このことを、収益の認識方法や減価償却の方法といった点から検討してみよう。

(1) 運営費交付金の収益認識基準

運営費交付金は、独法の事業の運営のため国から支給される財源である。独法113法人のうち、自己収入が予算の1%にも満たない法人は全体の30.1%になっている。そういった法人は、国からの財政措置のうち運営費交付金が予算額の大部分を占めている【政策評価・独立行政法人評価委員会(2006) p.971】。

交付された運営費交付金は、まず相当額を運営費交付金債務として負債(流動負債)に計上する(基準第80、基準注57-1)。これは、運営費交付金が独法に対して国から負託された業務の財源であるため、その受領時に直ちに収益と認識することは適当と言えないためである。運営費交付金債務は、その後業務の遂行(支出)に応じて「収益化」される。アンソニーは、費用と収益の対応概念について「期間にかかわる費用が最初に決定され、次いで関連する収益がそれに対応される場合がある。たとえば、ある主体が寄贈を受け、その見返りにあるサービスの提供に同意したとすれば、記載された目的での費用の発生で証拠付けられるこれらサービスが行われる期間まで、寄付は収益ではない。その期まで当該サービスを行う義務を負うのである。」

【佐藤倫正(1989) p.190】としている。運営費交付金の会計処理について、交付金を受けて備品を購入した場合で示してみよう。会計処理としては、以下のように交付金受領時に債務として捉えられ、備品購入時に収益化される。

<運営費交付金の受領時>

(借) 現金・預金 ××× (貸) 運営費交付金債務 ×××

<業務の遂行（購入）時（中期目標の期間中）>

(借) 備品	×××	(貸) 現金・預金	×××
(借) 運営費交付金債務	×××	(貸) 運営費交付金収益	×××

この運営費交付金が収益化される際の基準には、成果進行基準、期間進行基準、費用進行基準がある（基準注57-2）。成果進行基準は、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合に用いることができ、当該業務の達成度に応じて収益を計上できる。期間進行基準は、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合に用いることができ、一定の期間の経過に応じて収益を計上できる。

業務等と運営費交付金との対応関係が明らかでない場合は、費用進行基準を用いることになる。この基準は、業務のための支出額を限度として収益化するため、業務効率化や経費削減を行っても収益を計上することはない。つまり、費用進行基準を採用した場合に計上される利益額は、業績を適切に評価するものとは言えない。

現状では独法の9割近くが費用進行基準を採用している。しかし、費用進行基準を用いざるを得ないのかどうか、つまり対応関係を示せるかどうかは独法の意識と捉え方によるところが大きい。現在費用進行基準以外の基準を導入している独法は14法人あるが⁷⁾、これらのうち例えば、航海訓練所（当時）は練習船訓練という本来業務全体を1つのプロジェクトと見立てて成果進行基準を選択している。

独法は、業務等の実施と運営費交付金との対応関係を示す努力を講じて、成果進行基準を採用すべきである。そうすることにより、通常の運営を上回る業績を上げた場合（あるいは下回る業績にとどまった場合）には、それが差額としての利益（あるいは損失）に表わされることになる。つまり、効率的業務運営の成果が利益として表され、業務の遂行状態を適確に把握し、業績の適正な評価に資するようになる⁸⁾。

(2) 損益外減価償却の捉え方

独法では、発生主義を導入して、例えば減価償却の考え方がとり入れられている。このことは、適正な期間損益計算を通じて、実施した事業の効率性を評価するために役立つと考えられる。しかし、現物出資・施設費等を財源として取得された固定資産のうち「その対価に対応する収益の獲得が想定されていないもの」として「特定」されたもの（基準第86。以下、基準86の償却資産という）は、減価償却計算は行わないもの、その結果が減価償却費として損益計算書に計上されることはない。損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して取り扱うことになる。

例えば、期中に施設費を財源として施設（基準86の償却資産に該当）を購入し、期末に減価償却を行う場合は、以下のような仕訳となる。

<施設費が振り込まれた時>

(借方) 現金・預金 ××× (貸方) 預り施設費 ×××

<施設を購入し、対価を支払った時>

(借方) 建物 ××× (貸方) 現金・預金 ×××

(借方) 預り施設費 ××× (貸方) 資本剰余金 ×××

<減価償却時>

(借方) 損益外減価償却累計額××× (貸方) 減価償却累計額×××

貸借対照表において、減価償却累計額は資産の控除項目として、損益外減価償却累計額は資本剰余金の控除項目として同額が計上される。したがって、損益計算書には減価償却費は計上されない。独法でこのような処理が行われるのは、こういった固定資産の購入は独法的意思によるものではないからであると説明される【独立行政法人会計基準研究会（1999）】。

アメリカ財務会計基準審議会は、資産を「過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益」【FASB(1985), par25】としている。もし上記の説明のように購入も売却も独法的意思ではなく、その対価に対応するほどの収益の獲得（経済的便益の流入）も想定されていないのであれば、資産として貸借対照表に計上されていること自体に問題があると考えられよう。

基準86の償却資産も資産として計上するのであるから、通常の会計処理と同様に減価償却費を損益計算書に計上する必要がある。独法は現在、その存続に関して世間から厳しい目が向けられている。基準86の償却資産の減価償却費を含めて損益計算書を作成しなければ、会計情報の理解可能性は低くなり、透明性にも疑義が生じることになりかねない⁹⁾。独法の特殊性を理由とする会計処理は、会計情報の一貫性を損なわない範囲で最低限にとどめなければならない¹⁰⁾。基準86の償却資産の減価償却費を計上することにより、結果として大きな損失額が計上されることになるかもしれない。そうであれば、その部分について、独法の役割の社会的意義などできちんと説明し、社会の理解を得るよう務めることこそが適切なアカウンタビリティの遂行と言えるであろう。

V 企業会計の手法の導入を効率性に役立てるために

ここまで、独法が他の非営利組織体よりも一層企業会計の手法の導入が進んでいると捉えられる利益情報についての課題を検討してきた。本節ではさらに、企業会計の手法を用いた財務諸表を、独法の効率的事業の推進に役立たせるための手段として、独法事業を実質的に画定する予算・決算システム等と財務諸表との関連を如何に捉えるかについて検討することとする。

国の事業は、予算編成による財源措置によって講じられ、決算を経て1つのサイクルが終了する。この予算・決算は現金主義に基づいて行われる¹¹⁾。独法の事業は、主務大臣が運営費交付

金や施設費等について国に予算要求を行うことにより、現金主義による予算編成の中で手当てされて行われるのである。つまり、独法の会計制度には発生主義がとり入れられたが、予算・決算システムは従来どおりの現金主義が維持されている。運営費交付金は、独法の業務活動のためにキャッシュ・フローとして費消されることを前提として支給される。したがって例えば、損益計算書で発生主義による減価償却費が計上される場合、その分は現金主義で捉えられる運営費交付金の算定額とは一致しないことになるのである【山本清（2001）, p.171】。

2007年5月に地方自治体（この調査では都道府県と政令指定都市）の予算担当部署を対象に行ったアンケート調査によれば¹²⁾、地方自治体の97.6%が貸借対照表等を作成している。これらの計算書類を予算担当部署で作成している地方自治体は90.5%となっている。しかし、「予算編成におけるこれらの計算書類の用い方」については81.0%が「今後の検討課題である」としている。さらに、4つの自治体では予算編成とこれらの報告書は「関係がない」と明示している。つまり、現状ではこれらの計算書類は予算編成と明確な関連性が認められない状況である。一方、決算に関しては、45.2%が予算担当部署と異なる部署で作成されているにもかかわらず、88.2%が「決算と予算編成は関連している」としているのと対照的な結果となっている。

この調査は地方自治体に対するものであるが、予算・決算が現金主義で行われている点から考えると、独法でもほぼ同様のことが言えると考えられる。つまり、企業会計的手法がとり入れられたものの、事業の計画・実施を方向付ける予算・決算と財務諸表とは関連性が薄いのが現状である。しかし、計画段階に相当する予算と実施結果の測定及び評価に当たる会計には関連性を持たせる必要がある。「会計だけが現金主義から発生主義に移行しても、予算編成や業績評価が現金主義で行われるならば、会計が意思決定者の行動の変化に結びつくことは期待しにくい。」【山本清（2001）, p.164】からである。

独法では毎事業年度（及び中期計画終了年度）に業務の実施について各府省の評価委員会で評価を受ける（通則法第32条第1項）。その際、中期計画に基づく当該年度計画の各項目に対する業務運営に関する業績が3～5段階等で評価される。その一方、財務諸表は業務実績報告とは別に評価委員が主務大臣に意見を具申する形となっている（通則法第38条第3項）。業務実績報告には、通常、「予算」「収支計画」などが評価項目として入っており、経費の削減状況なども評価されているが、財務諸表は評価項目に入っていない。財務諸表で当期純損失を出している独法31法人におけるこれらの項目はいずれも「A」（最上級）評価となっている¹³⁾。予算、収支計画といった現金ベースで見た場合の情報と財務諸表といった発生主義による情報は別の観点があるからこそ、新たな手法として財務諸表がとり入れられたはずである。財務諸表は、業務実績の評価項目にも組み込まれて評価されるべきではないだろうか。財務諸表が業務実績とリンクしないで捉えられた場合、それこそ損益計算書における利益額あるいは損失額のみが一人歩きして評価されることにもなる。

さらに予算に関しては、国民・住民ニーズの多様化に対応するよう多元的利害を調整すると

ともに、膨張する財政に効率性が求められるようになってきた。このため、予算改革の動きが生じている。これには例えば、予算を単年度均衡ではなく、長期的均衡を視野に入れるために、複式予算制度（複式簿記会計を予算に導入する）を導入しようとする考え方などもある【神野直彦（2007）, pp.135～138】。また、予算・決算に発生主義を導入する考え方は、国際会計士連盟・公会計委員会の「研究報告第14号会計上の発生主義への移行」の中で、公会計における現金主義から発生主義への円滑な移行実施についての考察が行われている【筆谷勇他（2005）, pp.97～101】。

先の自治体に対するアンケート調査では「予算に発生主義を導入する」という考え方について、「現金主義で編成すべき」との回答は7.1%に過ぎず、「検討中」38.1%、「部分的には発生主義を導入することは有用」9.5%となっていた。せっかく導入された企業会計的手法が効果をあげるためには、独法の事業活動を実質的に画定する予算・決算システムの中で一層貢献できる手法を検討することが不可欠である。その際、予算に発生主義を導入するという考え方も検討されて良からう。

VI おわりに

本稿では、導入された企業会計的手法が、独法の事業評価の情報として役立ち、効率的事業推進に貢献するための課題等について検討を行った。利益情報を適切に業績をあらわすものとするためには、運営費交付金の収益認識基準として成果進行基準を可能な限り用いることと、損益外減価償却費の捉え方を再検討する必要があることを考察した。また長期的には、企業会計的手法をとり入れた会計システムと予算・決算とに関連性を持たせることが必要であると考えた。

なお、ここでは独法における財務情報を中心に考えてきた。しかし、非営利組織体である独法の効率性を検討する際には、アウトプット（さらにはアウトカム）としてのサービス情報と財務情報とを対比して考える必要がある。独法では、サービス情報を表した業務実績報告等も開示されている。今後はこれを用いて、例えば減価償却費なども含めたサービスごとの収支管理・分析を行うなど、アウトプットとしての非財務情報と、発生主義を導入した財務情報の両方の情報を一体化して評価する方向での検討を進める必要がある。そうすることにより、企業会計的手法の導入が効率的な事業運営のために一層貢献していくことと考えられる。

注

- 1) 非営利組織体である独法にとってのアウトプットには、サービス供給量なども重要な指標となる。しかし、本稿では、「企業会計的手法」の意味という点から効率性を検討するので、財務情報の側面、とりわけ利益情報に焦点を当てている。
- 2) 国の予算においては、経費を「項」「目」と細分化し、執行は原則としてその「項」「目」に定められた使途で使用されるが、独法については、国の予算書上「〇〇独法運営費交付金」のように「一項一目」で行うことにより使途の内訳が事前に特定されないと考えられる【岡本義朗他（2001）p.314】。
- 3) 1984年にGASB (Governmental Accounting Standards Board) が、FASB (Financial Accounting Standards Board) から分離独立して設立されて以降は、公会計に関する基準はGASBが基準設定機関となっている【若林茂信（1994）p.37】。
- 4) 2004年度末。普通国債残高と財投債残高の合計。
- 5) 基準改正前の正味財産増減計算書では、資産・負債の増減額を純額で示す方式（ストック式）が原則であり、フロー式は許容されていたに過ぎなかった。なお、フロー式の正味財産増減計算書は当期純利益を示すのではなく、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額を示すものである。
- 6) 特殊性の考慮とは、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないことである【中央省庁等改革推進本部（1999）】。
- 7) 【政策評価・独立行政法人評価委員会（2006）】の各独法資料より抽出算出。
- 8) また、成果進行基準では、例えば80の予算を使って計画通り100の業務を行った場合には、経営努力による利益が計上される。しかし、100の予算で100の業務を達成する計画があり、実際上は100の予算で120の業務を行ったとしても利益は計上されない【新日本監査法人（2003）,p.232】。
- 9) 基準86の償却資産の減価償却費は、行政コスト計算書には計上されているが、損益計算書には無関係である。
- 10) 公益法人会計では基本財産の減価償却費について減価償却相当額の特定期間資産を設定し基本財産に組み入れる処理が行われるが、これは取替資金の確保という実務上の要請によるものである。独法では、基準86の償却資産の取替時には国より施設費等が手当てされると考えられるため、取替資金の確保の必要性は無いと考えられる。
- 11) 公的部門の収益認識基準は、厳密に捉えると現金主義、修正現金主義、修正発生主義、発生主義などがある【日本公認会計士協会（2003）】。しかしここでは、一般的な用法として「現金主義」を用いる。
- 12) 石津が2007年5月に、全都道府県と政令指定都市の予算担当部署を対象に行ったアンケート調査。回収率52.0%（2007年5月30日現在）。平成18年度科学研究費補助金基盤研究（C）課題番号18530360による。
- 13) 【政策評価・独立行政法人評価委員会（2007）】の「府省評価委員会の評価結果と当委員会の意見の概要」の各法人情報から抽出集計。

引用文献

- Financial Accounting Standards Board (1980), *Statement of Financial Accounting Concepts No.4, Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, FASB.
 (平松一夫、広瀬義州訳 (2002) 『FASB財務会計の諸概念 (改訂版)』中央経済社)
- Financial Accounting Standards Board (1985), *Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements*, FASB. (同上書)
- Governmental Accounting Standards Board (1987), *Concepts Statements No.1, Objectives of Financial Reporting*, GASB. (藤井秀樹監訳 (2003), 『GASB/FASAB公会計の概念フレームワー

ク』,中央経済社)。

Governmental Accounting Standards Board (1994), *Concepts Statements No. 2, Service Efforts and Accomplishments Reporting*, GASB. (同上書)

会田一雄、小西砂千夫、高木勇三、兵藤廣治、村山徳五郎、横山和夫 (2000), 『国の貸借対照表作成の基本的考え方』,財務省資料。

あずさ監査法人パブリックセクター本部編 (2004) 『独立行政法人会計の実務ガイド』,中央経済社。

岡本義朗、梶川幹夫、橋本考司、英浩道 (2001), 『独立行政法人会計』,東洋経済新報社。

神野直彦 (2007), 『財政学 (改訂版)』,有斐閣。

公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議 (2004), 『公益法人会計基準の改正等について』,総務省資料。

佐藤倫正訳 (1989), 『アンソニー財務会計論』,白桃書房。

新日本監査法人編 (2003), 『よくわかる独立行政法人会計基準 (改訂版)』,白桃書房。

政策評価・独立行政法人評価委員会 (2006), 『独立行政法人総覧 (平成17年度版)』,財団法人行政管理研究センター。

政策評価・独立行政法人評価委員会 (2007) 『独立行政法人評価年報 (平成17年度版)』総務省HP、http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070123_1.html

中央青山監査法人 (2006), 『独立行政法人会計基準の完全解説 (第2版)』,中央経済社。

中央省庁等改革推進本部 (1999) 『中央省庁等改革の推進に関する方針』同本部決定資料。

独立行政法人会計基準研究会 (1999) 『独立行政法人会計基準中間論点整理』総務省資料。

独立行政法人会計基準研究会 (2000) 『独立行政法人会計基準の設定について』総務省資料。

独立行政法人制度研究会編 (2004) 『改訂独立行政法人制度の解説』第一法規。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (2005) 『平成17年度業務実績報告書』独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構。

日本公認会計士協会 (2003) 『公会計委員会研究報告第7号公会計原則 (試案)』日本公認会計士協会。

筆谷勇、金子邦博、大貫一 (2004) 『公会計原論』東京リーガルマインド。

山本清 (2001) 『政府会計の改革—国・自治体・独立行政法人会計のゆくえ—』中央経済社。

若林茂信 (1994) 「アメリカにおける非営利事業統一会計基準の生成」『JICPAジャーナル』第468号 (1994年7月) p.37。

(2007年11月17日採択)

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「社会関連会計研究会」第19号「社会関連会計研究」第19号に掲載された。本稿は、2014年10月25日開催の「社会関連会計研究会」第19号「社会関連会計研究」第19号に掲載された。本稿は、2014年10月25日開催の「社会関連会計研究会」第19号「社会関連会計研究」第19号に掲載された。

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「社会関連会計研究会」第19号「社会関連会計研究」第19号に掲載された。本稿は、2014年10月25日開催の「社会関連会計研究会」第19号「社会関連会計研究」第19号に掲載された。本稿は、2014年10月25日開催の「社会関連会計研究会」第19号「社会関連会計研究」第19号に掲載された。

【研究論文】

自治体病院における管理者の選任と採算性

佐藤 清和 (金沢大学)

I 問題意識

自治体病院とは、地方公共団体によって設置され、地方財政制度上は地方公営企業法（以下「法」と略称）に規定された病院事業を行う医療機関である。自治体病院には法の財務規定¹⁾は当然に適用される（以下「一部適用」と略称）が、他の地方公営企業とは異なり、事業組織及び職員の身分取扱等を含む法の全部を適用すること（以下「全部適用」と略称）は強制されていない²⁾。一部適用ないし全部適用という法の適用形態は、設置主体である地方公共団体の選択に委ねられている。

国及び地方財政が逼迫する中、自治体病院の多くは慢性的な赤字体質に陥っており、その経営改革は急務となっている³⁾。このような経営状況下にあつて、自治体病院（とりわけ都道府県立病院等の大規模病院）の全部適用化が進んでいる。全部適用化により病院の経営組織は地方公共団体の一般行政組織から完全に分離され、日常の業務執行に係わる一切の権限が、新たに選任される事業管理者に委譲される。このような権限委譲にともない病院運営が弾力化され、事業効率の向上が図られることによって、自治体病院の経営状況は改善するものと期待されているのである（大田、2003）。

しかしながら、自治体病院の地域特性や事業管理者の経営能力の不確実性などを考慮すると、全部適用化だけに経営改善の効果を期待することは困難であり、地域によっては、もはや民間への経営委譲等も含めた、いわば自治体病院の存廃にまで踏み込んだ経営改革の必要性が高まっているという見解も有力である（高木、2003）。

自治体病院の経営改善策としては、他にも指定管理者制度や独立行政法人化、あるいは公設民営化（PFI）等の処方箋が論じられているが、地方公共団体の合併再編にともなう自治体病院の統廃合や機能分担などの諸施策も進行しており、経営改善のための何らかの制度改革は、待ったなしの段階を迎えているように見受けられる（杉元、2007）。

このように多様な経営改善策が提起されるのは、自治体病院ごとに異なる経営環境（地方公共団体の財政力の違いや、病院の立地条件、及びそれに伴う地域医療政策の相違）に応じた対策が必要とされているからである。ただし、これらの改善策は自治体病院における組織運営の

権限を、現行の経営者からそれ以外の者（ないし組織）に委譲する措置である、という点では共通の性質を有している。

本稿の目的は、一部適用から全部適用への移行措置が、設置者から事業管理者への権限委譲を基礎とする経営改善策であるという点に注目しつつ、これを分析・評価することを通して、権限委譲をとともう他の経営改善策の検討・評価に資するような財務指標を提示することにある。具体的には、法の適用形態の変更という自治体病院に固有の経営改善策を評価する有効な指標として、自治体病院に特有の財政構造に基づいた採算性の指標を提示することができた。

本稿の構成は、以下のとおりである。第Ⅱ節では、自治体病院の経営分析に関する先行研究を概観した上で、全部適用と経営状況との関連性について、いくつかの財務指標を用いて分析する。第Ⅲ節では、第Ⅱ節の分析を補完かつ総合化するために、自治体病院に特有の独立採算制に即応した採算性の指標を提示する。第Ⅳ節では、第Ⅲ節で総合化された採算性の指標と全部適用との関連性について検証する。第Ⅴ節は、本稿の結論と今後の課題である。

Ⅱ 自治体病院の経営分析

2.1 先行研究⁴⁾

坂本・安西（1990）は、自治体病院のうち都道府県立病院、及び一部事務組合立病院それぞれの経営状況を分析した。彼らは『地方公営企業年鑑』（以下『年鑑』と略称）の「損益計算書」をもとに、医業収支比率（医業収益／医業費用）を従属変数とし、同じく「経営分析」に係わる19の指標を説明変数とする重回帰分析を行った。都道府県立病院について分析した結果、両年で有意な結果を示した回帰係数は、①職員給与費割合（ -0.837 ）、②投薬薬品費割合（ -0.348 ）、③100床あたり看護婦数（ 0.215 ）、④1床あたり固定資産（ -0.187 ）、⑤病床利用率（ 0.090 ）、⑥一般病床数（ 0.082 ）の6指標であった（カッコ内は標準偏回帰係数）。

また荒巻他（2005）は、同じく医業収支比率を従属変数とする重回帰分析を行ったが、その結果、①職員給与費割合（ -0.604 ）が医業収支比率と最も強い関係があることが示された。その他に有意な関係を示したのは、②経費（ -0.274 ）、③減価償却費（ -0.273 ）、④病床利用率（ $+0.171$ ）、⑤医師平均月額給与（ -0.119 ）、及び⑥看護部門一人一日当たり診療収入（ -0.106 ）であった。

武（1996）は、各地域の中核的な大型自治体病院（500床以上）を取り上げ、医業収益の中から他会計負担金を差し引き、これを医業費用で除した比率（「修正医業収支比率」と呼ばれている）によってランキングした。このランキングの上位12病院は、①医師、及び職員の年齢、②職員給与割合、③一日平均患者数、④入院一日一人当たり収入、⑤一般病床利用率の各指標によるランキングにおいても上位に位置することが分かった。

佐藤（2000）は、法の適用形態（一部適用・全部適用）を従属変数、また収益性（医業収支

率等)、生産性(粗付加価値率等)、費用構造(職員給与費率等)、規模(病床数等)、および政策負荷(立地条件、補助金等)の各指標を独立変数とするロジスティック回帰を行った。その結果、自治体病院全体については生産性を示す粗付加価値率、また都道府県立病院については、収益性を示す実質収益対経常費用比率について、全部適用病院の方が一部適用病院よりも良好な財務比率を示すことが確認された⁵⁾。

以上の先行研究は、自治体病院の医療活動に係わる諸指標と、医業収支率等の財務指標との関係から、自治体病院の経営状態を分析したものである。ただし、これらの諸指標は必ずしも自治体病院に特有の指標ではなく、ほとんどは民間医療機関の分析指標としても適用可能である。これに対して、本稿は自治体病院に特有の独立採算制に注目することによって新たな採算性の指標を提示し、その上であらためて自治体病院の全部適用化について検討するものである。

2.2自治体病院の分析視角

2.1節の先行研究では、自治体病院の財務指標と病床利用率等の医療活動に係わる種々の指標との関連性が分析対象とされていたが、ここでは以下に示す4つの視角から自治体病院の経営状況を分析する。

(1) 収益性 (2) 生産性 (3) 費用構造 (4) 財政構造

自治体病院は他の地方公営企業と同様、設置主体である地方公共団体から独立採算による運営が求められている。ここでの独立採算とは、地方公営企業において受益者負担(財貨・サービスを供給し、それに要する経費が料金という形で回収されるプロセス)になじまない経費については、これを一般会計等によって負担するという「経費負担区分の原則」に基づくものである。すなわち、ここでの採算性とは、あくまでも一般会計が負担すべき経費(一般会計繰出金)を除いた経理部分における採算性を意味するものである。

このように自治体病院については、経費の負担区分を前提としつつも、基本的には独立採算による黒字経営(利益獲得)が要請されており、この点では営利企業と同様の利益獲得能力としての収益性に関する分析が必要となる。

一方、病院事業は一般に非営利事業と位置付けられており(医療法第7条第5項)、特定の個人(組織)への利益分配を事業目的とすることはできない。この点で自治体病院とは生産性の分析(付加価値分析)に適した事業領域にあるといえることができる⁶⁾。

さらに自治体病院は、他の地方公営企業とは異なり、社会保険に基づく診療報酬制度のもとで医療サービスを供給しているために、当該サービスの価格決定権を持たない。このような収益機会が限定された事業環境で重要となるのが費用構造の分析である。とりわけ高度かつ専門的な医療サービスを提供するためには、一般行政サービスに比較して相対的に高い人件費を要すると考えられるため、人件費を中心とする費用構造の分析が有効だと考えられる。

また前述のとおり、自治体病院には「経費負担区分の原則」によって、一般会計からの繰出

金や各種の補助金が拠出されている。したがって、地方公共団体から拠出される財政資金の占める大きさ（財政構造）が看過されてはならない。

以上4つの分析視角に対応する指標として、以下では経常収支率、付加価値率、職員給与費率、及び負担金・補助金比率という諸比率を用いて自治体病院を分析していく（表1を参照）。

（表1）一部適用病院と全部適用病院の平均値の差の検定

（1）収益性						H14・H15全部を除く	
指 標	算 式	適用状況	病 院 数	平 均 値 (%)	有意確率 (両側5%)	平 均 値 (%)	有意確率 (両側5%)
経常収支率	^(注1) 経常収益	一部	136	95.13	0.839	95.13	0.442
	経常費用	全部	112	95.36		96.13	
（2）生産性						H14・H15全部を除く	
指 標	算 式	適用状況	病 院 数	平 均 値 (%)	有意確率 (両側5%)	平 均 値 (%)	有意確率 (両側5%)
付加価値率	^(注2) 粗付加価値	一部	136	55.57	0.293	55.57	0.019*
	医業収益	全部	112	56.80		58.47	
（3）費用構造						H14・H15全部を除く	
指 標	算 式	適用状況	病 院 数	平 均 値 (%)	有意確率 (両側5%)	平 均 値 (%)	有意確率 (両側5%)
職員給与費率	^(注3) 職員給与費	一部	136	78.84	0.167	78.84	0.019*
	医業収益	全部	112	74.00		70.69	
（4）財政構造						H14・H15全部を除く	
指 標	算 式	適用状況	病 院 数	平 均 値 (%)	有意確率 (両側5%)	平 均 値 (%)	有意確率 (両側5%)
負担金・ 補助金比率	^(注4) 負担金・補助金	一部	136	20.48	0.082	20.48	0.001*
	総収益	全部	112	17.78		15.38	

（注1）経常収益＝医業収益＋医業外収益、経常費用＝医業費用＋医業外費用

（注2）粗付加価値＝医業収益－材料費－経費

（注3）負担金・補助金＝国庫補助金＋都道府県補助金＋他会計補助金＋他会計負担金

（注4）*は、Levene検定による有意確率が0.05未満であり、等分散性を仮定しない有意確率を示す。

2.3財務指標の比較分析

ここでは(表1)の4つの財務指標を用いて、全部適用化による経営改善効果について検証する。サンプルは、平成16年版の『年鑑』に掲載されている都道府県立病院である。都道府県立病院は、各地域における中核都市に位置するとともに、地域医療計画において中心的な役割を担っており、その点で病院間の同質性は高い。したがって、これらを一部適用病院と全部適用病院に分類して、相互の経営状況を比較対照することは分析上有効である。さらには、都道府県立病院のうちすでに半数近くの112病院が全部適用化されており、今後の全部適用化の可能性という点からも、これを分析対象とする必要性は高いと考えられる。

(表1)の4つの財務指標のうち、収益性を示す経常収支率、及び生産性を示す付加価値率については大きい方が、逆に費用構造を示す職員給与費率、及び財政構造を示す負担金・補助金比率の値については小さい方が、相対的に良好な経営状態を示すことになる。

そこでサンプルを全部適用病院と一部適用病院に分類した上で、それぞれの財務指標について平均値の差のt検定を行った。検定の結果は(表1)のとおり、すべての財務指標で全部適用病院の方が一部適用病院よりも、相対的に良好な経営状態にあるという結果が得られた。ただし、補助金・負担金比率以外の指標に関しては、統計的に有意な平均値の差は検出されなかった。

しかしながら、このような総サンプルを用いた分析には次のような欠陥がある。すなわち、そもそも全部適用化が検討される病院というのは、当該時点の経営状況が著しく悪化している可能性が高く、したがって、たとえ全部適用化されたとしても短期間のうち容易にその経営状況が改善されるとは考え難い。

そこで総サンプルから直近の平成15年度と同14年度に全部適用化された病院を除いたサブサンプルを用いて、もう一度同様の分析を行った。その結果、付加価値率、職員給与費率、及び負担金・補助金比率について統計的に有意な平均値の差が検出された(表1の右端)。このように、都道府県立病院の経営状態を4つの財務指標を用いて分析した結果、経常収支率を除く各指標について、全部適用病院の方が一部適用病院よりも良好な経営状態にあるという知見が得られた。

これら4つの財務指標のうち、経常収支率と付加価値率ならびに職員給与費率との間には、それぞれ計算上の相互関係(重複ないし相反関係)が存在しており、その点でこれらの指標とは必ずしも独立した財務指標であるとは言えない。たとえば経常収支率と職員給与費率については職員給与費に関する重複関係、また付加価値率と職員給与比率との間には職員給与費に関する相反関係が生じている⁷⁾。

このような問題に対処するためには、以上の財務指標を総合的に評価するための分析上の枠組みが必要となる。そこで次節では、新たに採算性に係る財務指標を導入することにより、この問題についての対策を講じる。

Ⅲ 自治体病院の採算性

3.1 医療活動面の採算性

本節では自治体病院に固有の独立採算制に注目して、いくつかの採算性を定義するとともにこれを指標化する。その上で、前節のような相互関係を有する財務指標の総合化を試みる（表2を参照）。

（表2）自治体病院の採算性に関する3つの分析視角と指標及び意義

採算性の分析視角	採算性の指標	採算性の意義
医療活動	医業損益分岐点比率<100%	医療サービスの独立採算による供給可能性
病院事業	病院損益分岐点比率<100%	公的医療サービスの継続的供給可能性
医業収支	医業収支分岐点比率<100%	公的医療機関としての存続可能性

採算性について検討する前に、自治体病院における損益計算のプロセスを確認しておく。まず『年鑑』における損益計算は、次のような諸科目により表示されている。

$$\begin{aligned} \text{総収益} - \text{総費用} &= (\text{医業収益} + \text{医業外収益} + \text{特別利益}) \\ &\quad - (\text{医業費用} + \text{医業外費用} + \text{特別損失}) = \text{純損益} \end{aligned} \quad (1)$$

右辺第1項の医業収益は、「入院収益」、「外来収益」及び「その他医業収益」に分類されており、さらに「その他医業収益」の中に「他会計負担金」が含まれている。「他会計負担金」とは、地方公共団体の一般会計から拠出される繰出金に相当する（以下では、他会計負担金の源泉を明らかにするために一般会計繰出金と呼ぶ）。さらに第2項の「医業外収益」の中にも、国庫補助金や他会計補助金とともに一般会計繰出金という項目が含まれている。これらの点に留意して、(1)式を次のように書き換える。

$$\begin{aligned} \text{純損益} &= \overbrace{(\text{医業収益} - \text{医業費用})}^{\text{医業損益}} + (\text{一般会計繰出金}) \\ &\quad + \text{医業外収益} - \text{医業外費用} + \text{特別利益} - \text{特別損失} \end{aligned} \quad (2)$$

(2)式は、医業収益と医業外収益に別々に含まれていた一般会計繰出金を、括弧でひとまとめにしたものである。これにより右辺の医業収益と医業費用との差額（以下「医業損益」と呼ぶ）は、一般会計繰出金の影響が取り除かれた、その点では医療活動の結果のみが反映された

損益を示すことになる。したがって、ここでの医業損益とは民間病院における医業損益と同質の損益とみなされる。

以下では、このような医療活動に基づいた医業収益のみを源泉とする医業損益の発生状況を「医療活動面の採算性」と呼ぶ。その上で医業損益に関する採算性の評価指標として「医業損益分岐点」を定義する。この医業損益分岐点とは、自治体病院に限らず民間の医療機関も含めたすべての病院事業者に共通する採算性の指標に他ならない⁸⁾。

$$\text{医業損益分岐点} = \frac{\text{固定費}}{1 - \text{変動費率}} \quad (3)$$

ここで、

固定費＝職員給与費＋減価償却費＋研究研修費＋資産減耗費＋支払利息

変動費＝材料費＋経費

変動費率＝変動費／医業収益

また(3)式の医業損益分岐点とは、医療サービスの供給という病院事業本来の採算性を示す財務指標だとも言えるであろう。

3.2病院事業面の採算性

自治体病院は、地域医療の拠点として高度・先進医療、あるいは僻地・離島医療、さらには不採算地域医療など、それぞれの地域医療計画に基づいた諸課題に対処しなければならない⁹⁾。これら政策医療の対価として、2.2節で述べたような「経費負担区分の原則」に従って、地方公共団体から自治体病院に一般会計繰出金等が拠出されるのである。

なお一般会計繰出金とは、地方財政計画に計上された経費項目として、法令による積算基準に従って自治体病院に繰り出される財政資金であって、自治体病院の非効率な経営による損失の補填に拠出されることは認められていない。しかしながら(2)式からも明らかなように、医業損失が生じた場合には、一般会計繰出金が実質的な医業損失の補填財源として経常損益の計算過程に組み込まれる（経常利益＝医業収益＋医業外収益－医業費用－医業外費用）¹⁰⁾。

また地方財政計画に計上された一般会計繰出金とは、その一部が普通交付税及び特別交付税で措置されており、その実体は地方公共団体を通じた税金投入という形の社会的コストである。したがって、自治体病院の採算性としては、一般会計繰出金や補助金というような地方公共団体からの財政資金を源泉としていることを明確にした、公的医療機関としての採算性という意味を付与しておく必要がある。本稿ではこのような公的医療機関としての採算性を「病院事業面の採算性」と呼び、これを次式のような一般会計繰出金と補助金を算入した「病院損益分岐点」によって定義する。

$$\text{病院損益分岐点} = \frac{\text{固定費}}{1 - \text{病院変動費率}} \quad (4)$$

ここで、

病院変動費率：変動費／病院収益

病院収益：医業収益＋一般会計繰出金＋他会計補助金
 ＋国庫補助金＋都道府県補助金＋その他医業外収益

(4) 式が (3) 式の医業損益分岐点と異なるのは、分母の病院変動費率である。病院変動費率とは、変動費と病院収益との比率を意味するが、ここでの病院収益とは医業収益に加えて一般会計繰出金や補助金も含まれた広義の医療収益であるため、病院変動費率は一般に (3) 式の変動費率よりも小さくなる。したがって、病院損益分岐点は医業損益分岐点よりも小さくなる傾向を有している。

このように病院損益分岐点とは、自治体病院に対する一般会計からの財政支出を考慮に入れた採算性を示す指標であり、その点で地域医療政策を担う公的医療機関という側面から見た採算性を示す指標と言える。

公的医療機関として地域医療政策上の課題に対処しつつ、かつ病院事業者として独立採算で事業経営を持続していくためには、この病院損益分岐点を超過する医業収益を確保する必要がある。その点で病院損益分岐点とは、民間医療機関とは異なる自治体病院に特有の採算性を与える財務指標である。

3.3 医業収支面の採算性

ここまで医療活動と病院事業という2つの面から自治体病院の採算性について考察してきたが、ここでは医業収支面における採算性について検討する。医業収支面の採算性とは、短期的な資金の調達、及び回収に係わる資金管理上の問題、あるいは設備投資などの長期的な資金計画の問題に関連して生じる資金収支の均衡状態を意味する。

昨今の診療費未収問題に特徴的な短期資金の回収問題、あるいは地域医療計画に基づく新たな診療施設や医療機器に対する投資（減価償却も含まれる）にともなう長期的な資金計画上の問題は、まさに病院事業の存続を左右しかねない経営課題である。

事業管理者は、このような短期・長期の資金計画に係わる予算編成の権限を有しているため、全部適用病院では一部適用病院よりも医業収支面における採算性に配慮した経営が進展していると推測される。

このような収支面における採算性を「医業収支面の採算性」と呼び、次式の医業収支分岐点によってその水準を算定する。

$$\text{医業収支分岐点} = \frac{\text{固定収支}}{1 - \text{変動収支率}} \quad (5)$$

ただし、

$$\begin{aligned} \text{固定収支} &= \text{固定費} - \text{減価償却費} - \text{資産減耗費} \\ &\quad - (\text{前期未収金} + \text{前期貯蔵品} - \text{前期未払金}) \\ \text{変動収支率} &= 1 - \text{変動費率} \\ &\quad - (\text{未収金回転率} + \text{貯蔵品回転率} - \text{未払金回転率}) \end{aligned}$$

$$\text{未収金回転率} = \text{未収金} / \text{総収益}$$

$$\text{貯蔵品回転率} = \text{貯蔵品} / \text{総収益}$$

$$\text{未払金回転率} = \text{未払金} / \text{総収益}$$

(5) 式の医業収支分岐点を基準とする採算性は、短期的な資金不足が回避され、あるいは長期的な投資計画に基づいた資金計画が整備された、その点で病院の持続可能性を担保する採算性を示す財務指標である。

IV 仮説の提示と検証

4.1 採算性に関する仮説

以下では、前節で取り上げた3つの分岐点に基づいて、全部適用の経営改善効果に関する仮説を提示し、これを検証していく。すなわち、以下の3つの作業仮説がそれである。

仮説1：全部適用病院は一部適用病院より医療活動面の採算性が高い。

仮説1における医療活動面の採算性とは、次の算式で示される。

$$\text{医業損益分岐点比率} = \frac{\text{医業損益分岐点}}{\text{医業収益}} \quad (6)$$

ここで、医業収益 = 医業収益 - その他の医業収益中の一般会計繰出金。

仮説2：全部適用病院は一部適用病院より病院事業面の採算性が高い

仮説2における病院事業面の採算性とは、つぎの算式で示される。

$$\text{病院損益分岐点比率} = \frac{\text{病院損益分岐点}}{\text{病院収益}} \quad (7)$$

ここで、病院収益 = 医業収益 + 一般会計繰出金及び各種補助金。

仮説3：全部適用病院は一部適用病院より医業収支面の採算性が高い

仮説3における医業収支面の採算性とは、つぎの算式で示される。

$$\text{医業収支分岐点比率} = \frac{\text{医業収支分岐点}}{\text{総収益}} \quad (8)$$

ここで、総収益＝医業収益＋医業外収益＋特別利益＋補助金＋負担金、

補助金＝国庫補助金＋都道府県補助金、

負担金＝一般会計繰出金（その他の医業収益）＋一般会計繰出金（医業外収益）。

これらの分岐点比率の値が低ければ低いほど、それぞれの採算性は高い水準にあるということになる。

4.2財務指標の総合化

2.3節では自治体病院を4つの視角から分析したが、これらの指標間には相反や重複といった相互関係が存在するため、自治体病院の経営状態を総合的に評価することは困難であった。ここでは4.1節で提示した3つの採算性指標が、これら4つの財務指標に代わる総合的な経営指標となり得るかどうかが、という点について検討する。

そこで4つの財務指標（経常収支率、付加価値率、職員給与費率、負担金・補助金比率）を独立変数とし、また(6)～(8)式の3つの採算性指標をそれぞれ従属変数とする3つの重回帰モデルによる分析を行った。なお独立変数の期待符合は(表3)に示されたとおり、経常収支率、粗付加価値率、および未収金回転率については負、また職員給与費率及び負担金・補助金比率については正となる。

最小2乗法による回帰分析の結果が(表3)に示されている。これによれば、医業損益分岐点比率と病院損益分岐点比率を従属変数とする回帰モデルでは、それぞれ自由度調整済み決定係数(Adj. R²)は高く、また独立変数のすべてが期待符合と同一の偏回帰係数を示した(有意確率5%)。したがって、医業損益分岐点比率と病院損益分岐点比率については、独立変数である4つの財務指標を代理する総合的な経営指標として有用であると考えられる¹¹⁾。

なお医業収支分岐点比率については、付加価値以外の偏回帰係数は期待符号と一致したが、未収金回転率以外の偏回帰係数は統計的に有意とはならなかった。しかしながら、自治体病院の収支面における採算性を評価することの重要性から、医業収支分岐点比率については次節以降の分析にも用いることにする。

(表3) 財務比率を採算性の視点から総合化するための重回帰分析の結果

従属変数	独立変数						Adj. R ²
	定数項	経常収支率	粗付加価値率	職員給与費率	負担補助金比率	未収金回転率	
		(-)	(-)	(+)	(+)	(-)	
医業損益分岐点比率	4.312*	-0.017*	-4.100*	0.015*	1.497*		0.808
	(12.664)	(-4.858)	(-13.748)	(8.425)	(4.243)		
病院損益分岐点比率	2.891*	-0.018*	-0.379*	0.003*	-0.459*		0.901
	(42.990)	(-25.573)	(-6.432)	(7.341)	(-6.590)		
医業収支分岐点比率	1.817	-0.013	0.449	0.002	1.122	-1.159*	0.038
	(1.447)	(-1.054)	(0.385)	(0.377)	(0.971)	(-3.332)	

(注1) 括弧付きの符号は期待符合。括弧内の数値は t 値。

(注2) *は5%で有意な偏回帰係数。

4.3採算性仮説の検討

4.2節の回帰分析に基づいて、ここでは3つの採算性指標にコントロール変数として自治体病院の立地条件（不採算地域=1、不採算地域以外=0）を独立変数として加え、また法の適用形態（全部適用=1、一部適用=0とする）を従属変数とするロジスティック回帰モデルを用いて、全部適用化の経営改善効果について検証する。

回帰式における独立変数の期待符合は、(表4)に示されたとおり全て負である。これらは分岐点比率が小さい病院ほど全部適用化が進んでいること、逆に不採算地域にある病院ほど一部適用病院である可能性が高いことを示す符合である。

ロジスティック回帰の結果、医業損益分岐点比率は統計的に有意に期待符合に一致する係数を持つことが判明した。これは全部適用病院における医療活動面の採算性は、一部適用病院のそれと比べて相対的に高い傾向にあることを示しており、全部適用にともなう事業管理者の選任が、医療活動面における採算性の向上に寄与したことを含意するものである。もっとも、全部適用病院と一部適用病院の医業損益分岐点比率の平均値は、いずれも100%を上回っており（それぞれ190.5%と163.9%）、どちらも大きく採算割れの状態にあるという点には注意が必要であろう。

つぎに病院損益分岐点比率であるが、期待符号及び有意確率の両面で、法の適用形態と病院事業面の採算性との関連性は見出せなかった。これは事業管理者の選任は、一般会計繰出金等の財政資金の拠出を前提とする病院事業面における採算性の向上に寄与しているとは言えない、という意味である。なお病院損益分岐点比率の平均値は、全部適用病院と一部適用病院ともに100%を上回っており（それぞれ107.1%と105.8%）、両病院とも病院事業面で採算割れの状態にある、ということには留意すべきであろう。

最後に医業収支分岐点比率であるが、期待符号及び有意確率の両面で法の適用形態と医業収支面における採算性との関連性は見出せなかった。ただし医療収支分岐点比率の平均値は、全部適用病院が94.2%、また一部適用病院は84.2%であり、いずれも平均的には収入超過の状態にある。これは支出超過による運転資金の不足が、たちまち病院運営の停滞を惹起することから、全部適用か一部適用かに拘わらず、収支面での採算性が維持されるような財政資金の拠出が保持された結果だと考えられる。

なお立地条件に関する回帰係数は有意に正の値を示しており、不採算地区に立地する病院の方が全部適用化されているという点で、期待符号とは逆の結果となった。一般に不採算地区にある病院の採算性は低く、そのため地方公共団体による直接的な運営方式（つまり一部適用）がとられるものと推測されるが、本稿はこれと逆の結果を示すものである。その理由としては、不採算地区に立地する都道府県立病院の数が全部で16病院と少ない上に、当該期間中に全部適用化されたのがこの内の13病院にものぼったため、あたかも不採算地区病院の全部適用化が進捗しているかのような結果が現われたものと考えられる。

（表4）法の適用形態に関する採算性仮説を実証するためのロジスティック回帰分析の結果

従属変数	独立変数					HL test
	定数項 期待符合	医業損益 分岐点比率 (-)	病院損益 分岐点比率 (-)	医業収支 分岐点比率 (-)	立地条件 (-)	
法の適用形態	0.064	-0.843*	0.911	0.205	2.467*	0.254
{ 全部適用=1 一部適用=0	(0.007)	(11.346)	(1.177)	(1.030)	(8.850)	

（注1）括弧付きの符号は期待符合。括弧内の数値はWald統計量。

（注2）*は5%で有意な偏回帰係数。

（注3）独立変数のうち立地条件とは、不採算地域=1、不採算地域以外=0とするダミー変数。

V 結 語

本稿では、まず地方公営企業法の全部適用と自治体病院の経営状況を示す財務指標との関連性について分析した。その結果、収益性を除く3つの分析視角（生産性・費用構造・財政構造）において、全部適用病院の経営状態は一部適用病院のそれよりも良好であるという分析結果が得られた。

ただし、これらの財務指標間には計算上の相互関係が存在すること、またこれらは必ずしも自治体病院に特有の分析指標とは言えないことから、「経費負担区分の原則」による財政措置を考慮した、自治体病院に特有の採算性指標を導入した。分析の結果、「医療活動面の採算性」に

については、全部適用病院の方が一部適用病院より良好であることが判明した。これは日常の業務執行について大幅な権限委譲がなされた事業管理者によって、医療活動を中心とする経営改善策が履行され、その結果、医療活動面における採算性が向上したことを示唆する結果である。

他方、地方公共団体からの財政措置を加味した、いわゆる「病院事業面の採算性」、及び資金収支に基づく「医業収支面の採算性」については、両者間に有意な差は見出せなかった。そもそも地域における政策医療の対価として、地方公共団体から一般会計繰出金等が拠出されているにも拘らず、病院事業面の採算性に特段の差異が見られないというのは、全部適用か一部適用かというような経営政策上の問題というより、現在の公的機関による医療サービスの供給コストが、現行の診療報酬制度のもとでは十分に回収され得ないという点で、むしろ公的医療制度それ自体に起因する採算性の問題だと言える。

さらに事業資金の不足による病院事業の停止という事態を防ぐためには、収支面の採算性が維持されなければならない。したがって、これもまた全部適用か一部適用かという問題ではなく、自治体病院を維持するために必要な財政措置の問題に他ならない。ただし近年問題化している医療費の未収問題等に係わる資金収支については、事業管理者の設置による改善効果が期待できるかもしれない。

以上、本稿では主として財務指標を用いた経営分析の手法によって、現在進行しつつある自治体病院の全部適用化について分析してきた。しかしながら、自治体病院はそれぞれに固有の地域医療政策を担っており、その多様性は必ずしも統計的な分析手法には馴染まない可能性がある。したがって、今後はケース・スタディーの手法によって本稿の議論を再検証する必要がある。

また自治体病院に限らず、先行研究のような病床利用率や医療従事者数、さらには地域特性などといった医療サービスの質に係わる非財務指標が病院の評価には欠かせない。すなわち「政府および企業組織が市民化する時代において、経済主体としての病院等には財務報告と非財務報告を網羅した社会報告会計の確立が要請されている（木下・野村・中島，2001）」という指摘が等閑視されてはならない。その点では、本稿の分析結果はあくまで財務指標に基づいた限定的な見解の表明に過ぎない¹²⁾。

さらに自治体病院に限らず、その他の公的医療機関（国立病院機構や国立大学付属病院等）の分析を行なうこともまた、本稿に課せられた課題である。なぜなら、この領域の研究は、公的かつ医療機関という2重の公益性を有する組織体に係わる会計情報の有用性を考察するという点で、まさしく社会関連会計情報の有用性を検証することに他ならないからである¹³⁾。

本稿で提示した自治体病院に特有の採算性指標が、今後さらに進捗するであろう種々の経営改善策を検討・評価するにあたり、先行的な指標としての役割を果たすことができれば、これは筆者にとって望外の喜びである。

（付記）小稿は、日本社会関連会計学会第19回全国大会（愛知工業大学）における自由論題報

告を加筆修正したものである。野村健太郎先生、木下照嶽先生、杉本典之先生、佐藤倫正先生、金井正先生、上田俊昭先生、ならびに大原昌明先生より有益なご意見をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

参考文献

- Newhouse, J. P. (1970). Toward a theory of non-profit institutions: An economic model of a hospital, *American Economic Review*, Vol.60 (1) , pp.64-74.
- Feldstein, S. (1971). Hospital cost inflation: A study of nonprofit price dynamics, *American Economic Review*, Vol.61 (5) , pp.853-872.
- Phelps, U. (1996) . *Health Economics*, Harper Collins Publishers Inc.
- 荒牧登史治・豊川智之・小林廉毅 (2005) 「自治体病院の経営に関する要因の研究」, 『病院管理』第42巻, 第3号, 87-94頁。
- 大田浩右 (2003) 「全部適用による経営刷新を目指す」, 『病院』第62巻, 第3号, 189-192頁。
- 漆 博雄編 (1998) 『医療経済学』, 東京大学出版会。
- 小山田恵 (2003) 「自治体病院におけるコスト管理」, 『病院』第62巻, 第8号, 647-653頁。
- 木下照嶽・野村健太郎・中島照雄 (2001) 『現代ヘルスケア論』 税務経理協会。
- 黒川保美他 (2006) 「社会関連会計の再構築 (最終報告)」, 『社会関連会計研究』, 第18号45-55頁。
- 坂本眞一郎・安西将也 (1990) 「自治体病院の経営収支に影響を与える要因の分析—都道府県立病院と一部事務組合病院に注目して—」, 『病院管理』第27巻, 第4号, 299-310頁。
- 佐藤靖・佐藤清和 (2000) 『キャッシュ・フロー情報—ブームの異現象を超えて—』, 同文館出版。
- 佐藤清和 (2005) 「自治体病院における経営状況の分析—地方公営企業法の全部適用と経営状況との関連性—」, 『青森公立大学経営経済学研究』, 第10巻, 第2号, 75-98頁。
- 佐藤清和 (2007) 「自治体病院の採算性評価式—LIMによる社会的コストの推定—」, 『金沢大学経済論集』, 第42号, 63-95頁。
- 自治体病院経営研究会 (2004) 『自治体病院経営ハンドブック [第11次改訂版]』, ぎょうせい。
- 杉元順子 (2007) 『自治体病院再生への挑戦: 破綻寸前の苦悩の中で』, 中央経済社。
- 高木安雄 (2003) 「自治体立病院を民間委譲で改革することの意義と課題—福岡県立病院改革の答申をまとめて—」, 『病院』第62巻, 第3号, 203-207頁。
- 武 弘道 (1996) 「大型自治体病院の経営実態を分析する [第Ⅲ部]」, 『病院』第55巻, 第6号, 569-574頁。
- 鍋田忠彦編 (1995) 『日本の医療経済』, 東洋経済新報社。
- 南商堯・郡司篤晃 (1994) 「医療機関における効率性評価に関する研究—DEAによる自治体病院の人的資源の効率性評価を中心に—」, 『病院管理』, Vol.31 (1) , 31-40頁。
- 西村周三 (1977) 『現代医療の経済学的分析』, メヂカルフレンド社。
- 西田在賢 (2001) 『医療・福祉の経営学』, 薬事日報社。
- 山内直人 (1997) 『ノンプロフィット・エコノミー—NPOとフィランソロピーの経済学』, 東洋経済新報社。

注

- 1) 例えば、財務規定の一つである法第20条において、地方公営企業はその経営成績および財政状態を明らかにするため、発生主義による経理を行うことが要請されている。
- 2) 財務規定のみが強制されるのは、病院事業が他の法定事業に比べて採算性が低く、かつ保健衛生事業や

- 民生行政など地方公共団体が行う一般行政との関係が密接だからである（自治体病院経営研究会, 2004）。
- 3) 『地方公営企業年鑑』によれば、平成17年度における自治体病院全体の経常収支率（経常収入/経常費用）は98.2%であり、自治体病院1,060のうち60.7%が経常損失に陥っている。さらに自治体病院全体の累積欠損金は、近年増加の一途をたどっており、資本金合計額6兆5,652億円の27.1%に達している。
 - 4) Newhouse (1970)、ならびにFeldstein (1971) によって、非営利病院における経営者の行動モデルが提示されて以来、わが国においても公的医療機関に関する経済学的ならびに経営学的視点からの研究が蓄積されてきた（西村 (1977)、鍋田 (1995)、漆 (1998)、山内 (1997)、西田 (2001)）。
 - 5) 各比率の構成要素は次のとおりである。粗付加価値率 = (医業収益 - 材料費 - 経費益) / 医業収益。実質収益対経常費用比率 = (医業収益 - 他会計負担金) + (医業外収益 - 他会計補助金 - 医業外収益中の他会計負担金)。
 - 6) 生産性の視点から自治体病院を分析したものとして、(南・郡司, 1994) がある。
 - 7) このような相互関係は、それぞれの財務指標の計算要素に起因するものであり、統計上の相関関係とは異なる（表3を参照）。
 - 8) 医療機関における損益分岐点分析については、木下・野村・中島 (2001) を参照されたい。また、本稿で示された各種分岐点の算出については、佐藤・佐藤 (2000) を参照されたい。
 - 9) 不採算地域とは、自治体病院の所在地と同一の地域内に一般病院が存在しない地域、という意味である。定義の詳細については（自治体病院経営研究会, 2004）を参照されたい。
 - 10) ちなみに国および自治体からの補助金は、特別利益として純利益の源泉となる（純利益 = 経常利益 + 特別利益 - 特別損失）。
 - 11) 独立変数のうち職員給与費率と補助負担金比率の相関係数が0.700と高い値を示したため、多重共線性を考慮して独立変数から補助負担金比率を除いて同様の分析を行ったが、分析結果に大差は無かった。
 - 12) 佐藤 (2007) では、自治体病院に関する財務指標と非財務指標を、一つの回帰分析モデルの独立変数として取り扱うための理論的枠組みについて試論を展開した。
 - 13) 社会関連会計を「公共性志向の会計」と位置づけることについては、黒川他 (2006) を参照されたい。

(2007年10月22日採択)

【研究論文】**住宅資産の持続可能性の探求**

倉田 剛（愛知工業大学）

I はじめに

人間社会にみられる万象は、究極のところ、大自然の摂理の下、その接する環境の許容と制約のうちで繰り返されてきている。しかし現代の人間社会では、限りある資源を放埒に消費し尽くして、再生不能な荒廃物だけが蓄積されている。そうした循環性や再生性が失われた社会や経済、文化や教育は刹那的であって、後生に豊潤な環境を残そうとは寸毫も考えていない。われわれは、その営み・活動のすべてにわたって謙虚さと畏敬の観念が要求されていることをいつの間にか放念してしまった。あらゆる「資源」の、「消費」と「活用」に際しては、そこに「循環性 (circulation)」や「再生性 (recycle)」の付帯は大原則である。とりわけ経済財の取引にみられる「流動性 (liquidity)」こそ、資源の持続可能性を、社会システム上に生成させ得る重要な要素である。本稿の大意も、詰まるところ、その一点に収斂できる。

II 住宅の資産性と流動化

日本の住宅の短命さは国際的比較においても突出している。住宅の“スクラップ・アンド・ビルド”の周期があまりにも短期だから、住宅ストックとして、住宅市場での還流期間が極めて短くて、流動化させる牽引力（需要）が起こる間もないほどである。当然な理だが、短命な住宅ならば、その資産価値の持続可能性も脆弱なものであり、築後20年程度でも売買取引上では資産価値はゼロ評価に近いものとされている。築後20年以上経過している中古住宅の資産性は、主として市場における需要の多寡・濃淡、すなわちフロー化させる牽引力の強弱に基因している。

こうした中古住宅ストックの流動化（取引化）を促す牽引力となるものは、市場の需要であり、購入を決定付ける利益（メリット）の確信である。購入意思の決定までのプロセスでは、幾つかのプラスとマイナス要素の比較が行われるはずである。この場合の要素は購入者の事情によって異なってくるが、経済的利益が確かならば中古住宅は流動化（所有の移転）する。賃貸収入が確実な立地条件などは分かり易い要素である。売り手が約束する賃貸利益としては後述するセール・リースバックがある。このように住宅が、その所有者や入居者を交代させながらも、その寿命を延命化させる社会システム（制度）は官民で取り組むべき問題である。短命

な住宅寿命は、環境資源を頻繁に消費し、建設廃棄物の処理が問題視され、地球温暖化問題にまでもなっているからである。

人は、現役時代、自ら（家族も）の勤勉さをもって獲得した資金を、その住宅の取得に投じる（invest）ケースは一般的である。やがて「扶助・介護」を必要とする高齢期を迎えたとき、多くの家計は現金収入が途絶える。だから、住宅に投じた資金を、老齡期の「生活資金（return）」に転換させたいとする声には共感できる。こうした目論見は、住宅という固定資産にリバーシブルなメカニズムを組み込む手法で、実現できる。

先進各国の間では、すでにこの種のプログラムとして、「リバースモーゲージ（逆抵当；reverse mortgage）」が社会保障制度のセイフティーネットの一翼を担っている。日本でも、リバースモーゲージは信託銀行や自治体が扱ってきた。厚生労働省も、2003年初頭から全国共通の「長期生活支援資金貸付制度」をスタートさせているが、認知度も低く、利用件数も少ない¹⁾。その理由としては、制度上の問題点の他に、不動産市場の低迷が影響して肝心の住宅（土地）の資産評価が低く、リバーシブル・システムが十分に機能できない点がある。現行の制度では、住宅を担保評価するのに、その土地だけに限定して、建物部分の評価しない規約であり、住宅の土地が敷地利用権であるマンションを利用対象から除外している²⁾。したがって、戸建住宅の所有者ならば利用できるリバースモーゲージをマンションに住む高齢者世帯は利用することができない。こうした点もリバースモーゲージが普及できないネックとなっている。「個人の居住の用に供する建物」の構造や所有の形態が異なることを理由にして、公的福祉制度の福祉的効用の享受に格差を生じさせている現行制度は、福祉国家の措置としては不公正であり、早急に検討すべき点である。

また個人が住宅（持家）の購入に投じた資金に「流動性」を付帯させられる居住福祉プログラムの普及・定着は、福祉国家として必要な社会的インフラといえる。付随的な効果だが、住宅の資産価値の持続性も補強・増強されることで、社会資本の持続にも奏功し、資源・エネルギーの節約や地球温暖化防止などにつながっていく。住宅のような社会資本に「流動性」が失われた市場経済の社会を評して、われわれは「成熟社会」とはいわない。

本稿では、住宅（持家）の資産価値の持続可能性（サステナビリティ；sustainability）について、社会福祉プログラムの一つである「リバースモーゲージ」の制度原資としての視角から検討を試みている。

III 住宅資産の流動化の必然性

これまで、わが国の貯蓄率は国際的比較においても高いとされてきた。しかし内閣府の国民経済計算によると、貯蓄率は1970年代後半をピーク（23%強）に、それ以降は下降傾向を示していて、2002年では6%程度にまで低下してきている。その要因として、もっとも確実視され

ているのが世帯の高齢化である。ライフサイクル仮説によると、若いときは老後に備えて貯蓄するが、退職後は収入以上に消費するから、当然、貯蓄率はマイナスに転じてしまう。「家計の金融資産に関する世論調査（平成18年）」によると、高齢期には「定例的な収入が減少したので貯蓄を取り崩した」家計が5割強に上り、「老後が心配」とする回答は8割強まで増加した。その心配の理由（種）としては、「十分な貯蓄がないから」、「年金・保険が不十分だから」などが挙げられている。また「貯蓄の目的」を「老後の備え」とする回答が1992年頃から逡増している。本来、社会保障基金への貯蓄は家計の貯蓄とは代替的關係にあるはずであり、社会保障制度が整備されてくれば高齢期に備える予備的貯蓄も減少してくる理屈である。しかし最近の度重なる保険料の引き上げや支給条件（支給年齢や支給額等）などにみられる不本意な変更は、社会保障に対する将来的な不安感をこれまで以上に煽っており、家計の自衛的措置として自衛的な貯蓄行動に結びついている。事実、2003年からの貯蓄率はわずかながらも上昇カーブを描き始めてきている点から、そこには因果関係が検証できる。

とはいえ、平均的な高齢者世帯の家計には経済的な余裕がなくて、将来の漠然とした不安を払拭するに足りる資金を蓄えることは極めて難しい。平均的な家計では、暮らしている住宅（持家）が金融資産以上に重大な資産であることが多い。住宅を現金化したい場合は、まず「売却」する方法があり、家賃収入を獲得する「住み替え」の方法も考えられる。しかし、これらの方法では世帯に「移動（転居）」を強いるものであり、住み続けながら「現金」を調達する方法ではないから高齢者世帯には不向きである。住んでいる住宅を担保に生活資金を借り出す方法として、住宅担保ローンがある。しかし短期的融資（1年間が多い）であるから借入利息は毎月払い、契約期間終了時には原則全額を返済しなければならない。返済能力（現金収入）のない高齢者世帯の場合、その「住む場所」を失う羽目にも陥るリスクがある。リバースモーゲージならば、少なくともこの種のリスクは回避できるシステムであり、高齢者の居住福祉プログラムとして合理的なローンである。高齢者世帯が自分の家に住み続けながら、その持家を年金（現金）に転換し消費していくリバースモーゲージは世情に照応した「居住福祉制度」として囑望されている。その返済条件は、死後、住宅の売却代金で一括返済であるから、住宅は原則、相続財産にはならない。これまで日本でも、住宅は子供への相続資産となるのが伝統であった。しかし最近の風潮では、親が住宅を必ずしも子に遺すとは限らなくなってきている。住宅を、親が自らの老齢生活資金として転換し消費していく選択も珍しくない。皮肉な展開だが、不動産市場の長期的な低迷が不動産（住宅）に対する経済的（値上り）期待感を減じてしまい、租税や維持管理費用など所有コストの負担感を増幅させていることから、子の方も以前に比べて相続意欲が希薄になってきている。

こうした社会経済の変化は、高齢者世帯にリバースモーゲージの利用を促すものである。しかし遺憾なことだが、日本のリバースモーゲージは融資総額が貸付枠に達したときは原則清算の時を迎える。公的制度でも、こうした場合の措置が明文化されていない。この点では杜撰で

あり、高齢者を対象にした福祉年金制度としては致命的な欠陥となっている。

IV 住宅資産の担保評価とリバースモーゲージ（日米英の比較）

リバースモーゲージは、生前の借り入れ返済の義務を外して、死後に担保物件の処分あるいは相続人の代位弁済によって一括清算する仕組みであり、その点が一般の住宅担保融資とは一線を画している。「住宅資産転換方式（ホーム・エクィティ・リバーシブル・システム；home equity reversible system）」とも集約できるリバースモーゲージは、その資金の流れの向きが、一般の住宅ローンとは「逆方向（リバース；reverse）」であり、その「逆進性」をもって、資金の「転換（reversibility）」、あるいは「還元（refund）」とも理解できる特徴がある。

アメリカのリバースモーゲージの場合、建物も土地と一体の「住宅資産」として評価されていて、建物の老朽化や破損部分もリノベーション（交換・修繕）で修復可能な状態・程度ならば家屋の評価をゼロにまで引き下げる要因としていない。もちろん老朽化や破損が著しい建物はそれなりの評価しか得られない点は日本と変わらないのだが、そこに建物が「現存」している「事実（現存性）」が、「住宅」としての「居住空間性能」を明確化させ、「主たる住居（principal home）」としての「生存権的資産性」も保障されている³⁾。簡単に言うならば、そこに建物があるからこそ人が生活できる空間が確保されているのであって、まず建物が「存在（既存）」していることを「価値（existing-value）」⁴⁾として認めている。また、そうした法定便益（既得権など）を有効視すれば、家屋の構造的な老朽化・破損、あるいは性能・機能・デザイン面での陳腐化などの問題（ペナルティ）は回復可能な要素であり、現存する住宅を土地だけの評価に収縮させてしまうほどのことにはならない。

アメリカのリバースモーゲージが高齢者の住宅（持家）を評価する場合は、「生活する場所（living place）」としての「使用する価値（use-value）」に基軸を置いている。対照的に、日本のリバースモーゲージでは、高齢者の住宅（持家）を評価するスタンスとして、あくまでも「交換する価値（exchange-value）」に基づいた評価であり、「市場価値（相場）主義」に偏重している。日本の公的なリバースモーゲージの多くは、その貸付限度（融資枠）を、住宅（持家）の土地（敷地分）だけに限定した担保評価に基づいて設定している。

日本の場合、「建物」も独立性を法定された不動産であり、その資産評価にも単独性を認めているのだが、せいぜい30年程度の使用年数（耐久年数とは別）がゆえに融資の際の担保力（市場評価）は極めて僅小であり、結果として「土地」に偏重した評価が現実的である。このような住宅の資産評価上にみられる日米間の相違が、中古住宅市場の景況にも格差を惹起させ、結果としてリバースモーゲージ市場にも大きな隔たりを顕在化させている。

本稿では、こうした論理の展開から、「建物が“現存”する事実に対して、法理論上の“資産性”を制度上に構築させる法的環境の整備が必要であり、社会福祉性が住宅の“無形資産性”⁵⁾

のサステナビリティに重大な影響を与える要素となり得るもの」と論断している。住宅の「無形資産性」のサステナビリティを補強する法的環境の整備の一つとして、リバースモーゲージの対象住宅（土地）の購入（予約も含めて）を促進させる公的な支援策（融資・課税・その他）なども、住宅（持家）の資産性を高める結果に結びつくものと期待できる。またリバースモーゲージの対象住宅（担保物件）を購入（予約も）するケースを想定した場合個人情報開示への配慮は必要な点であるがリバースモーゲージの当初の段階からその対象住宅の購入の予約やセール・リースバック方式（Sale Leaseback；以下、SLB）などのバリエーションを織り込む手法も新たな資産的価値（メリット）も生み出す可能性が高い。

しかしリバースモーゲージも決して持家高齢者の逼迫した家計を救済できる万能特効薬ではなくて、制度原資たる住宅（持家）の市場価値が下落すれば、その転換して使える資金（借入金）も僅かな額となり、家計に経済的余裕をもたらすまでに達しない場合も考えられる。要するに、持家すなわち中古住宅の資産性を持続させる（値上がりしなくても）ことが、リバースモーゲージの福祉的効用を確固たるものにする要因であり、この点は海外でも同じことである。

日本の住宅市場には「買い替え（住み替え）需要」⁶⁾が少ない点も、住宅のサステナビリティを脆弱にしている。イギリスの持家率の時系列パターンをみると、彼らは若い時から住宅を取得し、高齢期に入ると「住み替え」など居住地を変更する方法で住宅を「流動化」⁷⁾させている様子がうかがえる。こうした展開は、裏返せばイギリスの住宅の優れたサステナビリティ（持続可能性）が認知されていて、また「住み替え」などが生成する住宅需要も安定しているからこそ描かれる構図である⁸⁾。いま一つの特徴として、イギリスの住宅市場は、世代間で取引が頻繁に行われている、流動性に富んだタテ型構造であり、だからこそ住宅資産のサステナビリティも補強されているといえる。日本の住宅ローンは、親子間で行われる住宅取引（売買）には対応できていない。この点は、親子間で行われる経済的行為は相続に基づいた承継としか看做していない旧弊で梗塞的な金融制度の残滓であり、最近の世情とは合致していない。住宅資金の流動性を高めることで、住宅のサステナビリティの増強ばかりか、リバースモーゲージの普及にも奏功する効果に着目すべきである。

V アメリカのリバースモーゲージ

アメリカ社会でポピュラーなリバースモーゲージ・プラン(Home Equity Conversion Annuity Mortgage ;HECAM) ⁹⁾を日本の制度と比べたとき、そのシステム上に根本的な相違点が見える。その一つは、政府系の保険機能が担保不足（債務超過）を保証するノンリコース融資であり、だから生存配偶者の場合も亡くなる時まで融資は同一条件で継続される。その債務保証保険は当初に借り手が保険料を負担して加入するのだが、日本の場合はその類の保険は存在していない。また借り手に対しては、厳格な建物の保守・管理義務を課している。融資側が建物を

良好な状態にまで修繕させ維持させておきたい理由は、融資総額を住宅の売却代金で清算するからであり、借り手にも建物保険の加入を義務付けている。こうしたシステム（規約）が、担保物件のサステナビリティを補強し、保証している点に着目しなければならない。

リバースモーゲージの変則的なプランとして、アメリカの一部の州で扱われている「セール・リースバック（SLB; Sale Lease-Back）」がある。SLBは高齢者世帯を対象にして、「住まい」の「売却」と「継続居住」を同軸的に実現させるプランである¹⁰⁾。SLBを簡単に説明すると、高齢者世帯がその持家（住まい）を投資家に売却し、そのまま終身借り戻して、その売却代金と賃料の差額を年金方式で割賦償還する仕組みである。その償還期間は平均10～15年程度が一般的であり、平均余命が長いほど長くなる計算である。この方式では、住宅の維持・修繕費、固定資産税や保険料などの負担は投資家側であるが、投資家側は事業用資産であることから各種の税法上の特典を享受できるメリットがあった。高齢者にとってのSBLは、住宅の「所有者」から、「住む」だけの「賃借人」の立場に入れ替わる取引であり、建物に関する諸々の費用負担がなくなり、建物の修繕などからも開放される。とはいえ、投資家に対する長期的な債務履行の保証がないと将来が不安になる。反面、投資家側にすれば、高齢者の長命は投資期間の延伸であり、資金回収も長期化するなどのリスクがある。もちろん不動産市場の動向も気掛な点である。現在も、ファミリー・リバースモーゲージとして、家族や知人間で行われている。

SLBは、家計の経済力（収入）の変化に照応して持家の経済的権利の方も適応させている点で合理的なシステムである。日本でも、持家（固定資産）を流動化（フロー化）させるシステムとして、SLBは高齢者世帯の検討すべき新たな選択肢となる¹¹⁾。

VI おわりに

リバースモーゲージのリバーシブル・システムは、「生存権的居住用財産（固定資産）」を、高齢期をターニングポイントにして「福祉年金（現金収入）」に転換させる仕組みのものであり、実現される「居住と福祉」の同軸的効用こそ社会保障制度を補完するものである。またリバーシブル・システムは高齢者世帯の家計にもたらす福祉的効用だけでなく、不動産市場においては住宅ストックの流動性を高める牽引力ともなり、結果として住宅資産のサステナビリティの補強にも奏功するものである。この点が、リバースモーゲージを単なる持家高齢者世帯の経済的自立支援策だけに収束させてはならない論拠である。

日本の現行のリバースモーゲージの実態は「高齢者土地担保長期融資制度」の域であって、土地の担保力だけに立脚した「期限付融資」である。だからマンションも制度の対象から排除されてしまう。また土地だけの担保力に基づいた単純な年金融資だから、地価が下降している地域では機能しない。土地の担保力だけに偏重したシステムの公的制度は、「中古住宅（持家）」の価値を、土地の市場評価（相場）だけに収縮させてしまい、建物を修理しながら長く使おう

とするモチベーションを希薄にしてしまう危惧がある。

以上の論及から、住宅資産のサステナビリティの補強には、構造的要素だけでなく、リバースモーゲージなどにも住宅の世代間移転システムを織り込む手法で市場に政策的な流動性を派生させることは現実的であると結論できる。

参考資料

(財)日本住宅センター『高齢社会における資産活用の方向ーリバース・モーゲージの実態についてー』1996年。

注

- 1) リバースモーゲージの利用件数(2007年3月末)532件。『毎日新聞』2007年5月29日付。
- 2) 老朽マンションの建て替えは高齢者世帯には深刻な問題。実態調査を進めて柔軟に対応できるリバースモーゲージ制度の検討が必要。
- 3) 土地利用規制(zoning)に対する既得権的対抗力と税法上の恩典(Income Tax Law Section 121 Exclusion)なども享受できる。
- 4) 建物が“現存している事実”から派生させる法的価値を、報告者は「現存性価値」と表現している。
- 5) 法人税法上の「無形固定資産に認める権利」に準ずる概念。
- 6) 国土交通省が2006年から始めた「高齢者住み替え支援制度」など、「住み替え」支援の動きがある。
- 7) 売却やリバースモーゲージ利用等。
- 8) 最近、耐用年数200年の「長持住宅」の建設を税制優遇や建築補助策で促進しようとする動き(二百年住宅ビジョン)がある。
- 9) 政府が債務保証する低所得層向け(低金利・低コスト)のリバースモーゲージ・プラン。2007年夏、先進各国の金融市場にまで波及した米国のサブプライム・ローンの焦げ付き騒動は住宅モーゲージ貸出基準の緩和が基因であった。HECMの利用件数が急増し始めた時期も、やはり住宅モーゲージ貸出基準が緩和された2003年頃からである。
- 10) 1983年にサンフランシスコ州、1984年にボストン、ニューヨーク、ツーソン、ナソー郡が発足。
- 11) 定期借家制度(2000年3月施行)が住宅の長期間賃貸借契約を保証する。SLBの仕組みはフランスのヴィアジェ(viager:持家資産転換プログラム)に似ている。

(2007年9月19日採択)

（注）本稿は、2014年10月25日開催の「第19回社会関連会計研究シンポジウム」で発表された論文である。このシンポジウムは、社会関連会計研究会（現社会会計研究会）が主催し、社会会計研究会が協賛したものである。このシンポジウムは、社会会計研究会の設立10周年を記念して開催されたものである。このシンポジウムは、社会会計研究会の設立10周年を記念して開催されたものである。

参考文献

社会会計研究会（2014）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2015）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2016）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2017）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2018）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2019）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2020）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2021）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2022）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2023）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2024）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2025）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2026）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2027）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2028）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2029）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

社会会計研究会（2030）『社会会計研究会設立10周年記念シンポジウム』社会会計研究会、東京。

【研究論文】

ファイナイト保険を巡る会計上の諸問題

－保険会計と金融商品会計との区分について－

岡崎 一 浩 (愛知工業大学)

I はじめに

保険は国民生活や持続可能な企業活動において不可欠な社会的インフラであるにもかかわらず、社会保険庁による年金問題、一連の保険金不払い問題、少なからぬ保険会社や共済の破綻、重加算税が課される租税回避行為裁判、米国における大手保険会社の粉飾決算事例、高リターン高リスクの再保険商品の存在あるいは含み損リスクをはじめ、保険や年金（以下、保険という）に対する不信が少なくない。それらの信頼回復の手段としては、確かな会計基準のもとで生み出される会計情報を開示することで保険に対する信頼回復を図るのが通例であろうが、現状では保険会計に対する議論が負債の時価評価問題に集中して矮小化している。保険とは何か、その結果としての分かりやすい会計基準や財務報告についての肝心の議論が置き去りにされている。

そこで本稿では、国際財務報告基準 (IFRS) 第4号保険契約 (insurance contracts) という保険会計における保険とは何かを、ファイナイト保険 (finite insurance) に焦点を当てて検討するものである。なぜならファイナイト保険は保険商品と金融商品の境界線上に存在するもので、保険の本質を理解する上で格好の議論の材料を提供してくれるからである。IFRS第4号という保険会計とは、必ずしも民間営利企業の保険業会計に留まらないので、当然にして簡易保険や共済もその対象になり、その社会的影響は深い。

とりわけ日本の保険会社にとっては、もし首都圏など人口密集地域への地震が襲来すれば多大な保険金支払義務が発生し、保有資産は大幅に下落する可能性がある。しかし、これに対する再保険は禁止的に高い再保険料になっている¹⁾。とりわけ、上記の重加算税が課された租税回避行為の事例は日本の地震保険のファイナイト再保険に関する税務訴訟である。また、高リターン高リスクのファイナイト再保険商品によって日本の保険会社が破綻したのは9.11テロの結果であるように、リスクが本当に移転したのかどうかの再検討が必要となっている。保険会社は多数の法則に従うリスクに対応すべきで、多数の法則に従わないリスクについてはデリバティブなどで対処すべきであるし、これを時価主義会計と併せて日本でも導入して、財務諸表をは

じめとする保険会社のへの信頼回復が急務であると考え。

II 国際財務報告基準の動向

IASBは2003年7月31日に公開草案(ED)第5号「保険契約」を公表した。これに対して日本の社団法人生命保険協会は2003年10月にED第5号に対して意見書を提出しており、要約すれば次の通りである。

表1 ED第5号と生命保険協会の意見書の対比表

	ED第5号	生命保険協会の意見書
1 適用範囲	本会計基準の範囲を保険契約とし、保険会社の金融資産は範囲外。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約だけを範囲とするのではなく、全体として保険会社の財務状態を適切に表わす保険業の会計とすることを提案。 ●保険会社は負債の長期性に対応する資産を保有しており、資産と負債の測定のミスマッチを回避するための方策を検討すべき。
2 会計基準	<p>現行の会計基準の適用を容認する期間を2006年度までに限定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●しかし現行基準でも、「損失認識テスト」を義務づけ。 ●さらに、現行基準でも、異常危険準備金や平衡準備金は負債の定義を満たさないから禁止。 	フェーズⅡの検討が2006年度までに終了することを前提としているが、フェーズⅡの方向性に対するコンセンサスは得られていない。フェーズⅠが適用されている間は現行の会計基準を認めるべき。
3 開示	保険負債の公正価値の開示を2006年度から要求。	活発な二次市場の無い保険契約について、信頼性のある公正価値を算出する方法が存在するのか不明である。このような状況の中で公正価値の開示を要求することは、財務諸表利用者には無用の混乱を引き起こす懸念がある。公正価値の開示には反対する。

出典：生保委員会 保険会計部会のHP²に、筆者加筆

同上の意見書で、長期負債を抱える生命保険協会は、いわゆる時価主義会計の導入に対しては損益のボラティリティが増大するとして³⁾反対しており、従来の原価主義の続行を求めたのである。

さらに、生命保険協会は時価主義会計の導入と共に、会計の透明化に大いに寄与するであろう保険的要素と預託金的要素との分離経理について、分離経理そのものに反対意見を送っている。反論の根拠は、フェーズⅠでの承認手続上問題、拡大解釈の恐れのほか、そもそも、保険契約は全体で一つのリスクを引き受けているとし指摘し、いかなる場合も分離経理を求めるべ

きでないと回答している。

Ⅲ 保険会計の特徴

保険会計については、負債の時価評価や全面時価法ばかりが注目されているが、実は、保険の本質にかかわる会計があまり議論されていから、議論の前に、基本的な仕訳を示して特徴を述べたい。

保険加入者（顧客）が1社だけの保険会社の例を以って保険会計を説明する。保険加入者での基本的な会計処理はその支払保険料（例えば毎年100万円）は支払時の費用であり、6年後の受取保険金（500万円）を受取って、保険契約を解約したとする。6回の支払保険料100万円と受取保険金500万円は損益取引である。他方、保険会社にとって6回の受取保険料100万円は収益になるが、しかし、無事故であっても、必要に応じた責任準備金繰入、例えば90万円が繰入費用として必要となって、その結果が貸借対照表で責任準備金という負債が90万円だけ増加する。保険料100万円に関しては、支払側から費用取引となる取引の下記の6回の取引

（借方）費用：支払保険料 100 （貸方）資産：現金預金 100

が、結果的には、保険会社側では次の6回の損益取引10万円と非損益取引90万円を構成することとなる。

（借方）資産：現金預金 100 （貸方）収益：保険料収入 100

（借方）費用：責任準備金繰入

90 （貸方）負債：責任準備金 90

上記の2行の仕訳を純額表示すれば、次の仕訳が6回発生することとなる。

（借方）資産：現金預金 100 （貸方）負債：責任準備金 90

損益：営業利益 10

6年後に保険会社では保険金の支払500万円が発生すると、次の仕訳が発生する⁴⁾。

（借方）費用：責任準備金 500 （貸方）資産：現金預金 500

以上の取引を一覧表にすれば以下の表2の通りである。

表2 保険に係わる仕訳例（金額単位：万円）

	保険加入者				保険会社（純額表示）			
	借方		貸方		借方		貸方	
1年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
2年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
3年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
4年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
5年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
6年目の保険料支払	支払保険料	100	現金預金	100	現金預金	100	責任準備金 営業利益	90 10
6年目末の保険金の受取	現金預金	500	受取保険金	500	責任準備金	500	現金預金	500

上記で明らかのように、保険では、保険加入者側では損益計算書の純利益に与える影響としては100万円が6回と500万円が1回あるが、保険会社側では10万円が6回出現するに止まる。これが金銭貸借であれば貸し手と借り手とは同額の資産負債が増減するだけで当期純利益には影響がないし、また、これが贈与であれば同額の費用収益が両者において発生するだけであり、保険のように両者に対して異なった純利益への影響があるものではない。言い換えれば、保険会計では、保険料支払時には保険加入者の費用取引を保険会社の負債の増加取引に転換できる作用があり、保険金支払時には保険会社の負債の減少取引を保険加入者の利益とする作用を有する取引である。

保険会社は、このようなスキームを多数の保険加入者に対して実施することで大数の法則によるリスク分散が働き、あるいは再保険に加入してリスク移転を図り、責任準備金への繰入を最小限に留めることができるから、社会全体のリスク分散やリスク移転に寄与しているのであって、会計基準や税法でも上記のような会計処理が容認されている。

IV 安全割増の存在

保険契約で、一定の安全度を見込んだ上で安全割増（safety margin）といわれる部分を加算した保険料を設定するのが一般的である⁵⁾。例えば保険料を設定する場合、過去の経験値に一定

の余裕を上乗せし、不確実な数値を用いるリスクに備え、後日に保険料を過大徴収したことが判明すれば返戻（へんれい）金で還元する仕組みである。これには契約者配当金とも呼ばれるが、保険会社の安定経営の目的のみならず、さらには保管加入者のモラルハザードの抑制にも寄与できるとの副次的効果も期待できる。

会計的には、この安全割増の取り扱いが議論尽くされていない。この過大徴収する安全割増は、基本的には保険料というよりは預託金（deposit）であるとも考えられる。ただし、保険契約期間が経過した事後でないと、通常の保険の部分と預託金の部分とが正確に分離（unbundling）できない側面も有する。

そこで、責任準備金を単純に統計確率的にのみで求めた場合と比較すれば、安全割増の部分が過大な保険料徴収分として収益となって計上され、いずれ返戻金で還元されることとなる。つまり、保険加入者にとっての安全割増の部分の会計的性格であるが、現行の会計では、支払い時に費用、保険料の受取時にその部分も受取保険料となり、結局、利益が蓄積されて、配当支払い時に支払返戻金とされる。

これとは別に、より利益前倒し計上の方法として、保険商品を販売する努力に対して発生する利益として認識すべきとする管理会計的な会計も理論的には考えられる。保険商品の販売では、契約獲得時に多大な努力を要し、それ以降はそれほどの努力も必要としないから、損益を正しく期間配分するには一理あるが、ここではこれの検討は割愛する。

V ファイナイト保険

統計確率的に求められる保険料以上に徴収される保険料を安全割増といわれる部分であることを前節で明らかにした。では、この正当な安全割増の金額をどのように計算し、仮に必要以上の安全割増を徴収する保険契約があった場合の会計処理をどのように考えるかによって、不当な利益操作や租税回避が可能になる危険が高い。あたかもこの危険が最も高い保険商品がいわゆるファイナイト保険といわれるものである。ファイナイト保険が再保険に応用されたものをファイナイト再保険、あるいはファイナンシャル再保険と呼ぶが、本稿ではファイナイト再保険を含めてファイナイト保険ということとする。

通常の生命保険においても、満期返戻金を期待して貯蓄と考える消費者行動はよく聞かれる。また、これをセールス・トークとする生命保険会社もめずらしくない。企業においても、ファイナイト保険では、安全割増を異常に高額に設定し、保険加入者は支払保険料を費用とし、後日に受け取る満期返戻金を収益に計上することによって租税回避を実現するスキームが知られている。このスキームでは、保険契約は預託金を費用に人為的に転換するスキームとなる。

ファイナイト保険では保険料の設定は大数の法則（Law of large numbers）によって設定されるのではないことは知られている。つまり、ファイナイト保険では多数の保険加入者の間

でリスクの分散が図られていない⁶⁾。そもそも大数の法則が当てはまらないような地震保険やPL保険などに対応するために、ファイナイト保険が開発されてきた経緯がある。以下、最も単純な形のファイナイト保険について説明する。

大数の法則が当てはまらないような保険事象に対応するために、通常、ファイナイト保険では長期契約であり、キャンセル不能の契約となっている。保険請求があれば、返戻金が減額される。ファイナイト保険にあつては、全保険契約期間で保険会社の収支が均衡するように保険設計されている。保険契約がキャンセル不能であることから、保険加入者にはキャッシュ・アウトフローが義務化されており、一種の定期積立預金を行っているのと経済的な効果は同じである。途中で仮に保険事故が発生した場合には、その積立金額が引き出せ、さらに緊急借入(Loss finance)が可能になっている。

その保険金と称するものが実質的には経済的な緊急融資であると言える証拠は、実務上、その借入相当分の保険金には何らかの借入金利相当額が徴収されるのが少なくないからであるからである。

ファイナイト保険は、保険加入者には預託金を費用に変換させる作用があるが、保険会社にとっては実質的な借入金を収益に変換させる作用がある。これを利用したのが後述のAIGによる粉飾事件である。

リスク対応には保険以外にも、リスク対応デリバティブ組み込み型の金融商品がある。例えば、株式会社オリエンタルランドが発行した地震債では、同社は東京ディズニーシーを建設する際に、地震債の手法を用いて地震リスクの移転を行った。債券発行はゴールドマンサックスのアレンジによるもので、元本リスク型債券1億ドルと信用リスク・スイッチ型債券の1億ドルの2種類を発行している。元本リスク型は、一定の地震が発生すると元本及び利息が返還されないが、信用リスク・スイッチ型では、新たにオリエンタルランドが発行する別の長期の社債に振り替えられて償還期限が延びる。

IFRS第4号では、まず保険契約とは重要なリスク移転(significant risk transfer)が認められればその契約を保険契約とし(認められなければ金融商品となる)、次に保険契約とされた場合でも、預託金的要素と保険的要素との分離経理の要否とを規定している。従って、法形式が保険契約でも、重要なリスクを移転しているかどうかと預託金部分の分離の要否とを2段階で問題としている。

実務的に、ファイナイト保険契約は、個々の契約ごとに複雑なスキームとなっており、保険部分と預託金部分とが混在しているような契約となっている。そこで、IFRS第4号は、10項で次の基準を示している。

	預託金部分の測定が、可能な場合		預託金部分の測定ができない場合
	i) 預託金部分の測定が(保険部分との勘案しなくとも) 独立に可能。かつ ii) 社内の経理規定では預託金の部分の資産・負債計上を求めている。	i) 預託金部分の測定が(保険部分との勘案しなくとも) 独立に可能。かつ ii) 社内の経理規定では預託金部分の測定がその会社で何らかの基準で預託金の部分の資産・負債計上を求めている。	i) 預託金部分の測定が(保険部分との勘案しなくとも) 独立に不可能。
IFRS第4号	(a)	(b)	(c)
求める会計処理	分離経理が必要	分離経理は選択	分離経理を禁止

次に11項では、上記の(a)「社内の会計規定では預託金の部分の資産・負債計上を求めている。」とする例を示している。基本的には、(c) 預託金部分と保険部分とが分離不能な場合には分離を禁止し、(a) 分離可能にもかかわらず分離していない場合には分離を強制し、(b) 分離可能であり会社が何らかの方法で取り敢えず分離をしている場合にはIFRSという分離経理の方法の外にもその会社の方法を容認している。

さらに12項では、分離経理となった場合には、保険部分にはIFRS（保険商品会計）を、預託金部分にはIAS第39号（金融商品会計）の適用を求めている⁷⁾。

IFRS第4号では、IG 5 では分離経理の計算例を示している。そこでは、返戻金の部分を実質的な預託金であると指摘している⁸⁾。そこで、それぞれの社内の経理規定に応じて、分離経理の選択か義務かが決まることとなっている。

日本においては、このような会計基準はないが、日本の保険業界からIASBへの公開草案に対して、フェーズIでの分離経理に反対している。保険契約は全体で一つのリスクを引き受けているのであり、分離経理は出来ない。仮に行ったとすれば契約全体の測定値と分離経理後の各要素の測定値の合計は一致しない。また、分離経理すべきものの定義、分離の範囲などフェーズIIまでにさらなる議論が必要な論点を残している、としている。

しかし、日本でも現実にファイナイト保険スキームによって損害保険会社が倒産したり、租税回避を行っている現実がある以上、国際的な基準作りの場においてさえ問題の先送りを容認するような議論は許されるものではない。

VI ファイナイト保険に係る諸問題

(1) 大成火災

日本においてファイナイト保険は、2001年にファイナイト保険支払義務が露見して破綻した例が知られている。これは大成火災のほか、米国ノースカロライナ州の代理店のフォートレス・リー社を窓口にも再保険ビジネスを続けてきた日産火災海上保険およびあいおい損害保険の3社に関するものである。このファイナイト再保険の主な対象は航空機保険で、損失額は大成火災と日産火災が744億円、あいおい損保が979億円にのぼる⁹⁾。取引開始は1972年以降の安定的な取引で、このスキームでは事故があった場合、いったん契約額は支払われるが、その後、契約期間中に分割払いで全額返済する仕組みである。保険契約の形式をとるが、リスクは移転されておらず、実質的には定期積立預金と借入金分割返済の両方の特徴を持つものであった。

会計上およびリスク管理上では、次の通りである。大成火災らは航空機事故の再保険を引き受け、比較的高収入の再保険料を受けていた。そこで大成火災らはリスク管理のつもりで再々保険を掛けたが、実はいわゆる「保険」ではなく、単なるファイナイト保険であり、そのために「再々保険料」は安く抑えられて、損益には大きく寄与することになった。しかし、リスクが移転していなかったから、巨額のリスクを抱え込んだ上での利益計上を行ってきただけであった。あたかも巨額の債務保証を行って、受取保証料を利益に計上したことと同じ結果となった。従って、再々保険料を支払ったとする会計処理より、単に預託金を支払ったとする会計処理の方が大成火災の実態をより示していたと考えられるから、最初から本件ファイナイト再保険は重要なリスク移転が認められないとして保険契約ではないとするか、IFRS第4号の求めている分離経理を適用するかであって、いずれにしても実質的に保険会計を適用したところに根本的な誤りがあった。

(2) 東京海上日動火災

東京海上日動火災はアイルランド100%子会社が結んだ地震再保険契約をめぐり、2002年3月期までの5年間に約40億円の所得隠しを指摘された¹⁰⁾。まず、東京海上日動が地震保険の保険金支払いリスクを分散するため、当該子会社と再保険契約を締結した。次に、子会社は欧州の大手損保に再々保険をかけ、保険料を経費に計上した。だが、子会社がかけた保険は、地震が起きなかった場合に保険料の大半が戻るファイナイト再保険で、かつ、保険金を受け取る場合には支払保険料が保険金相当額になるまでは長期の保険契約を解除できない仕組みになっている。これに対し同国税局は東京海上日動が支払った保険料が損金ではなく損金にならない預託金にあたる判断した。

この件は係争中¹¹⁾であるが、ここで問題になっているファイナイト再保険は、IFRS第4号の定義に照らしても保険契約ではない預託金の部分が多額に含まれている。確かに保険的要素は2回

目の大地震が発生した場合には見られるが、そもそも大地震が頻繁に発生する確率はもとより低く、稀な上にも稀な2回目にものみ保険が働くスキームであって、1回目の地震では実質上は単なる融資契約であるから、実質的には預託金と認定されるべきものである。仮に保険と認定されたとしても、別段の社内の経理規定で預託金部分を認識する場合ではない以上は、IFRS第4号で保険商品と預託金との分離経理が義務となるとされるから、預託金部分については費用性がなく、その意味で課税庁の処分は正しい。

本件は再保険の引き受け手が少なく再保険料が高額な日本の地震保険について、自社の海外子会社を利用して、自社の支払保険料を損金経理したものである。これが実質的な内部留保として所得隠しと税務当局から認定されたものであった。確かに地震保険に対する需要は少なくないが、本来は大数の法則に乗らない地震保険のような天災に関しては、保険ではなく、地震デリバティブや地震債（キャット・ボンド）などの他のリスク・ファイナンスを利用すべきであり、そこでは保険会計ではなく、時価主義が原則の金融商品会計が適用されるべきものであった。

(3) A I G

2005年3月に米保険最大手A I Gでの不正会計が発覚した¹²⁾¹³⁾。ほとんど発生しないような事象へのファイナイト保険取引を再保険として引き受けて、5億ドルもの再保険収入を計上し、ほぼ同額の準備金を計上する不正会計が発覚した。A I Gは再保険の引き受け（受再）であり、その再保険の出し手（出再）は米再保険大手ゼネラル・リー社で、ゼネラル・リーの元幹部が会社ぐるみでA I Gの会計不正を幫助した。

この場合のリスクのない再保険契約とは、既にゼネラル・リーが5億ドルの保険請求を受けている保険でこれ以上の保険請求がないようなものを、A I Gに再保険として5億ドルで出再する再保険契約である。従って、受再のA I Gは保険加入者に対して、いずれゼネラル・リーに代わり5億ドルの保険金支払いに応じることとなる。実質的にA I Gへの保険リスクは5億ドルで固定されており、リスクは移転していないから、実質的にはゼネラル・リーを貸し手とする単なる5億ドルの融資であった。実質的な融資の期間はA I Gがゼネラル・リーから再保険を受再してから保険請求者に保険金を支払うまでの期間となる。本件での実質的な借り手のA I Gでは、あたかもこれが保険のように、

（借方）現金預金 5億ドル （貸方）保険料収入 5億ドル

（借方）責任準備金繰入 5億ドル （貸方）責任準備金 5億ドル

の2本の仕訳を計上した結果、損益計算書では最終的には保険料収入と責任準備金繰入とは見合いになるものの、とりあえず保険料収入と責任準備金が水増しされるから、A I Gでは保険料収入の増加と言う営業面と責任準備金不足解消という財務面が見かけ上で好転した。この不正会計の目的は、A I GのグリーンバーグCEOらの保身のために利用するものとされる。

日本のミレアホールディングスなど日米欧の有力保険会社40社強も、SECや各州の司法・保険当局から会計疑惑で召喚状を受け、この問題の根深さが指摘されている¹⁴⁾。

Ⅶ 結論

IFRS第4号におけるフェーズⅠの保険契約では、日本の時価主義会計への消極姿勢が顕著である。しかし、既に日本では、時価主義会計に基づいた退職給付会計を採用し、また時価主義会計を採用した場合に起因する含み損益については資本直入法が有価証券、デリバティブあるいは為替換算差額などに採用している。

このような中で悪戯に国際機関での議論を長引かせるのではなく、健全な社会的インフラ整備を再構築すべく、IFRS第4号に沿った時価主義と分離経理で保険会社の財務を明瞭にすべきであり、これが保険への信頼の回復に寄与しよう。

とりわけ日本は地震リスクが大きい。保険会社にとっても、このように大数の法則が働きにくいリスクには通常の保険ではリスク管理が困難である。特に東京海上日動の事件は、再保険の引き受け手が少ない自社の地震保険リスクに対し、低法人税率国の海外子会社を利用して預託金支払を支払再保険料に変換しようとした事件であるが、本来であれば保険会社は保険ではなく、他のリスク対応型金融商品で大数の法則によらないリスクに対応すべきであり、金融商品会計では時価主義が基本であるから、その方が保険会社の財務諸表の明瞭性が増して社会全体の信頼が得やすいと考える。

注

- 1) 野田健太郎 (2005) 「企業の防災マネジメント (経済教室)」『日本経済新聞』2005年04月21日朝刊29。日本経済新聞社社説「切迫する地震へ備え急げ」同2004年1月17日朝刊2では、「昨年三月、世界最大の再保険会社、ミュンヘン再保険 (本社ドイツ) が発表した世界の大都市の災害危険度指数が、防災関係者や企業経営者に大きな衝撃を与えた。地震、台風、水害などの災害が発生する危険性と、建物構造、住宅密集度、安全対策の水準で示される都市のぜい弱性、災害で失われかねない資産価値の3つの要素を指数にしたものだ。東京・横浜地区は、710と2位のサンフランシスコ (167) を大きく引き離し1位となった。」と紹介している。
- 2) 生命保険協会 (2003) 『IFRS公開草案「保険契約」に対するコメント』生命保険協会
www.seiho.or.jp/data/news/h15/pdf/03103likensyo1.pdf www.seiho.or.jp/data/news/h15/pdf/03103likensyo2.pdf
- 3) 日本でも一部に既に採用されているいわゆる包括利益の考え方を採用すれば、当期利益には影響を及ぼさないから、利益のボラティリティーを主張の根拠とすることは理論的に誤りである。
- 4) 総額表示すれば、以下となる。
 借方：責任準備金500 貸方：責任準備金戻入500
 借方：支払保険金500 貸方：現金預金

- 5) 田中周二 (2006) 『保険数学と金融工学の接点』大阪大学金融・保険教育センター。「しかしながら、前提となる計算基礎率どおりに事態が推移してはじめて、加入してからキャッシュフローが満期時点で収支残がゼロになって辻褄が合うことになるため、計算基礎率の不確実性を考慮した場合には、当然のことながら過不足が生じることになる。このため、計算基礎率の設定に際しては、安全割増<割引> (safety margin) を考慮した保守的アプローチをとってきた。この方式は、世の中が安定しており、保険会社や年金基金を取り巻く環境の変化が小さい時代には、よく機能してきた。」
http://www-csfi.sigmath.es.osaka-u.ac.jp/seminar_workshop/abstract_tanaka.pdf
- 6) このことを大数の法則による地理的空間におけるリスクの分散ではなく、時間空間におけるリスクの分散であると説明されることもある。
- 7) 井上武 (2003) 「保険の時価会計とディスクロージャーの強化」『資本市場クォーターリー2003年春』野村資本市場研究所1-12。「仮に分離経理が日本でも必要になった場合、貯蓄積立金として明確になっているような保険商品や確定年金については、保険会社にとって売上が大きく損なわれることとなる。」www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2003/2003spr12.pdf
- 8) 原文は以下の通り。In substance, the cedant has made a loan, which the reinsurer will repay in one installment of CU45 in year 5. (実質的には、再出者は貸付を行っており、これを再受者は5年目に45金額単位を一括返済することになる。)
- 9) 日本経済新聞「大成火災の経営破たん――取引まる投げ、リスク膨張」夕刊2001年12月7日
- 10) 日本経済新聞「東京海上40億円所得隠し、地震再保険巡り経費認められず、不服審査を請求。」夕刊, 2003年7月23日
- 11) 国税不服審判所は平成17年7月20日に裁決書(東裁(法)平17第18号)で、審査請求人である東京海上日動からの審査請求を却下した。現在、東京地方裁判所で、平成17年(行ウ)第586号法人税更正処分等取消請求事件(原告:東京海上日動火災保険、被告:国及び麴町税務署長)として係争中である。
- 12) 岡崎一浩 (2006) 「ファイナイト保険にかかる会計上の諸問題」『国際商事法務』国際商事法研究所第36巻6号
- 13) 日経金融新聞「米保険、A I G問題で激震――収入や準備金水増し、特殊な取引計上、長年の商慣行？」2005年3月31日
- 14) 日経金融新聞「震米保険業界(1)不正会計、底なし沼――当局の視線、日欧にも」2005年6月14日。

参考文献

- 富沢泰夫 (1997) 「財産異常災害リスクのセキュリティタイゼーション」『総研クォーターリー』第22巻
www.sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt22-3.pdf
- 吉澤卓哉 (2001) 『企業のリスク・ファイナンスと保険』千倉書房
- 岡崎康雄 (2001) 「バミューダ市場の進展と米国市場の対応-A T R が与えたインパクト」『総研クォーターリー』第36巻
www.sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt36-1.pdf
- 望月晃・牛窪賢一 (2001) 「新たな損害保険会計制度の構築」『総研クォーターリー』第35巻
www.sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt35-1.pdf
- 下和田功 (2004) 『はじめて学ぶリスクと保険』有斐閣
- 経理委員会国際会計基準P T (2004) 『保険契約の国際会計基準 損害保険会社における具体的実務と必要データ (中間報告書)』日本損害保険協会

- www.sonpo.or.jp/archive/report/technology_mng/pdf/0001/book_ifrs20040319.pdf
スイス再保険会社経済調査コンサルティング部(2004)「国際財務報告基準の保険業界に与える影響」『シグマ』スイス再保険会社7/2004
- 横山登(2005)「ファイナイトの仕組みと会計・税務上の留意点」『旬刊経理情報』中央経済社第1103号41-44
- 産業構造審議会産業金融部会(2005)『中間報告一次世代の企業財務と産業金融機能のあり方について』経済産業省www.meti.go.jp/press/20050804003/20050804003.html
- 横山登(2005)「キャプティブの活用方法に迫る」『旬刊経理情報』中央経済社第1075号
www.sney.com/pdf/lc02_2005_02.pdf
- リスクファイナンス研究会(2006)『リスクファイナンス研究会報告書』経済産業省
www.swissre.com/resources/a55cc600455c6a4987a7bf80a45d76a0-sigma7_2004_jp.pdf
- 竹濱修(2006)『ファイナイト保険の法的性質』立命館法学310号210-226

(2007年11月30日採択)

【スタディ・グループ報告】

中国における社会関連会計の現状と動向についての研究 (最終報告)

研究代表者：水野一郎（関西大学教授）

共同研究者：大島正克（亜細亜大学教授）、唐楽寧（聖泉大学教授）、吉城唯史（阪南大学准教授）、古市承治（福岡国税局国税専門官）、徐陽（九州共立大学准教授）、臼谷健一（鹿児島県立短期大学専任講師）

研究協力者：田昆儒（天津財經大学教授）、徐国君（中国海洋大学教授）、許延明（佳木斯大学副教授）、耿興龍（亜細亜大学大学院生）、岡照二（関西大学大学院生）、崔洪雷（関西大学大学院生）、李媛（関西大学大学院生）、林智敏（関西大学大学院生）

I はじめに

中国における社会関連会計の1994年までの動向については、かつて本スタディ・グループの代表者が社会関連会計学会で報告したが、当時は企業社会責任会計と人的資源会計の限られた領域しかなく、また文献も数少ないものであった（水野（1995）19-29頁参照）。

しかしながら中国における社会関連会計は、この10年間で大きな発展を遂げつつある。社会関連会計の中でも企業社会責任会計、付加価値会計、コーポレート・ガバナンス、人的資源会計、環境会計、非営利組織の会計などの諸領域では多数の著書や論文が公刊され、一部では実態調査や企業の環境報告書やCSR報告書も公表されてきている。また環境会計に関する数冊の翻訳書も刊行され、欧米の研究成果も取り入れ始めている（環境会計については大島（2003）、水野（2005a）参照）。

とくに注目したいのは、胡錦濤政権がここ数年来、「和諧社会（調和化された社会）」の確立を政治目標に掲げて活動し始め、昨年10月の中国共産党第16期中央委員会第6次全体会議（六中全会）では「社会主義和諧社会の確立に関する若干の重大な問題の決定」が決議され、さらに本年10月には5年に一度の中国共産党第17回全国代表大会が開催され、その政治報告に「和諧社会」と共に「科学發展観（科学的發展観）」が取り入れられ、共産党綱領に加えられたことである。この「科学發展観」とは、「その第一義とするところは発展、核心は人間本位、基本的要請は全面的で、バランスのとれた、持続可能なこと、根本的な方法は全局的立場に立った各方面への適切な配慮」とされている。

またすでにここ数年こうした動きに対応するかのようには会計学会の方でも「和諧」が重要なキーワードとして登場してきている。この「和諧」の内容は、会計学では広範なステークホル

ダー重視の会計として(王(2005)),またGRIやElkingtonの「トリプルボトムライン」の紹介やその中国での具体的な評価指標体系の確立をめざす研究が出てきていることである(温(2005))。GRIガイドラインの中国語訳もすでになされており、これらは中国における社会関連会計の新しい可能性として興味深いものである。

こうした現代の中国における社会関連会計の現状を全体として把握し、その諸領域の内容を体系的に研究しようとするのが、本研究の課題である。中国の企業会計制度については会計研究者や実務家によって紹介され、研究されることも多くなっているが、社会関連会計の研究領域についてはまだ緒についたばかりであり、本格的な研究が要請されているところである。

さて昨年(2005)の11月25～26日に愛知工業大学で開催された日本社会関連会計学会第19回全国大会において本スタディグループの中間報告として、次のような報告を行い、論文を別冊子として配布した。

唐楽寧「中国における人的資源会計研究の現状について」

徐陽「中国におけるコーポレートガバナンス」

崔洪雷「中国政府による環境保全への取り組み」

許延明(翻訳:林智敏)「中国における粉飾問題と内部統制」

そして学会誌『社会関連会計研究』には唐楽寧氏と徐陽氏の論文を掲載した。

今回の学会での最終報告では、吉城唯史准教授、古市承治国税専門官、大島正克教授(耿興龍氏)の3氏より、次のような報告がなされた。

吉城唯史「中国におけるCSRの現状—中国石油天然気集团公司の事例を中心として—」

古市承治「中国の税制と会計について」

大島正克・耿興龍「中国における環境会計研究—文献研究と事例研究を中心として—」

なお本研究自体は、最終報告ではあるが、中国の社会関連研究にはまだまだ残された課題も多く、引き続き各自で研究を継続し、中国側の研究者とも共同して共同研究書として公刊することを追求していきたい。

<参考文献>

大島正克(2003)「中国における環境会計研究の生成と現状」『亜細亜大学研究所紀要』29号。

水野一郎(1995)「中国における社会関連会計の現状と展望」『社会関連会計研究』第7号

水野一郎(2005a)「中国の環境会計—経済発展と環境保護—」(山上・向山・國部編『環境会計の新しい展開』白桃書房 所収) 106-121頁

- 水野一郎（2005b）「中国会計学会（2005年学術年会）に参加して」『會計』第168巻第4号
- 王竹泉（2006）「利益相关者財務披露監管の分析框架与体制构造」（中国会計学会財務原価分会2006年年年會論文集）
- 温素彬（2004）「基于可持续发展的企业“三重盈余”绩效评价」（中国会計学会2004年学術年年會論文集）
- 温素彬（2006）「和谐財務评价体系研究」（中国会計学会財務原価分会2006年年年會論文集）

II 中国におけるCSRの現状 —中国石油天然氣集团公司の事例を中心として—

吉 城 唯 史（阪南大学）

1.はじめに

近年、中国においては企業のCSRに大きな注目が集まっている。中国政府が2005年に「和諧社会の建設」を掲げて以来それは特に顕著なものとなっている。本稿では近年の中国における企業のCSRに関する動向を概観し、始まりだした「和諧社会」における中国企業のCSR活動の現状について見てみることを目的とする。特に、世界的に見てもそのCSR活動に評価が与えられている中国石油天然氣集团公司のCSR活動の現状に焦点を当て、詳しく見てゆきたい。

2.近年の中国におけるCSRの動向

近年の中国においてはこれまでの経済成長一辺倒の社会状況を「持続可能で調和の取れた社会」へと変革しようとする積極的な動きが見られる。この動きは2005年以降に顕著であり、それらの動きはほとんどのものが政府主導によるものである¹⁾。この変革の中では企業と社会との結びつきが特に重要視される。そのために近年の中国ではCSRに多大な注目が集まるようになってきている。政府の動きを受ける形で中国における内外の企業や諸団体によるCSR活動も活発化してきている。本節ではまず中国におけるCSRに関連する事項の経緯を簡単に見てみたい。

中国におけるCSRブームのさきがけとなったのが、2003年に設立された中国企業連合会持続発展工商委員会（China Business Council for Sustainable Development：CBCSD）である。CBCSDは欧州企業が中国企業に働きかけて設立した団体で、企業の環境衛生・安全や社会的責任などに関する理解と活動を改善することを目的としている組織である²⁾。2005年には中国国務院国有資産監督管理委員会の付属機関である中国企業改革發展研究会の提唱によって「中国企業社会責任連盟」が設立され、「中国企業社会責任基準体系」を制定している。CBCSDや中国企業社会責任連盟以外にもCSRを推進する様々な機関が出現している³⁾。

これらの動きと歩調をあわせるように、政府も企業の社会的責任を重視する動きを見せ始める。2005年10月の「国民経済と社会發展第11次5カ年計画」の中では「和諧社会の建設」が大きく謳われた。また、2006年3月の第10期全国人民代表大会第4回會議では「物質的な富の増加に

偏りすぎた発展から人民の全面的成長と経済・社会の調和の取れた発展を重視するものに変換する」という方針が示され、経済成長一辺倒の状況を変革する方針を打ち出した。その後も「持続可能」、「和諧社会」、「企業の社会責任」をキーワードとして様々な方針が打ち出されている。

また、法律面においてもCSRを推進する動きが出ている。2005年の10月には中国企業法が改正され（施行は2006年1月から）、企業、株主、取締役、管理者が特定の社会的責任を負うことを定めており、企業が法と政令を遵守し、社会倫理とビジネス倫理に従い、社会的責任を負うことが規定されるに至った。

更には近年、CSRに関する様々なフォーラムが開催されており、上場大企業を中心にそれらのフォーラムに積極的に参加をしている。

このようなCSRを取り巻くの変化に応じる形で、巨大上場企業を中心に、CSRに関する活動が徐々にではあるが盛んになり、CSR報告も見受けられるようになり始めている。しかしながら、その内容はまだまだ十分なものとはいえない。田（2005）では、中国国内においては比較的CSRを積極的に推進しているとされる企業8社を取り上げ、それらのCSR報告の実例を紹介している⁴⁾。調査対象となった企業はそのCSRに関する情報を、ほとんどの場合、アニュアル・レポートにおいて開示しているのだが、その開示の内容にはかなりのバラツキが見られる。

「持続可能発展」を重視した積極的なCSRに関する活動を報告している宝山鋼鉄のような企業もあれば、従業員の待遇改善のみをCSR情報として開示している企業もある。要するに、CSRを重視しているとされる企業においても、環境や社会全般を重視しているとはいえないのが現状であると言えよう。このことから考えると、中国企業のCSR活動はまだまだ十分なものではないことが推測される。

3. 中国石油天然気集团公司のCSR活動

本節では、世界的に見てもそのCSR活動に一定の評価が与えられている⁵⁾、中国石油天然気集团公司（China National Petroleum Corporation；以下CNPC）⁶⁾のCSR活動について見てゆきたい。CNPCは総ページ数66ページにわたる2006年版のCSR報告書を初めて発行している。アニュアル・レポートのページ数が78ページということと比較しても、CSRにいかにか力をかけているかがうかがい知れる。本説ではこの中国石油天然気集团公司2006年版CSR報告書（以下、CNPC報告書とする）を中心にそのCSRの取り組みを詳しく見てゆきたい⁷⁾。このCNPC報告書は、その序文にも書かれている通り、GRIの2006年サステナビリティ報告ガイドラインと国際石油産業環境保全連盟（International Petroleum Industry Environmental Conservation Association；IPIECA）とアメリカ石油協会（American Petroleum Institute；API）が共同で発行した石油・ガス産業のボランタリー・サステナビリティ報告のガイドラインに従った様式で作成されたものである。巻末にはGRI、IPIECA、APIのそれぞれのガイドラインとの対応表が記載されており、それぞれのガイドラインで求められている内容が報告書のどの部分

に記載されているかが表示されている。

3.1 CNPCの社会責任構造マップ

CNPCでは、アニュアル・レポートにも記載されている通り、経営の指針として「発展(development)」と「調和(harmony)」の二つを掲げている。調和の意味合いとしては、従業員との調和、環境との調和、社会との調和を掲げている。そしてこの「調和」と「発展」結びつきを強める経営をしていくことを表明している。これは「調和」を企業の「発展」の鍵要因とみなしているものと解釈できよう。CNPC報告書においては、この指針を「Caring for Energy ,Caring for You」という言葉で表現している。エネルギーという資源と人間という資源を大事に利用しようという意味であろうが、このテーゼはCNPCの社会的使命であり、かつ企業価値の核であるとしている。そしてこれを達成することが社会責任の遂行であることを表明しているのである。CNPC報告書における「Caring for Energy ,Caring for You」というテーゼを具体的にどのようになすかを示すのが図表-1の「社会責任構造マップ」である。①安定的にそして持続的にエネルギーを供給し、②安全かつクリーンな生産とオペレーションを行い、③キャリア開発をし、④公益支援をすることによって、エネルギー（環境）と人間を大事にし、もって社会責任を遂行するということを表明したものであるといえよう。今福(2004)によればCSRとは「社会・環境・倫理問題のマネジメントのいかんが企業価値に大きな影響を及ぼすという事実を照らして、それを企業にとってのCSRリスクと呼び、このCSRリスクのマネジメントのあり方を含む社会・環境・倫理問題をめぐる企業責任をCSRという」と定義づけされており、このCSRリスクには雇用、環境、人権、コミュニティー、取引関係、企業の評判、気象にかかわるリスクが含まれるとしている⁸⁾。社会構造責任マップでは、「安定的で持続的なエネルギーの供給」で取引に関する事項を、「安全でクリーンな生産とオペレーション」で環境と従業員の安全と衛生を、「キャリア開発」で従業員の雇用条件の改善と人権の保護を、それぞれ具体的な活動内容としている。また「公益への支援」では援助や寄付などが具体的な活動内容とされており、これによって企業の評判は上がるであろう。要するに、CSRの定義とCNPCの社会責任構造マップとを照らし合わせてみると、CNPCは社会、環境、倫理に関するほとんど全てのCSRリスクをコントロールしようとしているのである。CNPCが社会責任構造マップ通りの企業活動を行うことによってその発展を目論んでいることを考えるならば、CNPCが目指そうとしているのは「CSR経営」であると言えるかもしれない。

3.2 CNPC報告書の概要とHSEマネジメント・システム

CNPC報告書の章立ては全5章で、先の 図表-1を受ける形となっており、第1章「安定的で持続的なエネルギー供給」、第2章「安全でクリーンな生産とオペレーション」、第3章「キャリア開発」、第4章「公益の支援」、第5章「付録」となっている。更に各章の内容も、1章では石油とガ

スの探査と生産の加速、安定した石油とガスの供給の確保、有効なエネルギー輸送ルートの構築と再生可能エネルギーの利用、国際的なエネルギー協力について、2章ではHSEマネジメント・システムの強化、安全な生産環境の構築、環境に優しい生産プロセスの促進、環境に優しい企業とプロジェクトの構築、非常事態対応能力の改善、クリーンなエネルギーの開発について、3章では人権と利益の保護、能力開発の打診、教育とトレーニング、表彰とインセンティブ・パッケージ、労働衛生について、4章では貧困層への援助、教育への寄付、災害への救済、和諧社会の構築、若年層ボランティア活動、2008年北京オリンピックの支援について、それぞれ詳細に述べられている。要するに、先の 図表-1がCNPC報告書の目次代わりになっているともいえるであろう。

第5章の「付録」においては、業績データ (performance statistics) が記載されている⁹⁾。ここでいう「業績」には総資産や売上高等の財務に関する業績だけでなく、「安全」、「環境」、「従業員」、「社会福祉(social welfare)」等のCSR経営にかかわる広範な非財務指標が含まれている。業績データのうち財務指標や生産量等の指標以外のもの表わしたのが図表-2である。

CNPCでは、「人間」と「環境」が最重要の資源であるとしている。この考え方をもとに、「社会責任構造マップ」に基づくCSR活動を行うために、特に「安全かつクリーンな生産とオペレーション」のために、CNPCは「HSEマネジメント・システム」¹⁰⁾を採用している。ここでいう「HSE」とは「Health, Safety and Environment」を意味する。つまり、従業員を含めた人間の健康と安全、そして環境保全を経営における最重要テーマとした経営を行っているわけである。CNPCでは2004年にISO/CN14690基準とSY/T6276基準に従う形で、またISO14001とOHS 18001等を参考にしてHSE Q/CNPC101.1-2004基準とHSEマネジメント・システム・ガイドを発行した。HSEマネジメント・システムはこのガイドに従い、PDCAサイクルを用いて運用される。これを表わしたのが図表-3である。

CNPCでは「HSEマネジメント・システム」を機能させるべく、経営トップの下部組織として「HSE委員会」が設置されており¹¹⁾、更には、執行委員や部門の報酬や罰則、採用、降格を決定する際の最重要の評価指標としてHSE業績が用いられている¹²⁾。即ち、

ここに、「発展」と「調和」を結びつけるというCNPCの経営の指針が、まさに具体的に表現されているといえるであろう。CNPCのHSEマネジメント・システムは、「調和」、言い換えるならば社会責任を遂行することによって、その「発展」、言い換えるならば将来業績を向上させていくことにつなげようとするシステムであるといえよう。

Kaplan and Nortonが提唱する戦略的業績評価システムにバランスト・スコアカード(BSC)がある¹³⁾。将来の財務業績の源泉は、顧客、内部ビジネスプロセス、学習と成長という3つのカテゴリーに関連する非財務的な業績であり、それら非財務的な業績を業績評価指標として将来財務業績の向上につなげる、というのがBSCの基本的な考え方である。CNPCがBSCを導入しているかどうかは未確認ではあるが、CSRに関連する非財務指標を将来財務業績の源泉である

としているという点からすると、その経営はBSC的な発想で行われているものであるといえよう¹⁴⁾。

4. 今後の展望

以上、中国におけるCSRの動向と、CNPCのCSR活動を見てきたわけであるが、冒頭でも述べたとおりCNPCは国際的にもそのCSR活動に一定の評価が与えられている企業であり、中国におけるCSR先進企業である。企業経営を取り巻く中国国内事情及び国際事情を考慮すれば、恐らく、将来的にはCNPCのようなCSRを積極的に経営に取り込む企業が増えていくことが予測される。しかしながらCNPCのような企業はまだまだ例外的なのが中国におけるCSRの現状である。田（2005）でも示されていたように、CSR情報を公表している企業の場合でも、その内容はまだまだ十分なものではない。財団法人 地球・環境フォーラム（2006）は「2005年に中国で本格的にCSRが動き始めたものの、地域による温度差は大きく、業種的にも積極的なところとまだほとんど動きのないところに分かれている。一部中略……。中央政府、特に若手官僚はCSRの推進に熱心なようであるが地方政府は地域によって温度差が極めて大きい。例えば外国企業が多数進出している深センなどではCSRの推進に積極的であるが、まだまだ古い体質が残っている地方政府もあるようだ」と指摘している¹⁵⁾。「CSR元年」は迎えたものの、今後の道のりが必ずしも平坦なものであるとは言いにくいのが現実であるといえよう。

CSRを推進することが企業と社会の発展につながることを示されれば、CSRのより積極的な利用が見込まれるであろう。企業がCSRを積極的に経営に組み込む上ためには、CNPCのようにCSRに関連する非財務の指標を業績評価指標として採用することが有効であるかもしれない。あるいは戦略的業績評価システムとしてのBSCにCSR関連の指標を組み込み、更に戦略マップ化することが有効であるかもしれない¹⁶⁾。しかしながら、CSRに関連する非財務指標を利用することによって将来財務業績を向上させることができるのかどうかは現段階では不明である。CSR指標を採用することが将来の財務業績に与える影響を検討することは企業がCSRを推進するうえでの重要なテーマとなるであろう。

【参考文献】

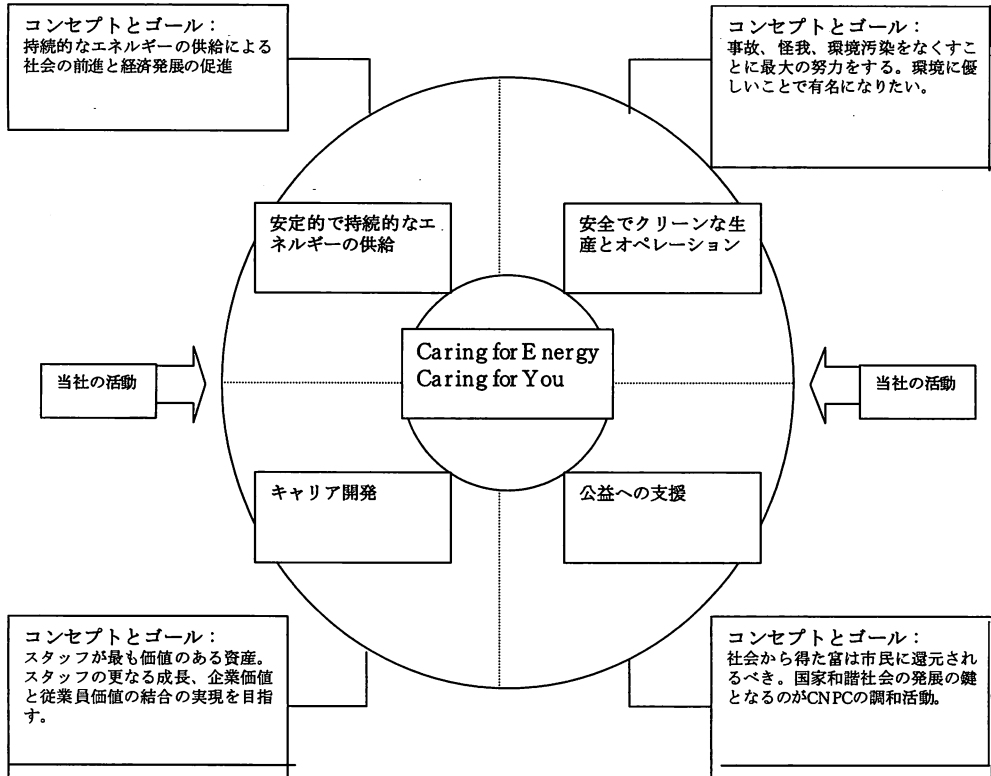
- Bryant, L., D.A. Jones and S.K. Widener. 2004. Managing value creation within firm: an examination of Multiple Performance Measures. *Journal of Management Accounting Research*, 16, 107-131.
- Banker, R.D., H. Chang and M.J. Pizzini. 2004. The balanced scorecard: Judgmental effects of performance measures linked to strategy. *The Accounting Review*, 79(1), 1-23.
- China National Petroleum Corporation. (2007). *Corporate Social Responsibility Report 2006*.
- Gray, R., D. Owen, D. Adams. (1996). *Accounting & Accountability? Change and Challenge in corporate social and environmental reporting*, London: Prentice Hall International. (山上達人監訳/水野一郎、向山敦夫、國部克彦、富増和彦訳 (2003) 『会計とアカウンタビリティー—企業社会環境報告の変化と挑戦—』白桃書房。
- Kaplan, R. and D. Norton. (1992). The Balanced Scorecard Measures that drives Performance. *Harvard Business Review*.
- Said, A. A., H. R. HassabElnaby, B. Wier. (2003). An Empirical Investigation of the Performance Consequences of Nonfinancial Measures. *Journal of Management Accounting Research* vol. 15, pp. 193-223.
- 今福愛志 (2004) 「CSR会計のフレームワークの再構築」『企業会計』、18-25頁。
- 金堅敏 (2006) 「中国企業における企業PR戦略のあり方」富士通総研(FRI)研究所。
- 財団法人 地球・環境フォーラム (2006) 『開発途上地域における企業の社会的責任』。
- 財団法人 企業活力研究所 CSR委員会 (2007) 『CSRに関する国際動向と日本企業の対応に関する調査研究報告書』。
- 朱炎 (2007) 「中国における日本企業経営の問題点と改善策」富士通総研(FRI)研究所。
- 田昆儒 (2006) 「我国社会責任会計信息披露的案例」(水野一郎・田昆儒編著『中日社会関係会計問題研究』、近日公刊予定)
- (2006) 「中国社会責任会計問題研究概要」(水野一郎・田昆儒編著『中日社会関係会計問題研究』、近日公刊予定)。

注

- 1) 財団法人 地球・環境フォーラム (2006) は「2005年は中国のCSR元年である」と報告している。
- 2) 主要な参加企業にはシェルやBP等の欧州企業、武漢鉄鋼、宝鋼集団等の中国企業がある。詳しくは<http://english.cbcsd.org.cn/> を参照されたい。
- 3) 例えば企業責任同盟 (<http://www.csr.com>) やChina WTO TribuneによるCSR発展中心 (<http://www.csr-china.net/index.html>) などである。
- 4) 企業名それぞれ次の通りである (括弧内は項目)。武漢鉄鋼股份有限公司 (税金、寄付額)、宝山鋼鉄 (生産現場での事故率、寄付額、資源と環境、税金)、中遠航運 (寄付、福利厚生)、安源実業 (寄付、福利厚生)、安徽四創股份 (寄付、福利厚生)、紅桃K集団 (納税額、寄付、雇用)、中国石化儀征化纤股份有限公司 (安全生産、環境保護、福利厚生)、深圳高速公路股份有限公司 (従業員の待遇)、以上の8社である。
- 5) FORTUNE誌が2006年に全世界の企業を対象として行った企業の社会責任遂行ランキングにおいて63位に位置づけられている。中国企業としては57位のSinopecに続く第2番目のレーティングである。FORTUNEのランキングのトップ10に入っているのはVodafone、BP、Royal Dutch Shell等全てがヨーロッパ企業である。

- 6) CNPCは、石油・ガスの生産と関連業務を行う企業であり、原油の生産量は中国国内の58%を、ガスの生産量は75.5%を占めている。また、2006年の売上高は連結ベースで約8,900億人民元、税引前利益は約1,850億人民元、期末時点での総資産は約1.4兆人民元である。1988に国家石油産業省が解体されて設立されたのがその始まりである。
- 7) CSR報告書は2006年版が初のものではあるが、それ以前にもアニュアル・レポートの中でCSRに関する報告を行ってきた。2006年版のアニュアル・レポートにおいてもCSRに関して7頁にわたっての詳細な記述がある。また、アニュアル・レポートの表表紙は「DEVELOPMENT（発展）・HARMONY（調和）」という文字と会社のロゴ・マークのみが記載されており、「発展と調和という二つのテーマを相互に強化させながら、雇用者と従業員、業務と安全、エネルギーと環境、企業と社会の利益、これらの調和の取れた関係のために努める」ことを表明している。ロゴ・マークの意味合いも「エネルギー発展と調和(harmony)」である。
- 8) 今福（2004）、19頁から引用。
- 9) 業績データ以外にも、用語集やGRI、IPIECA、APIとの対応表も記載されている。
- 10) 石油鉱業連盟（<http://www.sekkoren.jp/>）の環境自主行動計画によれば、HSEマネジメント・システムは、1988年の北海油田での海上施設火災を契機として全世界の石油・天然ガス開発企業に広まったもので、現在に至っては、HSEマネジメント・システムは石油・天然ガス開発企業が操業していくうえで必要不可欠なものとなっている。
- 11) 社長、副社長、CFOの下部に位置づけられている委員会は、HSE委員会の他に、予算委員会、投資委員会、株式委員会、関連する取引に関する委員会（Connected Transaction Committee）の合計5つである。
- 12) 業績評価に際して具体的にどのような指標が用いられているかの表記はないが、恐らくは図表-2に記載されている指標を利用していることが推測される。Said et al.(2003)によれば非財務指標を利用が将来の財務パフォーマンスに正の影響を及ぼすかどうかはどのような産業に属しているか等の企業の特徴に依存し、ユーティティー産業には非財務指標の利用が適しており、将来の財務業績に正の効果をもたらす経験的証拠が示されている。
- 13) 詳しくはKaplan,R. and D.Norton.(1992)等を参照されたい。
- 14) ただし、Kaplan and Nortonが言及する指標間の因果連鎖はCNPCの非財務指標間にはあるかどうかは不明である。
- 15) 財団法人 地球・環境フォーラム（2006）、9-10を要約引用。
- 16) Bryant et al.（2004）では財務に関する業績、顧客に関する業績、内部ビジネスプロセスに関する業績、学習と成長に関する業績、これらの間に因果連鎖があることが示されている。またBanker et al.(2004)においては戦略遂行の上で戦略マップが有効であることを示している。

図表-1 CNPC社の社会責任構造マップ



※活動の具体的な内容は下記の通りである。

「安定的で持続的なエネルギーの供給」・・・石油とガスの探査と生産の加速、安定した石油とガスの供給の確保、有効なエネルギー輸送ルートの構築と再生可能エネルギーの利用、国際的なエネルギー協力

「安全でクリーンな生産とオペレーション」・・・HSEマネジメントシステムの強化、安全な生産環境の構築、環境に優しい生産プロセスの促進、環境に優しい企業とプロジェクトの構築、非常事態対応能力の改善、クリーンなエネルギーの開発

「キャリア開発」・・・人権と利益の保護、能力開発の打診、教育とトレーニング、表彰とインセンティブ・パッケージ、労働衛生

「公益への支援」・・・貧困層への援助、教育への寄付、災害への救済、和諧社会の構築、若年層ボランティア活動、2008年北京オリンピックの支援

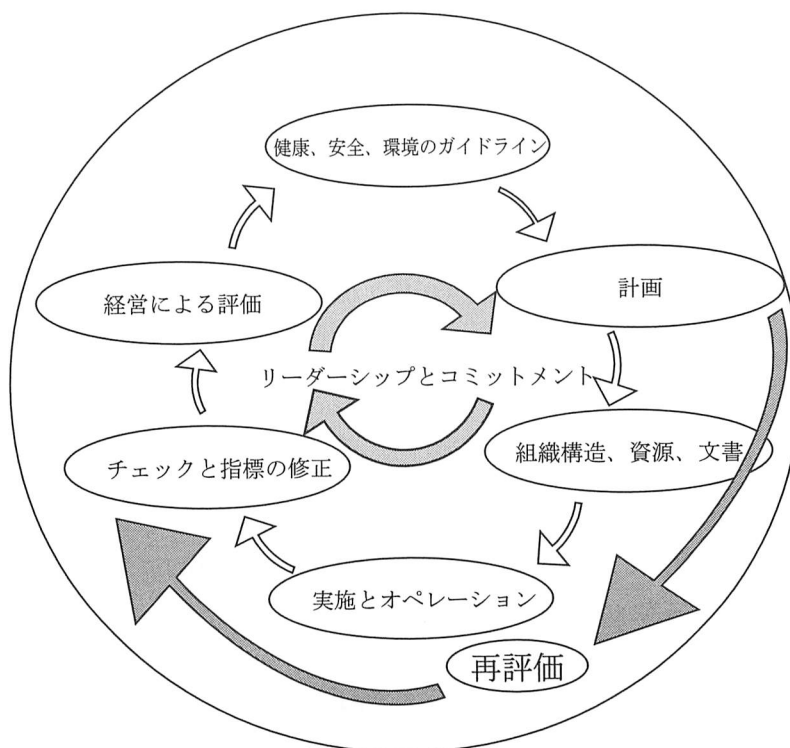
(※CNPC社CSR報告書p.11より一部修正して作成)

図表-2 CNPCの非財務業績

業績指標 (performance indices)	2002	2003	2004	2005	2006
安全					
事故件数	222	191	209	174	163
事故1,000件あたりの死亡事故率 (%)	0.0377	0.0248	0.0256	0.0291	0.026
交通事故1,000件あたりの死亡事故率 (%)	0.4956	0.4175	0.4278	0.2731	0.2255
環境					
単位GDPあたりのエネルギー消費 (単位: t/10,000元)	2.5	2.15	1.72	1.52	1.4
単位GDPあたりの淡水消費 (単位: t/10,000元)	60	47	35	28	25
排水に含まれる石油量 (単位: t)	3062	2033	1924	1467	1399
排水の科学的酸素要求量 (単位: t)	34420	33085	32513	30230	28600
エネルギー節約量 (単位: 百万t)	-	-	-	-	1.5
節水量 (単位: 百万立方メートル)	-	-	-	-	70
土地節約量 (単位: ヘクタール)	-	-	-	-	450
従業員					
従業員数 (単位: 千)	-	-	-	-	1589
労働衛生診断を受けた従業員数 (単位: 千)	-	-	-	-	219
労働衛生診断を受けた割合 (単位: %)	-	-	-	-	959
社会福祉					
寄付総額 (単位: 百万人民元)	-	-	-	-	436.17

(※CNPC社CSR報告書 p.60を一部省略して作成)

図表-3 CNPCのHSEマネジメント・システム



※CNPC社CSR報告書p.21より一部修正して作成

中国における環境会計の研究

—文献サーベイと事例研究を中心として—

耿 興 龍（亜細亜大学大学院博士後期課程）

大 島 正 克（亜細亜大学）

I はじめに

1. 先行研究

近年、中国では、その経済発展に伴い、環境問題も深刻化しつつあるが、環境問題の解決に貢献できるツールの一つとして環境会計が注目され、葛家澍・李若山¹⁾（1992）の「90年代西側会計理論の一つの新思潮—緑色会計理論」を嚆矢に、環境会計に関する研究論文が発表されてきた。

中国での研究のみならず、日本においても中国の環境会計に関する研究が発表されるようになった。例えば、水野（1998）の「中国会計の最近の動向と特徴」では、環境会計研究が文献研究の一部として発表され、また大島（2003）の「中国における環境会計研究の生成と現状」では、1992年から2002までの中国における環境会計研究の文献レビューならびに事例研究が掲載されている。日本の環境会計の現状の検討を前提に、夏広譜・桂木・増田（2003）の「中国における環境会計の導入について」も発表された。2004年に入ると、大原（2004）の「中国における環境会計の動向」と水野（2004）の「中国の環境会計」が発表された。CSRに関する研究が高まる中、張本越・柳田（2006）の「中国における環境会計のあり方に関する一考察—CSR会計との統合を中心として」が発表された。2005年、水野一郎教授を研究代表者として「中国における社会関連会計の現状と動向についての研究」をテーマとする日本社会関連会計学会スタディグループが発足した。本研究はその一部を構成している。

2. 研究方法

国際的に見ても環境会計の研究は多岐に亘っているが、中国における環境会計の研究に関して文献サーベイを試みた。本研究では、上記の日本における中国の環境会計の研究内容を参考にし、特に大島（2003）の1992年から2002年までの中国における環境会計研究の文献レビューのその後について、中国全土の大学紀要を含む「中国学術定期刊行物オンライン出版データベース（中国学術期刊網絡出版総庫）」²⁾に掲載されたデータの中から2003年から2006年までの論文を中心にサーベイした。当該「データベース」で、「環境会計」をキーワードに検索した結果、この4年間で掲載された論文の数は490編であった。その中で内容から見て環

境会計に関連していない10編を除き480編を研究対象とした。

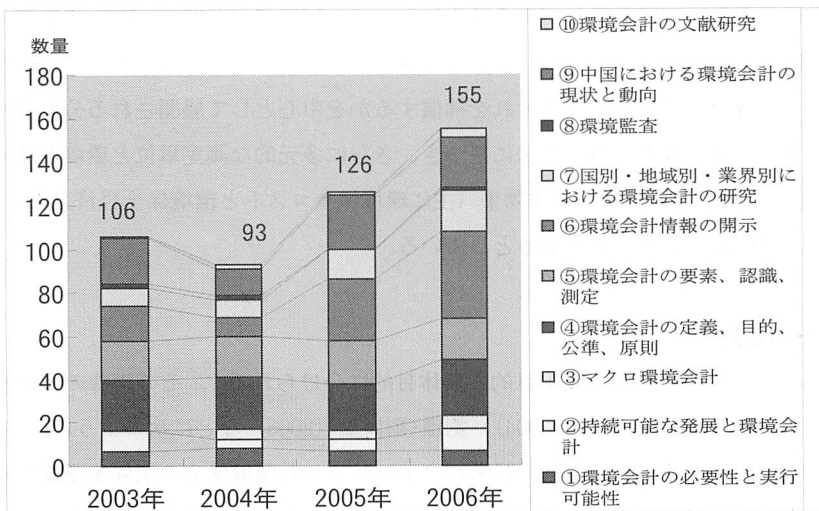
3. 文献のテーマ別分類結果

2001年、中国会計学会は環境会計専門委員会を設立し、2002年に中国初の環境会計セミナーを南京大学にて開催した結果（李心合・汪艶・陳波、2002. 大島、2003）、2003年頃から環境会計に対する認知が広まってきた。量的な面から見ると、2003年が106編、2004年が93編となり一時減少したが、2005年には126編、2006年には155編が発表されている。環境問題が深刻化する中国において今後も環境会計に関する研究論文が増加すると推測される。

許家林・蔡伝里（2004）の「中国環境会計の回顧と展望」では、1994年から2004年までの研究は、主に環境会計の基本理論が中心であるとしている。張亜連・劉曉善（2005）の「環境会計研究の概要」では、2002年までに環境会計関係論文として掲載された外国文献の研究、環境会計の定義、必要性、基本理論、環境コスト、環境会計情報開示について紹介している。符桂珍（2006）の「環境会計研究論文の実証分析」では、1994年から2003年までの350編の論文の著者名、発表時期、著者の所属機関、内容などの分析を行っている。

以上の内容を踏まえて、本稿では、2003年から2006年までの環境会計関係論文を対象にそれらを次のようにテーマ別に分類した。すなわち、①環境会計の必要性和実行可能性、②持続可能な発展と環境会計、③マクロ環境会計、④環境会計の定義、目的、公準（中国語では基本假定）、原則、⑤環境会計の要素、認識、測定、⑥環境会計情報の開示、⑦国別・地域別・業界別における環境会計の研究、⑧環境監査、⑨中国における環境会計の現状と動向、⑩環境会計の文献

図表1 2003年～2006年の環境会計関係論文のテーマ別分類



（出典）2003年から2006年までの論文に基づいて作成

研究である。以上の項目ごとに量的な変化を図表1の棒グラフにおいて下から順に示した。特に⑥の環境会計情報開示に関する論文の数が2005年と2006年の2年間で急増しているが、このことから最近の中国では環境会計情報開示への関心も高まりつつあることが分かる。

本研究では上記の結果を受けて関心の高い環境会計の定義、目的、公準、原則、要素、認識、測定および環境会計情報開示に関する論文の内容を中心に概観し、中国で論じられている環境会計の特徴を検証すると同時に、中国における環境会計の実施上の問題点を抽出し、さらに今後の動向についても考察する。また、事例研究については、上海にある宝山製鉄株式会社（宝山鋼鉄股份有限公司）の2003年から2006年に至る4年間の環境会計情報を含む環境情報開示の内容を検討すると共に、日本の「環境会計ガイドライン」は中国企業に対して適用可能か否かを検討する。

II 環境会計の名称、定義、目的、公準、原則

1. 環境会計の名称と定義

環境会計の名称については、冒頭における葛家澍・李若山（1992）においても綠色会計を用いているように綠色会計を環境会計と同義的に多用することも中国的特色の一つとして挙げられる（大島、2003）。綠色会計を用いている例としては鄧四清（2003）、鄭敏（2004）、白英防（2005）などがある。他方、劉燕平（2003）は環保会計（環境保護会計）、綠色会計、環境会計を取り上げ、環境会計は環境汚染と環境保全（中国では一般的には環境保全ではなく環境保護という用語が用いられている）の両面から考慮しており、環保会計と綠色会計という二つの用語に比べ科学性と厳密性があるとしている。

環境会計の定義について言及している論文において、鄧四清（2003）、周巍・楊新慧（2004）、王紅娟（2005）などは、環境会計は、会計学と環境学の結合により形成された応用的な分野であり、主に自然資源の消費と如何にそれを補償するかを中心として展開される分野であるとしている。また会計学の基本理論と方法に基づき、さらに多元的な測定単位と環境関連の法律に基づいて、企業活動が環境にもたらす効果（主に環境保全コストと環境保全経済効果）を認識、測定、開示、評価するシステムであるとしている。

2. 環境会計の目的

環境会計の目的については、基本目的と具体目的に分けられる²⁾。その両者の具体的な内容について、王玉麗（2003）、鄭敏（2004）、劉璟・劉尚瑜（2006）などは次のように述べている。すなわち、環境会計の基本目的とは、経営パフォーマンスと環境保全の関係を調節すると同時に、エコ環境と物質循環を重視することとし、自然資源の合理的な開発および利用によって環境への汚染と破壊を抑え、経営パフォーマンス、環境パフォーマンスと社会パフォーマンス（い

わゆるトリプル・ボトム・ライン）を同時に実現することとしている。

他方、環境会計の具体目的とは、外部情報の主要な利用者である政府管理機構、投資家、地域住民などに有用な環境情報を提供することであるとしている。

3. 環境会計の公準

中国の「企業会計準則」の「基本準則」³⁾によれば、そのフレームワークの第1層に会計公準を置いている（大島、2005b）。企業実体の公準（基本準則第2、4条）、継続企業の公準（第5条）、会計期間の公準（第6条）、貨幣評価の公準（第7条）という四つの会計公準が規定されている。環境会計においてこれらの公準に当たるものとして、王聡・牛冲槐（2003）、王湘志・林華・盤晓娟（2004）、呂彩萍（2006）などは、環境価値の公準、多元化測定の公準、環境資源希少性の公準などを提起している。

4. 環境会計の原則

中国の「企業会計準則」の「基本準則」によれば、そのフレームワークの第2層に会計原則を置いている（大島、2005b）。すなわち、客観性の原則（第10条）、適合性の原則（第11条）、比較可能性の原則（第12条）、継続性の原則（第13条）、適時性の原則（第14条）、明瞭性の原則（第15条）、発生主義の原則（第16条）、費用収益対応の原則（第17条）、保守主義の原則（第18条）、取得原価主義の原則（第19条）、資本取引・損益取引区分の原則（第20条）、重要性の原則（第21条）である。

環境会計は会計学の一つの分野であるので、「基本準則」を遵守する同時に、さらに独自の原則を検討している。すなわち、環境会計の特徴的原則として「社会性の原則」、「政策性の原則」、「開示性の原則」が多く取り上げられている。劉燕平（2003）は「独特性の原則」、「測定多様性の原則」、王玉麗（2003）は「信頼性の原則」、「一致性の原則」、周蕪・楊新慧（2004）は「融通性の原則」、王紅娟（2005）は「最小誤差性の原則」、「公平性の原則」、「対応性の原則」、「強制性の原則」、「予防性の原則」などを挙げている。以上の環境会計の原則は、中国の場合ほど詳しくはないが、日本の「環境会計ガイドライン」の「環境会計の一般要件」に相当する。

Ⅲ 環境会計の要素、認識、測定

1. 環境会計の要素

環境会計の要素に関しては、上記の2002年の環境会計セミナーでは環境会計の具体的要素について決着を見なかったため「三要素論」、「四要素論」、「六要素論」の三つの考え方が併記されていた（李心合・汪艶・陳波、2002、大島、2003）が、その後も様々な要素論が展開されている。

「二要素論」では、林凌・庄一廷（2003）の環境支出と環境収益、談香如（2004）の環境コストと環境収益の分類がある。

「三要素論」では、王玉麗（2003）の環境負債、環境コスト、環境利益、夏秀娟（2003）の環境資産、環境負債、環境利益、王玉（2004）の環境資産、環境費用、環境収益、吳冬霞（2005）の環境資産、環境コスト、環境収益の分類がある。

「四要素論」では、周巍・楊新慧（2004）、趙玉珍（2005）、王大勇・解建立（2006）、李紅艷（2006）などの環境資産、環境負債、環境収益、環境費用、張英（2005）、王群（2006）などの環境資産、環境負債、環境コスト、環境収益の分類がある。

「五要素論」では、鄧四清（2003）の環境資産、環境負債、環境費用、環境収入、環境利益、郝秀英・侯日敬（2003）の環境資産、環境負債、環境コスト、環境損失、環境収益、魏素艷（2005）の環境資産、環境負債、環境權益、環境収益、環境費用、潘宗玲（2006）の環境資産、環境負債、環境費用、環境収益、環境利益の分類がある。

「六要素論」では、于彦華（2004）、孟磊（2005）などの環境資産、環境負債、環境資本、環境コスト、環境収益、環境利益、王世軍（2006）の環境資産、環境負債、環境収益、環境費用、環境コスト、環境利益の分類がある。

2. 環境会計の認識

環境会計の認識における中心的課題は、環境コストに何を含めるかという問題と環境コストの資本化の問題である。環境コストの内容については、広くどこまでが社会的コストで、どこから企業が負担する私的コストかという基準で、外部環境コストと内部環境コストに分類される。この問題を王欣・趙曉雲（2004）、汪慧玲・孫岩・楊肅昌（2005）などが検討している。さらに肖序・曾曉玲（2003）は、財務的視点から環境コストを環境保全コストと環境損失コストに分け、環境保全の視点から環境コストを環境損傷予防コストと環境損傷修復コストに分類している。

環境コストの資本化の問題については、2002年の環境会計セミナーにおいても検討されていた課題である（李心合・汪艷・陳波、2002. 大島、2003）。発生した環境コストが「企業会計準則」における資産の定義を満たせば資本化され、将来の経済的便益に関連しない環境コストは費用化されるべきであるとされる。また、環境コストの資本化について肖序・曾曉玲（2003）は、財務会計における収益、費用から資産、負債に転換する考え方を超えて将来の経済的便益にもたらすことができるか否かの判断基準だけでなく、資産の環境保全効果の観点から判断しなければならないとしている。例えば、資産の利用により環境への汚染が減少する場合や汚染を予防するための投資の場合で、異なる会計期間に環境保全効果を得ることになれば、環境保全コストは資本化されることになる。

3. 環境会計の測定

環境会計の測定方法についてはこれまでも検討されてきた（朱小平・徐泓・包小剛、1998。徐泓、1988。大島、2003）が、さらに趙玉珍（2005）は、伝統的な会計測定属性の一部である取得原価法、再調達原価法、および将来キャッシュフロー現在価値法に加えて、環境会計の特殊性を考慮して、機会原価法、限界原価法、取替原価法を提案している。さらに王小龍（2005）は、環境会計の測定方法を自然資源の測定方法と生態資源消費の測定方法に分けている。前者には市場法、現在価値法、原価法が含まれる。後者には市場価値法、疾病と人体負傷の支出法、機会原価法、予防性支出法、取替工程法、旅行費用法、調査評価法が含まれる。鐘衛・王文尧（2006）は、環境会計の測定対象を個別環境会計測定対象と全体環境会計測定対象に分け、前者には価値回帰還元法、ジャドウプライス法、機会原価法、危害資本化法を用い、後者にはマクロ数学モデル法、全体投入資本法、ベネフィット数学モデル法を用いている。張大方（2006）は、環境会計の測定法を直接市場法、間接市場法、仮説市場法に分類し、それぞれの方法における測定方法も明らかにしている。すなわち、直接市場法では生産率変動法、人体負傷の資本法、機会原価法、予防性支出法、再調達原価法を挙げ、間接市場法では資産価値法、給料差額法、旅行費用法を挙げ、仮説市場法では調査評価法を挙げている。

IV 環境会計情報開示の内容と方式

1. 環境会計情報開示の内容

中国では、環境会計情報開示の内容についても様々に検討されてきた。例えば、劉小差・趙志発（2003）などは、環境会計情報とは貨幣情報と非貨幣情報の結合であり、価値量と自然量の結合であると言及している。耿建新・劉長翠（2003）は、環境関連の法律と財務会計関連の法規を厳しく執行すると同時に、企業と環境保全に関連する会計情報を結び付け、環境マネジメントを強化し、財務諸表とその附表の中に環境保全コスト、環境収益、環境負債を中心に開示すべきとしている。さらに王雪燕（2006）は、中国企業の環境会計情報開示の内容を企業の基本概況、環境方針、環境会計情報、環境パフォーマンス、評価指標、環境監査報告などに細分化すべきとしている。

2. 環境会計情報の開示方式

中国では、環境会計情報の開示方式について、補足的な環境会計情報開示方式と独立的な環境会計情報開示方式のうち、どちらを選択するかは議論の分かれるところとなっている。補足的な環境会計情報開示方式を支持している賀雲龍（2005）の場合は、財務諸表（B/S・P/L・C/F）に、環境情報に関連する会計項目を増設し、その他の環境情報（環境方針、環境政策、環境会計事項の変更など）は附表を通じて開示すべきと述べている。

独立的な環境会計情報の開示方式を支持している儲姣・郭金花・劉伏強(2003)は、情報利用者が財務会計情報を読み違えるリスクを回避できる上に、独立的な方式をとることにより環境会計情報の重要性が強調されるとしている。環境会計貸借対照表、環境会計損益計算書、環境会計コスト明細表を作成する一方、記述による環境汚染報告、環境パフォーマンス報告と環境保全計画についても提言している。

V 中国における環境会計情報開示の事例研究—宝山製鉄株式会社のケース—

宝山製鉄株式会社では図表2で示すように、2003年度から『環境報告書(Environmental Report:環境報告)』⁴⁾を公開し、2004年度まで続けた。2005年度と2006年度は報告書の名称を『持続可能な発展報告書(Sustainability Report:可持続発展報告)』に変更し、内容的にも「GRIガイドライン」に基づき「社会責任」、「環境」、「経営」について開示するようになった。

図表2 2003年度～2006年度宝山製鉄株式会社における環境情報開示の変遷

年 度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
名 称	環境報告書	環境報告書	持続可能な発展報告書	持続可能な発展報告書
頁 数	合計38頁 ⁵⁾ (中国語/英語)	合計40頁 (中国語/英語)	51頁(中国語) 英語(別冊子)	87頁(中国語) 英語(別冊子)
報告の範囲	親会社のみ	親会社のみ	連結ベース(子会社等約10社を含む)	連結ベース(子会社等約12社を含む)
前 書 き	環境保全の重要性を中心として	環境保全の重要性を中心として	会社の理念、文化と投資家の参与	経営戦略、企業活動とパフォーマンスなどの5項目
会社の概要	生産量 1155万トン/年	生産量 1187万トン/年	生産量 2000万トン/年	生産量 2174.7万トン/年
環 境	環境の要素、環境マネジメント(環境政策、法規の学習と遵守などの6項目)と環境パフォーマンス(環境投資、省エネ、などの8項目)	環境マネジメント(環境政策などの3項目)、環境の要素、汚染管理措置(設計標準などの11項目)、エコ製品、環境保全記録	環境マネジメントシステムと組織、環境負荷減少の実践、エコ製品の開発、省エネ技術の開発、地球環境の改善、環境パフォーマンス	環境目標、環境マネジメント、地球温暖化、コミュニティ環境保全と修復、交流と提携、研究と開発、環境保全の決意
社 会		施設見学、エコ技術の分譲、環境週報の発行	従業員、顧客、資源供給者、コミュニティの建設、教育、貧困地域の支援	信頼性の形成、従業員、投資者、資源供給者、顧客、社会貢献
経 営			売上高、原材料の購入、配当金、税金	経営業績、市場シェア、経済への間接的で重大な影響
附 録			企業の名誉、アンケートなどの6項目	子会社の概要、アンケート
準 拠	自社開発	自社開発	GRIの2002を参考	GRIのG3版を参考
公開期間	2003年1月1日～ 2003年12月31日	2004年1月1日～ 2004年12月31日	2005年1月1日～ 2005年12月31日	2006年1月1日～ 2006年12月31日

(出典) 2003年度から2006年度の報告書に基づいて作成

さらに、上記報告書から数値を抽出し、日本の環境省の『環境会計ガイドライン 2005年版』の「環境会計の公表用フォーマット」に転記（単なる転記のみでなく合算等の加工も含む）することによって、日本の「環境会計ガイドライン」における「環境保全コスト」（図表3）、「環境保全対策に伴う経済効果」（図表4）、「環境保全効果」（図表5）を算定することを試みた。

その結果、「環境保全コスト」では、事業エリア内コストの中に含まれている公害防止コスト、地球環境保全コスト、資源循環コストを中心に投資が行われ、他のコストは全く計上されていないことも分かった。なお、2005年は会社周辺の自然保全、緑化のための管理コストが計上されている（図表3を参照）。

図表3 2003年度～2006年度宝山製鉄株式会社の環境保全コスト（単位：万元）

費目分類	2003年度		2004年度		2005年度		2006年度	
	費用	投資	費用	投資	費用	投資	費用	投資
1、事業エリア内コスト	0	3,078	0	47,942	0	16,600	0	23,790
①公害防止コスト	0	3,078	0	9,642	0	16,600	0	0
②地球環境保全コスト	0	0	0	38,300	0	0	0	10,890
③資源循環コスト	0	0	0	0	0	0	0	12,900
2、上・下流コスト	0	0	0	0	0	0	0	0
3、管理活動コスト	0	0	0	0	2,000	0	0	0
4、研究開発コスト	0	0	0	0	0	0	0	0
5、社会活動コスト	0	0	0	0	0	0	0	0
6、環境損傷コスト	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	3,078	0	47,942	2,000	16,600	0	23,790

（出典） 2003年度から2006年度の報告書に基づいて作成

2006年の『持続可能な発展報告書』の中で「事業活動から環境への負荷および廃棄物排出に伴う費用の節減」が金額により表示されているが、それ以前の報告書の中には当該項目に対応する貨幣単位による表示はなかった（図表4を参照）。

図表4 2006年度宝山製鉄株式会社の環境保全に伴う経済効果

経済効果の内容 - 実質的効果 -	金額 (万元)
事業活動から環境への負荷および廃棄物排出に伴う費用の節減	
廃棄物処理、リサイクル化（本社）	102,400
熱回収によるエネルギー費の節減（本社）	41.89
水蒸気の回収による用水費の節減（化工子会社）	1,185.6
廃油、廃棄紙による原材料の節減（寧波宝新子会社）	4,400
合計	108,027.49

（出典） 2006年度の報告書に基づいて作成

「事業活動に投入する資源に関する環境保全効果」という項目から見ると、図表5で示すように、宝山製鉄株式会社の2003年度と2004年度の環境報告書の中ではそれに対応する項目が報告されていなかったが、2005年度と2006年度では水使用量の減少という環境パフォーマンス指標が示されている。「事業活動から排出する環境負荷および廃棄物に関する環境保全効果」の項目を見ると、各年度のエネルギー、SO₂、大気煤塵、鋼材煤塵、COD、鋼材油、廃水の削減量がある。2005年度から、報告書の範囲が連結ベースとなり、さらに2005年度では企業買収も進んだため、生産高が大幅に増加する一方、エネルギーなどの消費量も増加したが、被買収企業の環境マネジメントの水準が低かったため、宝山製鉄株式会社グループ全体の単位当たりのエネルギー効率率は2004年度以前より悪化した（2006年度の報告書）。2006年度になると、環境保全へ力を注いだ結果として環境保全効果が現れつつあることが判明した。

図表5 2003年度～2006年度宝山製鉄株式会社の環境保全効果

物量効果内容 (単位)	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
1、事業活動に投入する資源に関する環境保全効果				
水使用量 (t/t-s)			0.94	0.74
2、事業活動から排出する環境負荷および廃棄物に関する環境保全効果				
エネルギー (石炭換算 kg/t)	675	675	750	734
SO ₂ の排出量 (kg/t)	1.78	2.09	2.37	2.28
大気煤塵排出量 (t / km ² 月)	15.3	14.9	22.0	16.4
鋼材煤塵の排出量 (kg/t-s)	0.77	0.86	1.14	1.03
CODの排出量 (kg/t-s)	0.05	0.04	0.25	0.17
鋼材の油の排出量 (g/t-s)	2.5	1.1	13	6.79
廃水の排出量 (t/t-s)	1.06	1.08	4.13	2.78

(出典) 2003年度から2006年度の報告書に基づいて作成

宝山製鉄株式会社の事例研究を通して、中国企業における環境報告書あるいは持続可能な発展報告書の発展動向が明らかになってきた。環境会計あるいは持続可能な発展報告書の国際的な動向を受け、中国においても環境報告書から持続可能な発展報告書にシフトするとともに、環境情報の内容も充実しつつある反面、環境マネジメントへの役立ち、また環境コミュニケーションの促進に繋がる環境情報報告の中における環境会計情報が、日本などに比べあまりにも少ないという疑問が生じた。その答えの一つは中国が経済発展を優先するために企業における環境会計情報開示の基準やガイドラインが存在していないためと考えられる。もう一つは、中

国社会における資本主義的経験の不足によるアカウントビリティ概念の欠如（大島、2005a）の結果と考えられる。環境会計の制度化を進める上でもアカウントビリティ概念の啓蒙が求められるであろう。今後、中国は経済のさらなる発展に伴い、地球環境に対する一層の責任を対外的に問われることになるであろうし、対内的にも持続可能な発展を重視することによって、実情にあった環境会計理論と方法の構築および環境会計ガイドラインの整備が求められることになるであろう。

VI おわりに

以上の研究を通して、中国における環境会計に関連する現状は次のように纏められる。

- ① 環境会計の研究はまだ理論的な段階であり、実証研究が少ない。例えば、環境会計の測定方法が数多く取り上げられているが、それらに関しての実用性が検討されていない。
- ② 論文の量が多いが、質的にはまだ不十分である。
- ③ 環境会計情報開示の事例研究が少ない。
- ④ 環境会計に関する情報は、日本に比べて貨幣面では勿論、記述面にしても非常に少ない。

以上から、今後の中国における環境会計研究の重点は、環境会計の要素の認識と測定、環境会計情報開示の理論と事例の研究、さらにその根底にあるアカウントビリティ概念の研究にあるといえよう。環境会計の要素の認識と測定に関しては、IASB、FASB、CICA などにおける環境会計基準の比較研究が重要であり、また環境会計情報開示の研究に関しては、日本の環境省の「環境会計ガイドライン」さらには「GRI ガイドライン」の検討が重要である。本研究では宝山製鉄株式会社の環境会計情報を、環境省の「環境会計の公表用フォーマット」に転記してみたが、日本の「環境会計ガイドライン」は、中国の環境会計研究にとっても大きな意味を持っているといえよう。中国における環境負荷の削減や環境保全への取組などに、日本の「環境会計ガイドライン」の分類をそのまま適用する訳にはいかないかもしれないが、日本の「環境会計ガイドライン」を参考にした上で中国の実情に適合した、中国独自の環境会計ガイドラインの作成に繋がれば、本研究にとって望外の幸せである。

〈付記〉中国の環境会計に関する資料の収集に際し、北京師範大学専任講師張会先生に大いにお世話になった。この場を借りて深謝の意を表する次第である。

注

- 1) 以下の引用文献中の中国人著者名についてはフルネームにて示してある。
- 2) 「中国学術定期刊行物オンライン出版データベース（中国学術期刊網絡出版総庫）」は、清華大学中国学術期刊電子雑誌社と清華同方知網技術有限公司の請負によって遂行された。第11次5ヶ年計画（2006～2010年）の国家重大オンライン出版プロジェクトの一つである。

詳細は <http://blog.livedoor.jp/xinhua/archives/51204939.html> を参照。

- 3) 「基本～」と「具体～」に分けることは中国的特色ともいえる。例えば、中国の会計基準である「企業会計基準」も「基本基準」と「具体基準」に分けている。
- 4) オリジナルは、『環境報告』『持続発展報告』であり、「書」はついていない。
- 5) 図表2の「頁数」という項目についてであるが、宝山製鉄株式会社の2003年度と2004年度の環境報告書の内容は中国と英語が対照形式にて公表されているので、実質はその半分と考えられる。2005年度と2006年度の持続可能な発展報告書については、中国語版と英語版が別冊子となって公表されている。詳細は <http://www.baosteel.com/> を参照。

主要参考文献：

[中国語文献 (拼音順)]

- 白英防 (2005), 「我国实施环境会计的可行性分析」, 『事业财会』, 第2期, 14-16.
- 宝山钢铁股份有限公司 (2004), 『环境报告 2003 ENVIRONMENTAL REPORT』 (<http://www.baosteel.com/>) .
- 宝山钢铁股份有限公司 (2005), 『环境报告 2004 ENVIRONMENTAL REPORT』 (<http://www.baosteel.com/>) .
- 宝山钢铁股份有限公司 (2006), 『可持续发展报告 Sustainability Report2005』 (<http://www.baosteel.com/>) .
- 宝山钢铁股份有限公司 (2007), 『可持续发展报告 Sustainability Report2006』 (<http://www.baosteel.com/>) .
- 储姣・郭金花・刘伏强 (2003), 「独立环境会计报告简介」, 『财会月刊』, 会计 A1, 49-50.
- 邓四清 (2003), 「对我国企业环境会计问题的思考」, 『河南金融管理干部学院学报』, 第6期, 95-96.
- 符桂珍 (2006), 「对环境会计研究论文的实证分析」, 『长沙大学学报』, 第20卷, 第3期, 27-29.
- 耿建新・刘长翠 (2003), 「企业环境会计信息披露及其相关问题探讨」, 『审计研究』, 第3期, 19-23.
- 葛家澍・李若山 (1992), 「九十年代西方会计理论的一个新思潮 - 绿色会计理论 (Green Accounting Theory)」, 『会计研究』, 第5期, 1-6.
- 郝秀英・侯日敬 (2003), 「环境会计核算体系的构建」, 『河北理工学院学报』, 第3卷, 第1期, 63-65.
- 贺云龙 (2005), 「环境会计信息披露模式」, 『经济师』, 第1期, 206-207.
- 刘燕平 (2003), 「关于环境会计的几点思考」, 『技术经济与管理研究』, 第3期, 79-80.
- 刘小差・赵志发 (2003), 「环境会计信息披露研究」, 『北方经贸』, 第1期, 74-76.
- 刘璟・刘尚瑜 (2006), 「环境会计的目标解析」, 『经济师』, 第12期, 135-136.
- 李红艳 (2006), 「环境会计要素核算探析」, 『北华大学学报』, 第7卷, 第6期, 76-80.
- 李心合・汪艳・陈波 (2002), 「中国会计学会环境会计专题检讨综述」, 『会计研究』, 第1期, 58-62.
- 林凌・庄一廷 (2003), 「环境会计核算体系若干问题的探讨」, 『福建农业大学学报』, 第6卷, 41-43.
- 吕彩萍 (2006), 「对环境会计基本假设问题的探讨」, 『山西财经大学学报』, 第28卷, 第1期, 99.
- 孟磊 (2005), 「初探中国环境会计核算体系的建立」, 『科技与管理』, 第1期, 99-101.
- 潘宗玲 (2006), 「环境会计核算模式浅析」, 『财会通讯』, 综合版, 第12期, 48.
- 谈香如 (2004), 「浅议环境会计的确认」, 『经济师』, 第12期, 194-195.
- 王聪・牛冲槐 (2003), 「环境会计基础理论探析」, 『技术经济』, 第10期, 53-55.
- 王玉丽 (2003), 「环境会计的理论结构探讨」, 『甘肃科技』, 第19卷, 第8期, 89-90.
- 王欣・赵晓云 (2004), 「从环境成本看环境会计建设」, 『连云港职业技术学院学报』, 第1期, 23-24.
- 王湘志・林华・盘晓娟 (2004), 「环境会计的基本假设」, 『零陵学院学报』, 第2卷, 第2期, 75-76.
- 王玉 (2004), 「关于环境会计核算的思考」, 『事业财会』, 第4期, 72-73.
- 王红娟 (2005), 「环境会计与传统会计的比较」, 『沿海企业与科技』, 第7期, 62-63.

- 王小龍 (2005), 「论环境会计要素计量方法的研究」, 『沿海企业与科技』, 第6期, 131-132.
- 王世军 (2006), 「规范和完善环境会计核算的思考」, 『陕西煤炭』, 54-55.
- 王群 (2006), 「浅议环境会计科目的设置和会计要素的确认」, 『商业会计』, 下半月刊, 14-15.
- 王大勇·解建立 (2006), 「环境会计确认与计量问题探讨」, 『学术交流』, 第5期, 126-130.
- 王雪燕 (2006), 「对完善我国企业环境会计报告的探讨」, 『新疆财经』, 第4期, 84-86.
- 汪慧玲·孙岩·杨肃昌 (2005), 「建立西部能源企业环境会计体系的构想」, 『商业经济与管理』, 第10期, 63-67.
- 魏素艳 (2005), 「关于环境会计要素的探讨」, 『北京理工大学学报』, 第7卷, 第1期, 36-40.
- 吴东霞 (2005), 「关于企业环境会计要素确认理论的探讨」, 『安徽电子信息职业技术学院学报』, 第4卷.
- 夏秀娟 (2003), 「环境会计理论结构探讨」, 『金华职业技术学院学报』, 第3卷, 第4期, 103-106.
- 肖序·曾晓玲 (2003), 「论环境会计的基本分类」, 『财会月刊』, 财苑B5, 3-4.
- 许家林·蔡传里 (2004), 「中国环境会计研究回顾与展望」, 『会计研究』, 87-92.
- 徐泓 (1998), 『环境会计理论与实务的研究』, 中国人民大学出版社.
- 于彦华 (2004), 「我国环境会计核算体系的建立」, 『商业经济』, 第5期, 56-57.
- 张英 (2005), 「试论利益关系人对企业环境会计的影响」, 『财会月刊』, 第3期, 132-135.
- 张大方 (2006), 「环境会计计量方法的思考」, 『中国管理信息化』, 第9卷, 第11期, 49-50.
- 张亚连·刘晓善 (2005), 「环境会计研究述评」, 『生态经济』, 18-21.
- 赵玉珍 (2005), 「环境会计要素的确认」, 『中国乡镇企业会计』, 6-7.
- 郑敏 (2004), 「对环境会计的基本理论及其应用的几点思考」, 『河北工程技术职业学院学报』, 第4期, 19-21.
- 周巍·杨新慧 (2004), 「对我国构建环境会计理论体系的几点思考」, 『河南财政税务高等专科学校学报』, 第18卷, 第4期, 35-36.
- 钟卫·王文尧 (2006), 「环境会计计量模式初探」, 『商业经济』, 第7期, 23-25.
- 朱小平·徐泓·包小刚 (1998), 「环境会计计量的基本理论与方法」, 『财会月刊』, 第12期, 5-6.
- [日本語文献 (五十音順)]
- 大島正克 (2003), 「中国における環境会計研究の生成と現状—中国の環境保全対策とその日中協力に関連させて—」, 『アジア研究所紀要』(亜細亜大学), 第29号, 126-228.
- 大島正克 (2005a), 「台湾における環境会計の制度化に関する一考察—アカウンタビリティ概念の欠如に関連して—」, 『経営論集』(亜細亜大学), 第40巻第1・2号合併号, 73-123.
- 大島正克 (2005b), 「中国における企業会計制度の復活と発展—改革開放時代の企業会計制度—」, 『アジア研究所紀要』(亜細亜大学), 第31号, 111-205.
- 大原昌明 (2004), 「中国における環境会計の動向」『北星学園大学経済学部北星論集』第43巻, 第2号, 141-150.
- 夏広譜·桂木健次·増田信彦 (2003), 「中国における環境会計の導入について—日本の環境会計の現状を参考にして—」, 『富大経済論集』(富山大学), 第49巻, 443-481.
- 環境省 (2002), 『環境会計ガイドブック 2002年版』, 環境省.
- 環境省 (2005), 『環境会計ガイドブック 2005年版』, 環境省.
- 環境監査研究会訳 (2002), 『GRI サステナビリティリポーティングガイドライン 2002』.
- 張本越·柳田仁 (2006), 「中国における環境会計のあり方に関する一考察—CSR会計との統合を中心として—」, 『神奈川大学国際経営論集』, 第31巻, 219-241.
- 水野一郎 (1998), 「中国会計の最近の動向と特徴—付加価値と労働者持分会計を中心として—」, 『会計』, 第7号, 81-94.
- 水野一郎 (2004), 「中国の環境会計—経済発展と環境保護—」, 山上達人·向山敦夫·國部克彦 (編著) 『環

『境界会計の新しい展開』所収, 白桃書房, 第7章, 106-121.

学 会 行 事

第19回年次大会 2006（平成18）年11月25日（土）～26日（日）

大会準備委員長：野村健太郎（愛知工業大学）

11月25日（土） 会場：愛知工業大学

11：50～12：50 理事会

13：00～13：55 会員総会

14：10～15：50 記念講演

西堤 徹（トヨタ自動車（株）環境部担当部長）

「トヨタ自動車の環境取り組みについて」

15：00～16：20 スタディ・グループ報告（中間報告：報告30分、質疑応答10分）

研究代表者：水野一郎（関西大学）

(1) 研究テーマ：「中国における社会関連会計の現状と動向についての研究」

研究代表者：黒川保美（専修大学）

(2) 研究テーマ：「社会関連会計の再構築」

司会：野村健太郎（愛知工業大学）

16：50～17：30 自由論題報告Ⅰ（報告20分、質疑応答10分）

司会：勝山 進（日本大学）

(1) 石津寿恵（明治大学）

「独立行政法人会計の課題」

(2) 佐藤清和（金沢大学）

「自治体病院における管理者の選任と採算性」

17：30～19：30 懇親会

11月26日（日）

10：00～11：35 自由論題報告Ⅱ（報告20分、質疑応答10分）

司会：中田信正（愛知工業大学）

(1) 倉田 剛（愛知工業大学）

「住宅資産の持続可能性の探求」

(2) 村井秀樹（日本大学）

「エネルギー政策と排出権取引会計基準の相関性」

(3) 岡崎一浩（愛知工業大学）

「保険会計における諸問題」

- 11:35~12:40 昼食
- 12:40~14:30 統一論題報告「持続可能性社会と会計」(各報告25分)
 座長:石崎忠司(中央大学)
 大原昌明(北星学園大学)
 「持続可能なNPO法人会計の課題」
 大島正克(亜細亜大学)
 「持続可能性社会実現のための環境会計の役割」
 向山敦夫(大阪市立大学)
 「持続可能性と会計の課題」
 郡司 健(大阪学院大学)
 「持続可能性と環境・CSR会計」
- 14:30~16:00 統一論題討論
 座長:石崎忠司(中央大学)
 討論者:大原昌明(北星学園大学)
 大島正克(亜細亜大学)
 向山敦夫(大阪市立大学)
 郡司 健(大阪学院大学)

東日本部会 2006(平成18)年6月17日(土)

会場:亜細亜大学

大会準備委員長:大島正克(亜細亜大学)

- 12:00 受付開始
- 12:50 開会挨拶
- 13:00~13:40 歌 興龍(亜細亜大学大学院経営学研究科博士課程後期)
 「中国企業の財務諸表における環境情報開示の制度化に関する一考察
 —環境コストと環境負債を中心として—」
 司会:柳田 仁(神奈川大学)
- 13:45~14:25 山田英俊(神奈川大学大学院経営学研究科博士課程後期)
 「CSRとドイツ経営経済学」
 司会:宮崎修行(国際基督教大学)
- 14:30~15:10 林田 浩(城西国際大学大学院経営情報学研究科博士課程後期)
 「内的な整合性の位置づけと対象にかかわる一考察」
 司会:上田俊昭(明星大学)

15：10～15：30 コーヒーブレイク

15：30～16：10 張 本越（神奈川大学大学院経営学研究科博士課程後期）
「中国における環境会計の展開に関する一考察
ーPDCAサイクル「モデル」の構築と制度化を中心としてー」
司会：大島正克（亜細亜大学）

16：15～17：15 特別講演
矢澤信雄（財団法人政策科学研究所主席研究員、
亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科特任教授）
「研究開発、環境、エネルギー
ーライフサイクル・コストの視点からー」

17：30～19：00 懇親会

西日本部会 2006（平成18）年6月24日（土）

会場：大阪学院大学

大会準備委員長：郡司 健（大阪学院大学）

12：55～13：00 開会挨拶

13：00～13：50（報告35分、討論15分）
司会：笹倉淳史（関西大学）
篠原阿紀（神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程）
國部克彦（神戸大学大学院）
「日本企業の社会性情報開示の現状と課題」

14：00～14：50（報告35分、討論15分）
湊 則男（神戸大学大学院専門職学位課程・マツダ株式会社）
國部克彦（神戸大学大学院）
「日本市場におけるCSRと企業価値の関連性分析」

15：00～15：50（報告35分、討論15分）
司会：阪 智香（関西学院大学）
奥山正剛（沖縄大学）
「沖縄の共同店と財務数値」

16：00～16：50（報告35分、討論15分）
記虎優子（大阪成蹊短期大学）
奥田真也（大阪学院大学）
「企業による包括的な情報開示活動の効果」

「コーポレート・レピュテーションとの関連」

16:50~16:55 閉会挨拶

17:20~19:20 懇親会

「日本社会関連会計学会」会則

(名 称)

- 1) 本会は、日本社会関連会計学会と称する。

(目 的)

- 2) 本会は、会計学とくに社会関連会計の研究と、その研究にたずさわる者の連絡および懇親をはかることを目的とする。

(事 業)

- 3) 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 年1回の会員総会の開催
- (2) 年1回以上の研究発表会の開催
- (3) 年1回の研究に関する刊行物の発行
- (4) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業

(会 員)

- 4) 大学その他において社会関連会計の研究にたずさわる者およびそれに準ずる者は、理事会の承認をへて、本会の会員となることができる。

(院生会員)

- 5) 大学院の博士課程の在籍者およびこれに準ずる者で、院生会員として入会希望する者は、理事会の承認をへて、本会の会員となることができる。

(会 費)

- 6) 会員は、毎年5月末日までに会費を納入しなければならない。

- (1) 会費の年額は、会員総会の承認をへて決定するものとする。
- (2) 3年間以上会費を滞納した会員は原則として退会者として取り扱う。

(役 員)

- 7) 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名 (東日本部会長・西日本部会長)
- (3) 理 事 20名 (東日本側10名、西日本側10名)
- (4) 監 事 2名 幹事 若干名
- (5) 顧問理事・その他

(役員を選出)

- 8) 役員は任期は別表・役員選挙規則により決定する。

(役員は任期)

9) 役員の任期は、別表・役員選挙規則のとおりとする。

(会員総会)

10) 会員総会において、当年度の事業および会計を報告し、次年度の予算案の承認を求める。

なお、議長は会員総会で、その都度、選出する。

(その他)

11) その他細則は、理事会で別に定め、会員総会の議をへて行う。

(会則の変更)

12) 会則の変更は、会員総会の承認をへて行う。

(附 則)

1 この会則は、昭和63年9月より実施する。

2 会費は年額7,000円とする。なお、院生会員は年額3,500円とする。

3 本会の事務局は、大阪市立大学商学部内におく。

平成2年9月13日 「一部改正」

平成4年12月5日 「一部改正」

平成5年10月8日 「一部改正」

平成8年10月19日 「一部改正」

平成9年10月18日 「一部改正」

平成10年11月20日 「一部改正」

平成12年11月24日 「一部改正」

平成17年10月22日 「一部改正」

日本社会関連会計学会 役員選挙規則

第1条 学会役員について

当学会の役員と定員は下記の通りとする。これらすべての役員が理事会の構成メンバーとする。

会 長	1名
副 会 長	2名
顧問理事	若干名
理 事	20名
監 事	2名
幹 事	若干名

ただし、理事は東日本部会より10名、西日本部会より10名選出する。

第2条 会長の選出方法

会長は被選挙権者を全会員とし、全会員による選挙で選出する。なお、会員とは選挙実施直前の理事会で入会を承認されたものまでを含み、過去3年以上の会費未納入者および院生会員は含まない。この会員の定義は本規則のすべての条項において共通である。

第3条 副会長の選出方法

副会長は選出された理事の中から東日本側から1名、西日本側から1名選出する。東日本副会長の選出には東日本側選出理事および会長の11名が投票権を有し、西日本側副会長の選出には西日本側選出理事および会長の11名が投票権を有する。

第4条 理事の選出方法

理事は被選挙権者を全会員とし、全会員による選挙で選出する。会長に当選したものが理事にも当選した場合は、理事としての当選は無効になる。

第5条 顧問理事の選出方法

会長は理事会と会員総会の承認を得て、理事以外の会員の中から顧問理事を委嘱することができる。ただし、会長経験者は顧問理事として理事会を構成する。

第6条 監事および幹事の選出方法

理事会が監事および幹事候補を推薦し、会員総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第7条 役員の任期と再選の可否について

1. 会長の任期は3年とし、連続2期を務めることはできない。
2. 理事の任期は3年とし、再任を妨げない。
3. 顧問理事の任期は3年とし、再任を妨げない。
4. 監事の任期は3年とし、連続3期を務めることはできない。

5. 幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。

6. 平成9年以前の会長および理事の任期については、上記の再選禁止規定を適用しない。

第8条 選挙方法

郵送方式による選挙とし、全会員は会長1名および理事20名（東日本部会から10名、西日本部会から10名）の投票権をもつ。

第9条 投票期間および開票

投票期間は1ヶ月程度とし、開票は選挙管理委員会が行う。開票結果については開票直後の年次大会で公表する。

第10条 得票数が同数の場合の対応

会長選挙において最高得票者が複数以上出た場合は、選挙直後に開催される会員総会において再度投票による選挙を行って当選者を決定する。理事選挙において、最下位当選者の得票数が同数のため定員を上回る場合は、選挙管理委員会による抽選によって当選者を確定する。

第11条 当選者辞退の場合

会長もしくは理事当選者が辞退した場合は、次点者を繰り上げ当選させる。

第12条 欠員の補充

会長に欠員が生じた場合は、理事会の承認のもとで副会長のうち1名が会長を兼任する。理事に欠員が生じた場合の処置については理事会に一任する。

第13条 選挙管理委員会の設置について

選挙管理委員会は選挙の前年度の会員総会において設置する。選挙管理委員会は本規則に従って、選挙を実施・管理する。

(附則)

本規則は、平成10年10月1日より施行する。

(備考)

- ・ 関東部会、関西部会は、それぞれ東日本部会、西日本部会に名称を変更する。
- ・ 東日本と西日本の境は、富山県、岐阜県、愛知県以西を西日本部会所属とする。
- ・ 部会の所属は移住地（現住所）とする。
- ・ 海外会員は東日本に所属するものとする。

平成13年10月12日 「一部改正」

平成17年10月22日 「一部改正」

日本社会関連会計学会 スタディ・グループ規程

日本社会関連会計学会の研究促進を目的として、スタディ・グループを設置する。

1. スタディ・グループの研究期間は2年とする。
2. 2年のスタディ・グループの研究期間終了後、新たなスタディ・グループを募集する。
ただし、理事会が認めた場合は、スタディ・グループの研究期間中であっても、新たなスタディ・グループを採用することができる。
3. 研究補助金は、年額100,000円（2年間で計200,000円）とする。
4. 研究代表者は、以下の事項を記載した申請書（A4用紙2枚・横書き）を全国大会の1ヶ月前までに事務局宛に提出しなければならない。
 - (1) 研究代表者と研究協力者（非学会員も可とする）の氏名と所属
 - (2) 研究テーマ
 - (3) 研究目的
 - (4) 研究計画
5. スタディ・グループの採用については、全国大会での理事会で決定し、総会に報告する。
6. 採用されたスタディ・グループは以下の義務を負う。
 - (1) 全国大会での報告（中間報告と最終報告）
ただし、中間報告については部会での報告でも可とする。
 - (2) 学会誌『社会関連会計研究』への投稿（中間報告と最終報告）

（附則）

1. 本規程は平成13年10月12日から施行する。

平成15年10月10日 「一部改正」

『社会関連会計研究』 投稿規程

2005年5月10日施行

- 第1条 『社会関連会計研究』（以下「本誌」という）に投稿できる者は、本学会正会員、博士課程（後期）の学生会員とする。ただし、共同論文の場合、本学会正会員1名が含まれていれば、他の執筆者は非学会員もしくは博士課程（前期）の学生会員でも可とする。
- 第2条 本誌は、各年度に1号を発行する。
- 第3条 本誌の発行および原稿提出の期限は、編集委員会が定める。
- 第4条 本誌には次の記事を掲載する。
- 一 研究論文
 - 二 記念講演
 - 三 スタディ・グループ報告
 - 四 書評（学会員の著書に限る）
 - 五 会長挨拶、編集委員会名簿、編集関係規定等
 - 六 その他、編集委員会の定めるもの
- 第5条 本誌に掲載する研究論文は、日本語のキーワードを付するものとする。
- 第6条 本誌には英語の目次を付す。
- 第7条 本誌に掲載する研究論文は和文または英文とし、未発表のものに限る（ただし口頭発表はこの限りでない）。
- 第8条 本誌に研究論文を投稿しようとする者は、編集委員会が定める本誌執筆要領に従い作成した原稿を、提出期限までに学会事務局宛に送付するものとする。
- 第9条 投稿された原稿（研究論文）については査読を行い、採択および加筆修正の必要性を決定する。
- 第10条 上記第9条に基づき、編集委員会は、掲載予定の原稿につき、執筆者との協議を通じ、内容および表記の変更を求めることがある。
- 第11条 執筆者による校正は初校までとする。校正の際の原稿修正は原則として認められない。
- 第12条 掲載研究論文の抜刷りは、初校の提出時に必要部数を申し込むものとする。その経費は、原則として執筆者の負担とする。
- 第13条 図版等で特別の経費を要する場合、その経費は執筆者の負担とする。
- 第14条 本誌に掲載された研究論文の著作権は本学会に帰属する。著作権に関する諸問題は、執筆者の責任において処理するものとする。また、他の出版物等に転載する場合は事前に本学会の許可を得るものとする。

『社会関連会計研究』 執筆要領

2005年5月10日施行

2007年12月25日改訂

第1条 本誌に掲載される研究論文等1篇の分量（日本語の表題・著者名、英語の表題・著者名・抄録、日本語のキーワード、図表を含む）は、以下のように定める。

論文14,000字 (刷上り10ページ以内)

書評 6,000字 (刷上り5ページ以内)

第2条 原稿はワープロソフトで作成し、原稿ファイルの入ったフロッピーディスク（使用したソフトウェア名・バージョンとファイル名を明記したもの）1部と印刷したものの3部を提出する。なお、提出された書類等は原則として返却しない。

または、学会論文投稿フォーラムから投稿しても良い。

第3条 原稿は次の宛先に送付する。

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1

神戸大学大学院経営学研究科 國部克彦研究室宛

E-mail : kokubu@kobe-u.ac.jp

第4条 原稿は、A4判、上下左右に25mmのマージン、1行40字、1ページ30行というフォーマットで作成すること。なお、本誌の1ページは42字×34行の1428字である。図は1つにつき、半ページから1ページ程度のスペースを必要とするので、適宜本文の字数を減らすこと。

第5条 1ページ目には表紙をつけ、論文タイトル（日本語・英語の両方）、執筆者（複数の場合は全員）の氏名と所属（いずれも日本語・英語の両方）、査読結果等の連絡先（郵送先・電話・ファクス・E-mailアドレス）を記載すること。

第6条 2ページ目には、冒頭に「論文タイトル」（日本語・英語の両方）、続けて3～5語の日本語のキーワードを記載してから本文を始めること。ここには執筆者の氏名を記載しないこと。

第7条 見出しレベルは節・項・目の3つまでにとどめる。

第8条 和文は常用漢字・現代仮名遣いを用い、句読点には「、」「。」を用いる。

第9条 図と表は必要最小限にとどめ、それぞれ連番を付し、簡潔な見出しをつける。

第10条 注は、本文の末尾に「注」というセクションを設け、一括して記載する。

第11条 本文中での注の指示は、小括弧で連番を付して示す。例：(1)、(2)、…

第12条 本文中で引用された文献は、注のセクションの後ろに「引用文献」というセクションを設け、アルファベット順にすべて漏れなく記載すること。

- 第13条 本文中での引用文献の指示は、著者名・刊行年を小括弧に入れ、カンマで区切って示す。その際、外国人名は原語で表記する。例：(青木, 1993)、(Smith, 2002)
- 第14条 同じ著者で同一刊行年の文献を複数引用する場合は、それぞれ刊行年の後ろにアルファベットを付して区別すること。例：2004a, 2004b, …
- 第15条 「引用文献」のセクションでは、各文献は以下のようなスタイルで記述すること。

引用文献のスタイル

(1) 著書

日本語文献：著者名（刊行年），『著書名』，出版社。

欧米文献：Surname, Initials. (Year), Title, Publisher.

山上達人 (1996), 『環境会計の構築 —社会関連会計の新しい展開—』, 白桃書房。
Mansley, M. (2000), Socially responsible investment -A guide for pension funds and institutional investors-, Monitor Press.

(2) 編著書の分担執筆論文

日本語文献：著者名（刊行年），「論文（章）タイトル」，編者名『著書名』所収，出版社，ページ。

欧米文献：Surname, Initials (Year), "Title," in Editor's Surname, Initials (Ed.), Title, Publisher, Pages.

宮崎修行 (2004), 「ヨーロッパの環境会計」, 勝山 進編著『環境会計の理論と実態』所収, 中央経済社, 147-167.

Gray, R. and Bebbington, J. (2000), "Environmental Accounting, Managerialism and Sustainability: Is the planet safe in the hands of business and accounting?," in Freedman, M. and Jaggi, B. (Eds.), Advances in Environmental Accounting & Management (Volume 1), JAI, 1-44.

(3) 雑誌などに掲載された論文

日本語文献：著者名（刊行年），「論文名」，『雑誌名』，巻数，号数，ページ。

欧米文献：Surname, Initials, (Year), "Title," Journal, Volume, Number, Pages.

阪 智香 (2003), 「環境会計の新体系試案」, 『社会関連会計研究』, 第15号, 23-32.

Beets, S.D. and Souther, C. (1999), "Corporate Environmental Reports: The Need for Standards and an Environmental Assurance Service," Accounting Horizons, Vol. 13, No. 2, 129-145.

* 複数の著者がいる場合は、省略せずに全員を記載すること。なお、欧米文献で複数の著者がいる場合、2人目以降の著者名もすべて Surname, Initials の順で記載すること。

* 英文の組織名・雑誌名等は、省略せずに正式名称で記載すること。例：(誤) AERA → (正) American Educational Research Association

日本社会関連会計学会 役員

第8期（第17年度～第19年度）

会 副 副	長 長（東日本部会長） 長（西日本部会長）	松 石 郡	尾 崎 司	聿 忠	正 司 健
理 事	事（東日本部会）	小 勝 菊 黒 上 村 宮 柳 湯 飯 梶 國 佐 富 野 平 水 向 青 木 中 大 阪	川 山 谷 川 妻 井 崎 田 田 浦 部 藤 増 村 松 野 山 木 下 原 下	正 保 義 秀 修 雅 修 昭 克 倫 和 健 一 敦 照 章 勇 智	浏 進 人 美 直 樹 行 仁 夫 三 友 彦 正 彦 郎 夫 郎 夫 脩 嶽 吉 二 香
理 事	事（西日本理事）				
顧 問 理 事					
監 事					
幹 事		川 坂 富 向 村	口 上 増 山 井	和 敦 秀	修 学 彦 夫 樹

「社会関連会計研究」第19号

2007年12月 発行

編 集 日本社会関連会計学会
 発行人 会 長 松 尾 聿 正
 事務局 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138
 大阪市立大学商学部 向山敦夫研究室内
 Phone & FAX : 06-6605-2232
 E-mail : jcsara@bus.osaka-cu.ac.jp
 Home Page : <http://www3.bus.osaka-cu.ac.jp/jcsara/>

印 刷 〒604-8873 京都市中京区壬生花井町3
 新日本プリンティングサービス株式会社
 電 話 075-822-0919
 F A X 075-803-2981

表 1 社会連関会計の適用範囲

（単位：億円）

業種	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
製造業	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
卸売業	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300
小売業	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100
サービス業	400	450	500	550	600	650	700	750	800	850	900
金融業	200	220	240	260	280	300	320	340	360	380	400
不動産業	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250
建設業	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200
運輸業	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130
通信業	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110
電力・ガス業	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90
水・下水道業	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40
その他	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
合計	3,390	3,625	3,860	4,090	4,320	4,550	4,780	5,010	5,240	5,470	5,700

表 2 社会連関会計の適用状況

（単位：億円）

業種	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
製造業	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100
卸売業	750	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250
小売業	550	600	650	700	750	800	850	900	950	1,000	1,050
サービス業	350	400	450	500	550	600	650	700	750	800	850
金融業	180	200	220	240	260	280	300	320	340	360	380
不動産業	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230
建設業	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190
運輸業	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120
通信業	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
電力・ガス業	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80
水・下水道業	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
その他	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
合計	3,145	3,375	3,610	3,840	4,070	4,300	4,530	4,760	4,990	5,220	5,450

日本社会関連会計学会入会申込書

年 月 日

ふりがな	
氏 名	
所属機関	
同 住 所	〒 TEL
自 宅 住 所	〒 TEL
E-mail	
推 薦 者	
関 連 業 績	

会長挨拶

研究論文

持続可能性と環境・CSR 会計ー持続可能性会計への展望ー

..... 郡司 健 1

独立行政法人における企業会計的手法に関する検討

..... 石津 寿恵 11

自治体病院における管理者の選任と採算性

..... 佐藤 清和 23

住宅資産の持続可能性の探求

..... 倉田 剛 39

ファイナイト保険を巡る会計上の諸問題ー保険会計と金融商品会計との区分についてー

..... 岡崎 一浩 47

スタディ・グループ報告

中国における社会関連会計の現状と動向についての研究（最終報告）

..... 水野 一郎 59

